

第5次

大桑村総合計画

後期基本計画

2019年度

2023年度

笑顔と自然に包まれた美しいむら
～未来につなぐ『めぐみの郷』～



平成31年3月

笑顔と自然に包まれた美しいむら

～未来につなぐ『めぐみの郷』～



ごあいさつ

大桑村では、第5次大桑村総合計画の前期基本計画（平成26年度～平成30年度）が終了することを受けて、後期基本計画（2019（平成31）年度～2023年度）を策定しました。

この後期基本計画は、大桑村がめざす将来像「**笑顔と自然に包まれた美しいむら ～未来につなぐ『めぐみの郷』～**」に向け、前期基本計画期間の取組と達成状況の評価、急激な人口減少に伴う少子高齢化の進行、多発する自然災害によるコミュニティ意識の高まりなど社会情勢の変化を踏まえ策定しました。

豊かな自然環境と利便性のある快適な生活環境が調和し、村民の皆様と行政がともに村づくりへ取組み、活力ある笑顔に満ちあふれた大桑村を誇り、それらを将来に受け継いでいきたいという願いも込めています。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました村民の皆様に対し、御礼申し上げます。

平成31年3月 大桑村長

貴丹 豊

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 総合計画の役割	2
3. 計画の構成と期間	3
第2章 村の特性と課題	4
1. 村の概況	4
2. 村の特性	7
3. 住民のむらづくりへの思い	9
4. 村を取り巻く時代潮流	27
5. 新しいむらづくりで対応すべき課題	31
第2部 基本構想	35
第1章 村の将来像	35
1. むらづくりの基本視点	35
2. 村の将来像	36
3. 将来像実現のための基本目標	37
4. 将来人口	40
5. 土地利用の基本方針	41
第2章 施策の大綱	42
1. 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり	42
2. 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり	44
3. 快適で住みやすいむらづくり	46
4. 豊かで活力あふれるむらづくり	47
5. 人と文化が輝き歴史が息づくむらづくり	48
6. 連携と協働で築く自立のむらづくり	50
第3部 後期基本計画	53
第1章 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり	53
1. 保健・健康づくり・医療	53
2. 子育て支援	56
3. 高齢者施策	59
4. 障がい者施策	63
5. 地域福祉	66

6. 社会保障	69
第2章 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり	71
1. 防災・消防	71
2. 防犯・交通安全	75
3. 消費者保護	77
4. 環境保全	79
5. 景観	82
6. ごみ処理	84
7. 上・下水道	87
第3章 快適で住みやすいむらづくり	89
1. 土地利用	89
2. 道路・公共交通	91
3. 住宅・宅地	95
4. 情報通信	98
第4章 豊かで活力あふれるむらづくり	101
1. 農業	101
2. 林業	104
3. 商工業	108
4. 観光	110
5. 雇用対策	114
第5章 人と文化が輝き歴史が息づくむらづくり	116
1. 学校教育	116
2. 生涯学習	119
3. 生涯スポーツ	121
4. 文化・芸術・文化財	123
5. 青少年健全育成	126
第6章 連携と協働で築く自立のむらづくり	128
1. 協働のむらづくり	128
2. 地域コミュニティ	131
3. 交流	133
4. 人権・男女共同参画	135
5. 行財政運営	138
資料編	141
◇第5次大桑村総合計画後期基本計画策定経過.....	141
◇大桑村総合計画後期基本計画審議会委員名簿.....	142

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

本村では、これまで第5次大桑村総合計画前期基本計画（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）に基づき、『笑顔と自然に包まれた美しいむら～未来につなぐ「めぐみの郷」～』をむらづくりの将来像に掲げ、各分野にわたる様々な施策を住民とともに積極的に推進してきました。

地球温暖化をはじめとする環境問題への対応、コミュニティへの意識の一層の高まり、地方の産業・経済の低迷、地域住民が地方行政に参画し協働していくことをめざす「地方分権改革」の進展に加え、前期基本計画策定からこれまでの期間、加速度的に進行する人口減少や少子高齢化社会、2016（平成28）年に発生した熊本地震や記憶に新しい平成30年7月豪雨などの災害の発生による安全・安心意識の高まり、AI（人工知能）などをはじめとする情報社会の進展など、私たちの暮らしを取り巻く社会・経済情勢の変化は大きくなっています。

村内においては、保健・医療・福祉の充実をはじめ、環境と調和した快適で安全・安心な住環境の整備、雇用対策などが求められているほか、若い世代を中心に、子育て環境・教育環境の充実などへの関心も高まっています。

依然として厳しい財政状況が続くことが予想されますが、村を取り巻く社会情勢や環境からくる課題に的確に対応し、住民と行政が協働して新しい村を築いていくため、今後のむらづくりの方向性とその実現のための基本目標を示す指針として、「第5次大桑村総合計画後期基本計画」を策定します。

2. 総合計画の役割

本計画は、あらゆる行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、以下のような役割を持つ計画として策定します。

■役割1 住民みんなの「むらづくりの共通目標」

本計画は、今後の本村のむらづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりがむらづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

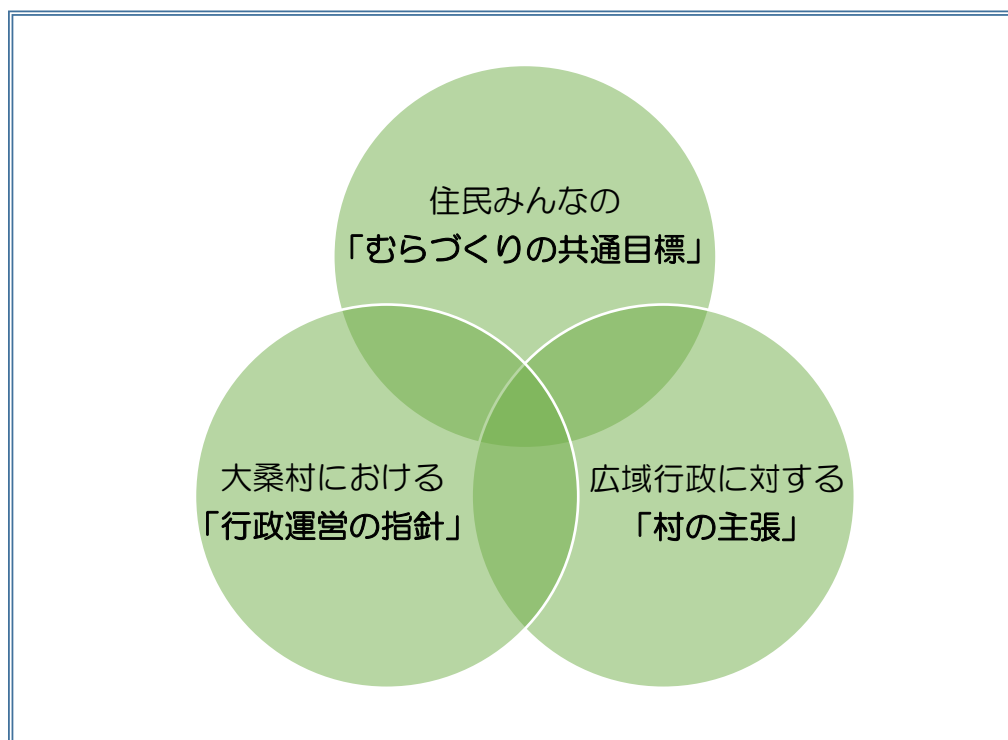
■役割2 大桑村における「行政運営の指針」

本計画は、自治体として自立できる自治体経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政運営の指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する「村の主張」

本計画は、国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本村のむらづくりの方向を主張し、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく基礎となるものです。

【総合計画の3つの役割】



3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

■基本構想

基本構想は、本村のめざすべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、2014（平成26）年度から2023年度までの10年間とします。

■基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な主要施策等を体系的に示すものです。

計画期間は、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までを前期基本計画、2019（平成31）年度から2023年度を後期基本計画として策定し、後期基本計画終了時に実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。

■実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は、向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。

【総合計画の構成と期間】

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
基本 構想	基本構想（10年間）									
	2014（平成26）年度～2023年度									
基本 計画	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
	2014（平成26）年度～2018（平成30）年度					2019（平成31）年度～2023年度				
実施 計画	実施計画（3年間）									
（1年ごとのローリング）										

第2章 村の特性と課題

1. 村の概況

(1) 位置と地勢等

本村は長野県の南西部、木曽郡の南部に位置し、東西約 30 km、南北約 10 km、総面積は 234.47km² で、東は南駒ヶ岳、空木岳等中央アルプスの山々によって伊那谷に接し、南は南木曽町に、西は奥三界岳によって岐阜県中津川市及び王滝村に、北は上松町に隣接しています。

地勢をみると、村の中央部を北東から南西にかけて流れる木曽川へ、伊那川、殿小川、阿寺川等の中小河川が流入し、起伏の激しい複雑で急しゅんな地形をなしています。また、総面積の 95.8%を森林が占め、集落、耕地は木曽川とその支流の比較的平坦な標高 500m～800mの地域に小規模に散在しています。

交通条件をみると、村の中央部を横断する木曽川の流れに沿って国道 19 号、JR 中央本線が走っており、中津川市まで 33km、木曽町まで 24km の距離にあり、名古屋空港及び松本空港までそれぞれ車で約 2 時間、中部国際空港まで車で約 3 時間の距離にあります。

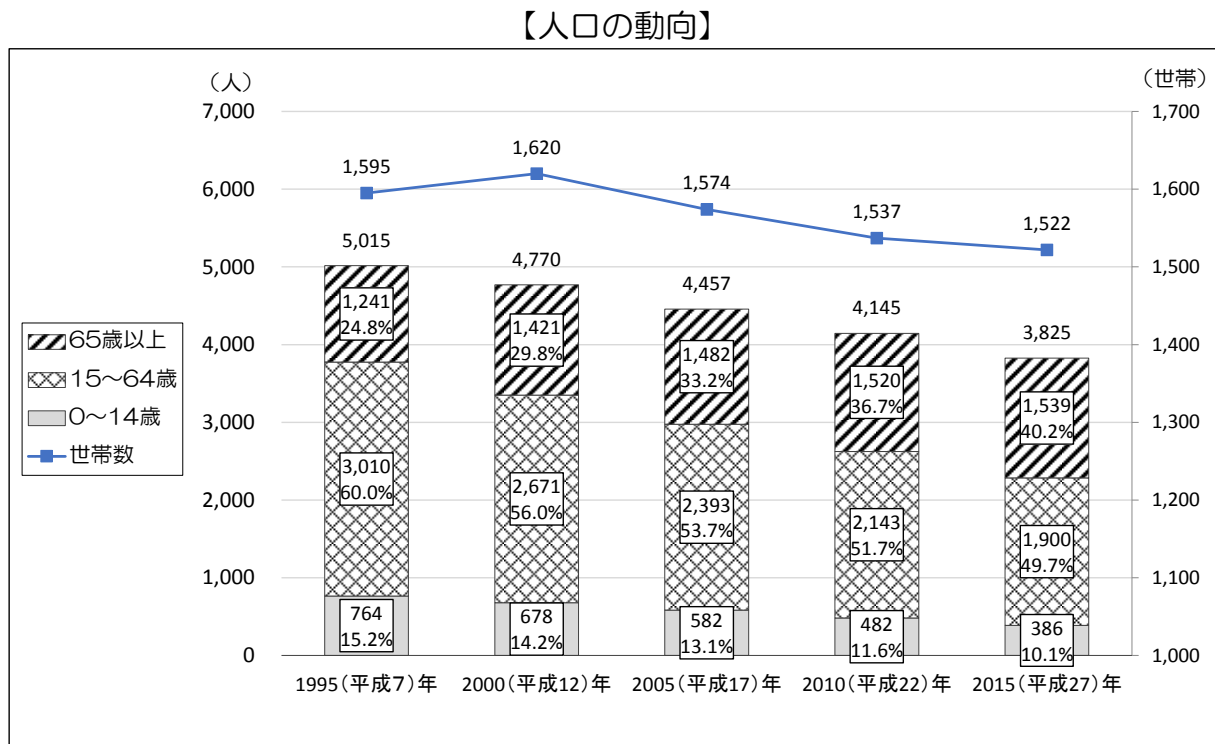
（２）人口の動向

本村の総人口は、2015（平成 27）年の国勢調査では 3,825 人となり、減少傾向での推移が続いています。

年齢 3 区分別にみると、15 歳未満の年少人口は 386 人（10.1%）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 1,900 人（49.7%）、65 歳以上の老年人口は 1,539 人（40.2%）となっています。

全国及び県と比較すると、年少人口比率（10.1%）は、全国平均（12.6%）や県平均（13.0%）を下回る一方で、老年人口比率（40.2%）は、全国平均（26.6%）や県平均（30.1%）を大きく上回り、住民の約 4 割が 65 歳以上となるなど、少子高齢化が進んでいます。

本村の総世帯数は 2000（平成 12）年の 1,620 世帯をピークに減少傾向となっており、2015（平成 27）年は 1,522 世帯となっています。



（資料：国勢調査）

【年齢構成比率の比較（2015（平成 27）年）】

	村	県	国
年少人口（15歳未満）	10.1%	13.0%	12.6%
生産年齢人口（15～64歳）	49.7%	57.0%	60.7%
老年人口（65歳以上）	40.2%	30.1%	26.6%

※小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため合計が 100%を上下する場合もあります。

(3) 就業構造の動向

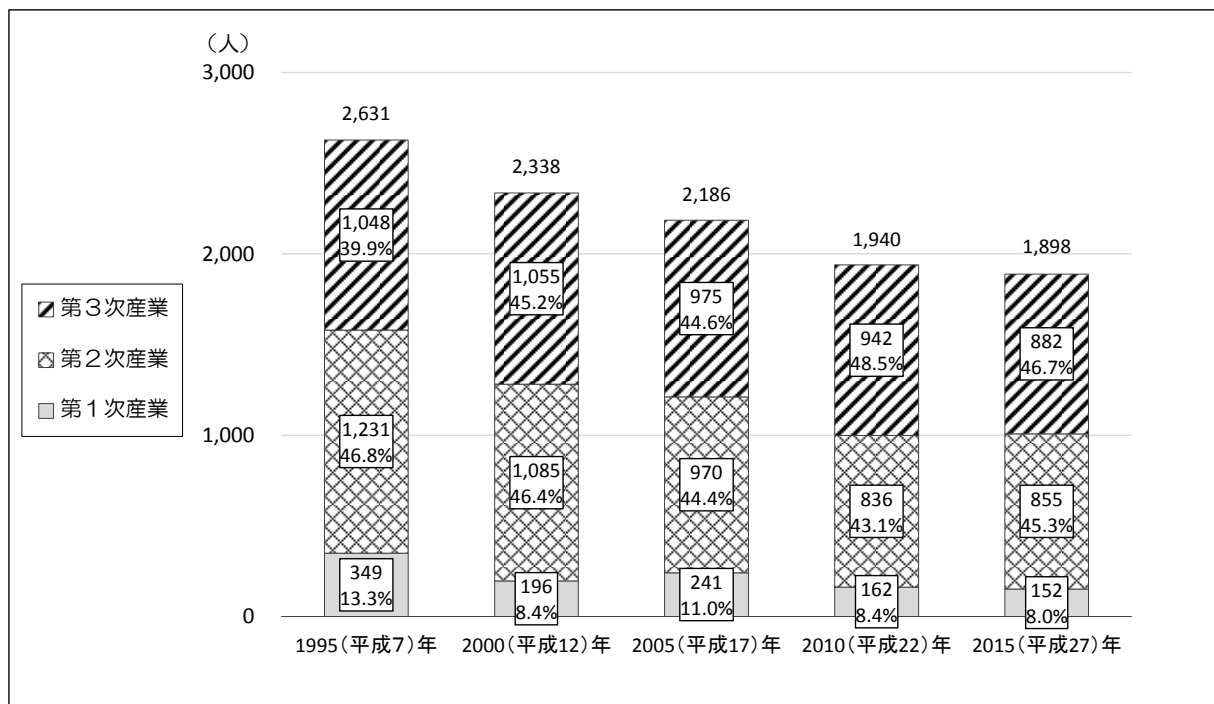
本村の就業者総数は減少傾向で推移しており、2015（平成 27）年では 1,898 人となっています。

産業 3 部門別にみると、農業などの第 1 次産業は 152 人（8.0%）、製造業、建設業などの第 2 次産業は 855 人（45.3%）、これら以外の第 3 次産業は 882 人（46.7%）となっています。

全国及び県と比較すると、第 1 次産業の構成比率（8.0%）は、全国平均（4.0%）を上回るものの、県平均（9.3%）を下回ります。また、第 2 次産業の構成比率（45.3%）は、全国平均（25.0%）や県平均（29.2%）を大きく上回る一方、第 3 次産業の構成比率（46.7%）は、全国平均（71.0%）や県平均（61.6%）を下回っています。

製造業を中心とする第 2 次産業の就業者の割合が高いのが本村の特色となっています。

【就業構造の動向】



(資料：国勢調査)

【産業別構成比率の比較（2015（平成 27）年）】

	村	県	国
第 1 次産業	8.0%	9.3%	4.0%
第 2 次産業	45.3%	29.2%	25.0%
第 3 次産業	46.7%	61.6%	71.0%

※小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しているため合計が 100%を上下する場合があります。

2. 村の特性

新たなむらづくりを進める上で、地域資源やこれまでのむらづくりの成果など地域特性を最大限に活かしたむらづくりを進めることが重要です。こうした本村の代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

特性1

木曽川、阿寺溪谷など豊かな自然に包まれ、水と緑の優れた自然環境・景観を誇るとともに、こうした自然を体感できる観光・交流施設がある村

本村は、村域のほとんどを森林が占め、中央部を流れる木曽川に伊那川、殿小川、阿寺川等が流入し、緑と豊かな水、そして澄んだ空気に包まれた優れた自然環境・景観を誇ります。

また、日本における三色桃発祥の地といわれており、村各所でその花を楽しむことができます。

本計画の策定にあたって実施した小・中学生及び住民アンケート調査の結果においても、村の魅力をたずねた設問で、「自然環境が豊かである」点が村の魅力として圧倒的に多くなっています。

また、本村には、豊かな自然や歴史資源のほかにも、日帰り温泉やスポーツ、自然散策が楽しめるフォレスパ木曽をはじめ、キャンプが楽しめるのぞきど森林公園や阿寺溪谷、村の特産品や食文化が楽しめる道の駅大桑など観光・交流施設があり、多くの観光客が訪れています。

特性2

須原宿、野尻宿など宿場町の風情が残り、定勝寺、白山神社など中山道の歴史が息づく村

本村には、国指定の重要文化財である定勝寺、白山神社や県宝に指定された池口寺薬師堂、そのほかにも岩出観音や中世の石仏など歴史的遺産が数多く残っています。

また、中山道の宿場町として栄えた須原宿、野尻宿があり、当時の面影を残しているとともに、須原ばねそ、野尻宮歌、神楽などの伝統芸能が伝承され、独特の歴史・文化が息づいています。

特性3

伝統的基幹産業である農業、林業のほか、木曽郡で最大の製造品出荷額を誇る工業の村

本村は、伝統的基幹産業である農業、林業のほか、木曽川水系の豊富な水を背景に9か所の水力発電所が稼働するとともに、自動車関連産業などが立地しており、製造業を中心とする第2次産業の就業者の割合が高く、木曽郡で最大の製造品出荷額等を誇る特性を持ちます。

特性4

住民と連携して、子どもから高齢者まで住民の健康・福祉の増進に取り組む村

本村には、高齢者福祉施設や障がい者の地域活動支援センターがあり、福祉関連施設が比較的整備されています。

また、保育サービスなど子育て支援の充実をはじめ、予防を重視した保健サービスの提供やきめ細やかな福祉・介護施策が推進されており、子どもから高齢者まで住民の健康・福祉を増進する取組が展開されています。

さらに、ボランティアによる住民支え合い活動やNPO※による宅幼老所の運営、身近な集会所での介護予防活動など、住民と協働した福祉活動も活発に展開されています。

特性5

住民の村への愛着や地域での連帯感があり、住民と行政との距離が近い、みんなの顔がみえる村

全国的に住民同士のつながりや地域への関心が薄れていく傾向にある中で、本村には、人のあたたかさや人情、地域の連帯感があります。住民アンケート調査結果においても、村に「愛着を感じている」人の割合は64.9%と前回調査を0.8ポイント上回っており、村への愛着度は高くなっています。

村では、各地区でのコミュニティ活動やイベント・祭りへの参画をはじめ、ボランティア活動や環境保全活動、地域での見守り活動など、幅広い分野で住民の自主的な活動が活発に行われています。

規模の大きな自治体に比べ、住民と行政との距離が近く、住民一人ひとりのニーズへのきめ細やかな対応が行いやすい環境にあるといえますが、さらなる地域の連帯感の向上をめざし、住民と行政との協働のむらづくりを推進しています。

※NPO：民間非営利組織

3. 住民のむらづくりへの思い

本計画の策定にあたって、住民参画、住民ニーズの反映を重視し、小・中学生アンケート及び住民アンケート調査を実施しました。ここでは代表的な設問結果を抜粋しています。

※グラフでは、比率を百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が 100％を上下する場合があります。また、（複数回答）とある問は回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は 100％を超える場合があります。

【小・中学生アンケート】

調査対象及び調査方法

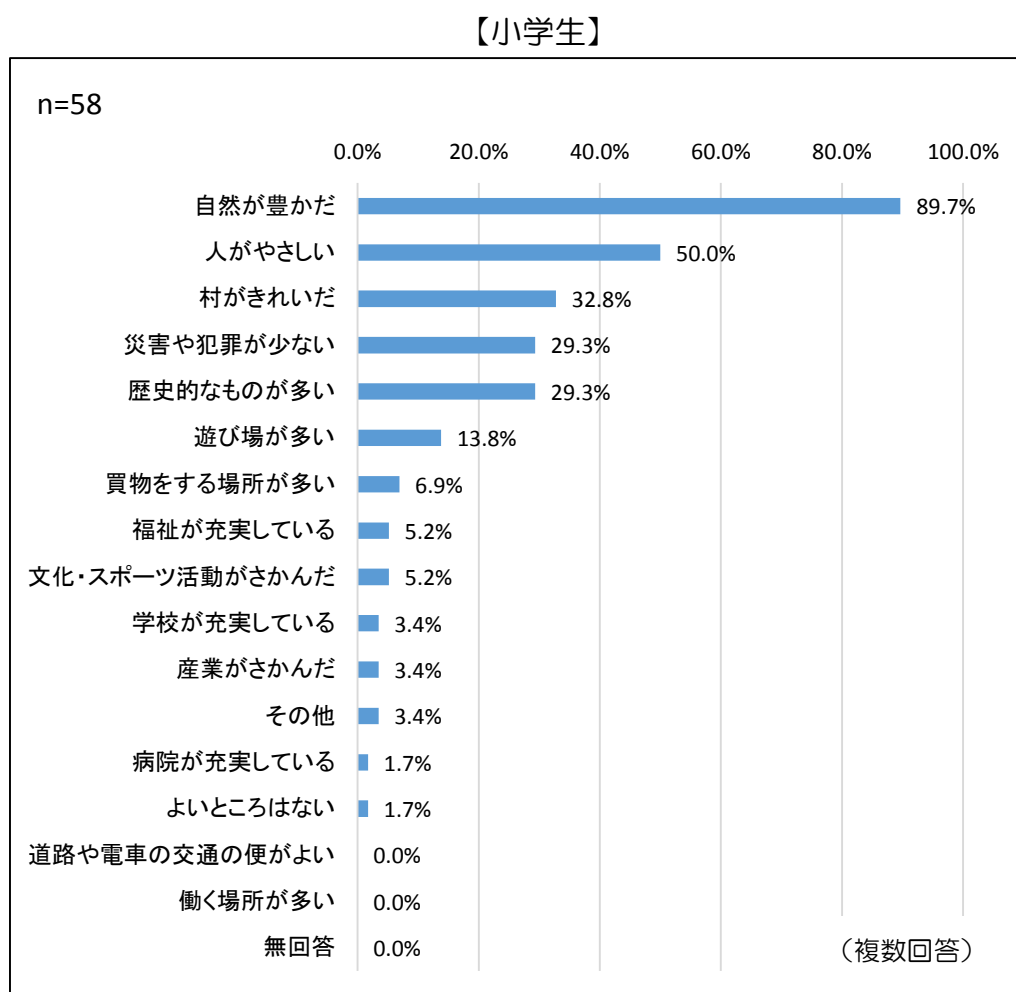
項目	内容
調査対象	小学5～6年生、中学1～3年生
配付数	小学生 59、中学生 93
抽出法	全数調査
調査方法	学校での配付、回収
調査時期	2017（平成 29）年9月

回収結果

有効回収数	小学生58、中学生81
有効回収率	小学生98.3%、中学生87.1%

(1) 大桑村のよいところ

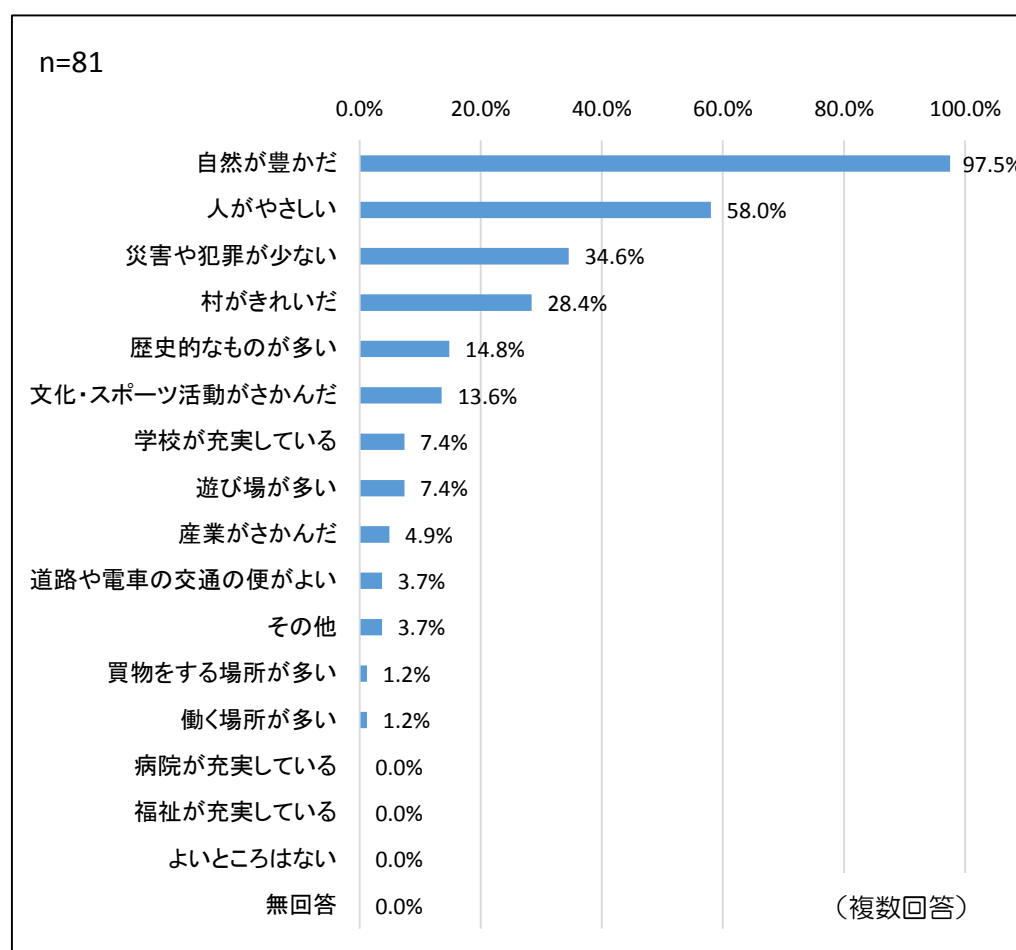
大桑村のよいところについては、小学生では「自然が豊かだ」が 89.7%と最も高く、次いで、「人がやさしい」が 50.0%、「村がきれいだ」が 32.8%、「災害や犯罪が少ない」と「歴史的なものが多い」が 29.3%等となっています。



中学生では「自然が豊かだ」が97.5%と最も高く、次いで、「人がやさしい」が58.0%、「災害や犯罪が少ない」が34.6%、「村がきれいだ」が28.4%、「歴史的なものが多い」が14.8%等となっています。

「自然が豊かだ」については、小学生が89.7%、中学生が97.5%と特に高くなっており、村の魅力として自然が豊かな点が高く評価されていることがうかがえます。

【中学生】



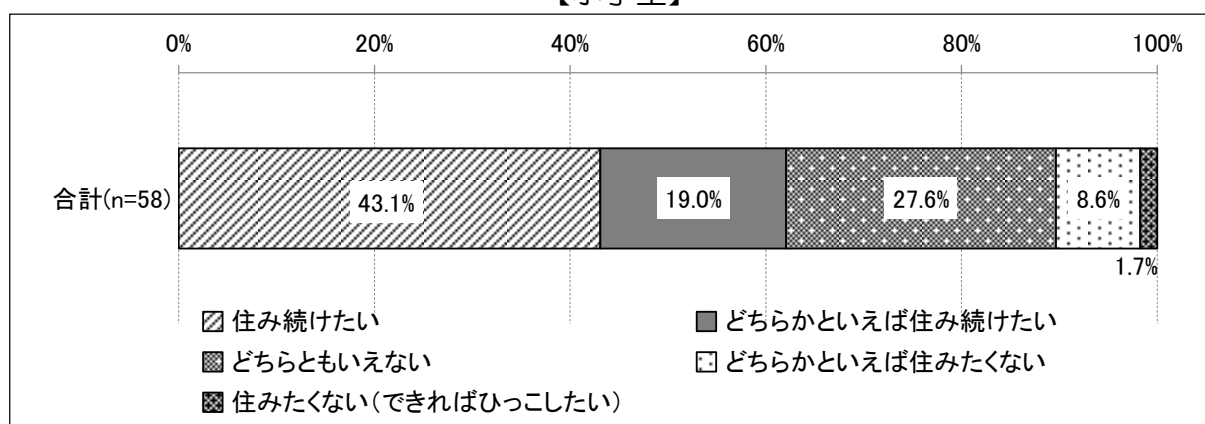
(2) 大桑村に住み続けたいか

大桑村に住み続けたいかについては、小学生では「住み続けたい」が43.1%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」が27.6%、「どちらかといえば住み続けたい」が19.0%、「どちらかといえば住みたくない」が8.6%、「住みたくない（できればひっこしたい）」が1.7%となっています。

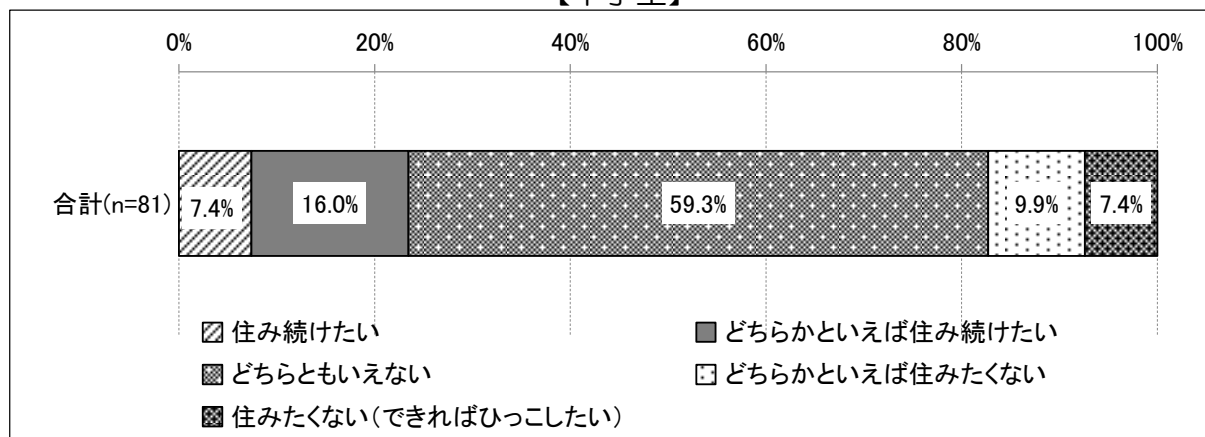
中学生では「どちらともいえない」が59.3%と最も高く、次いで、「どちらかといえば住み続けたい」が16.0%、「どちらかといえば住みたくない」が9.9%、「住み続けたい」と「住みたくない（できればひっこしたい）」が7.4%となっています。

また、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”でみると、小学生が62.1%、中学生が23.4%となっており、小学生のほうが38.7%高くなっています。

【小学生】



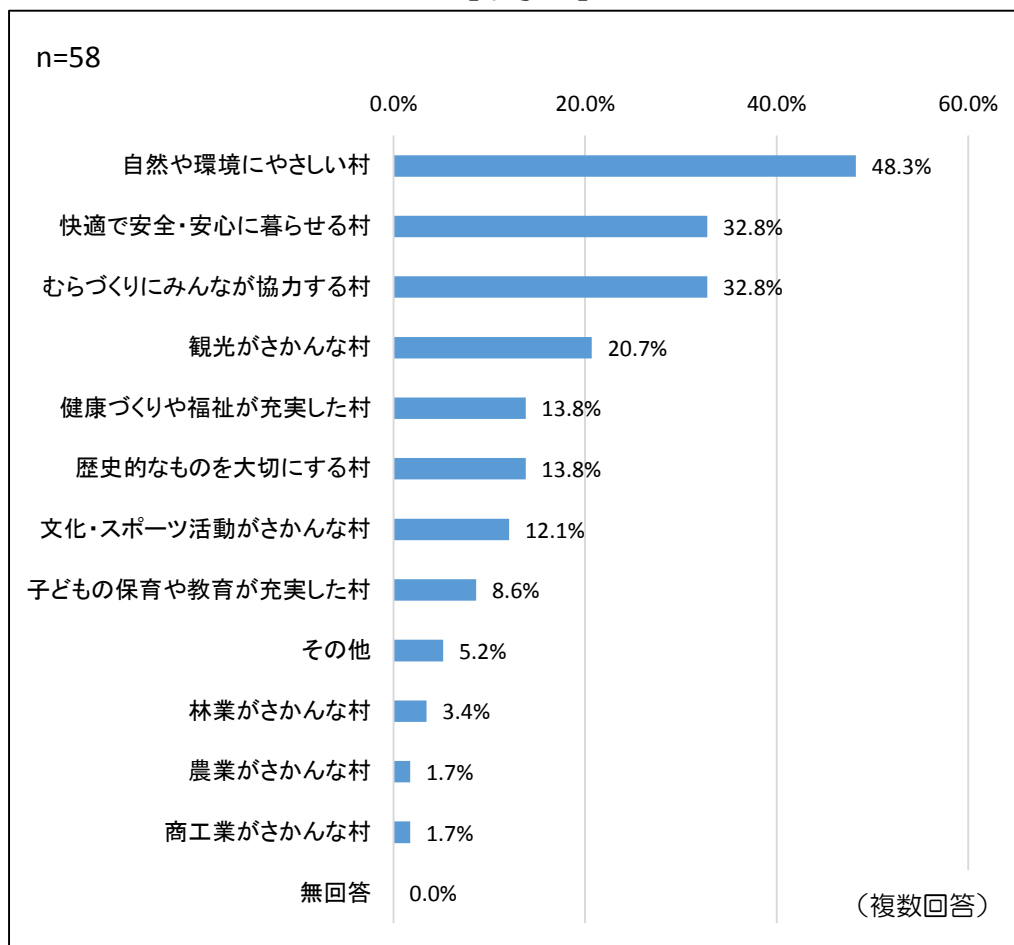
【中学生】



(3) 今後のむらづくりの特色について

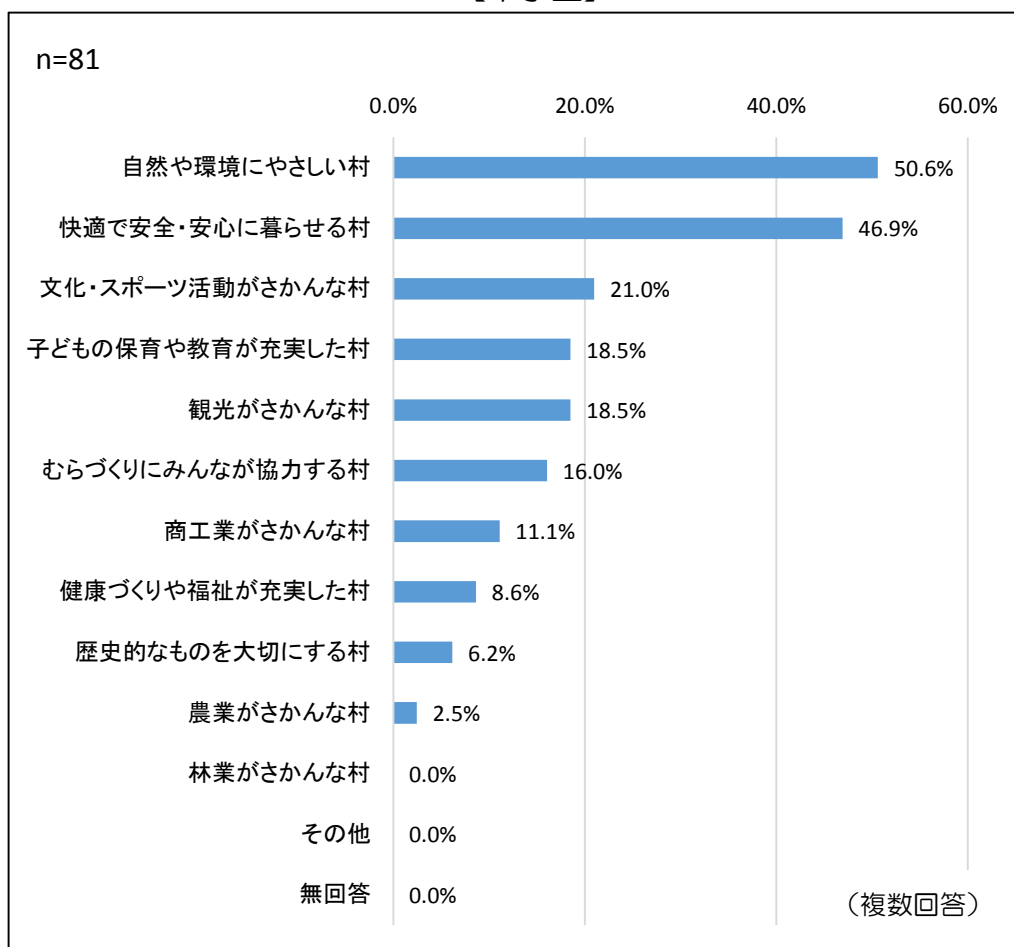
今後、大桑村はどのような村になってほしいかについては、小学生では「自然や環境にやさしい村」が48.3%と最も高く、次いで、「快適で安全・安心に暮らせる村」と「むらづくりにみんなが協力する村」が32.8%、「観光がさかんな村」が20.7%、「健康づくりや福祉が充実した村」と「歴史的なものを大切にする村」が13.8%等となっています。

【小学生】



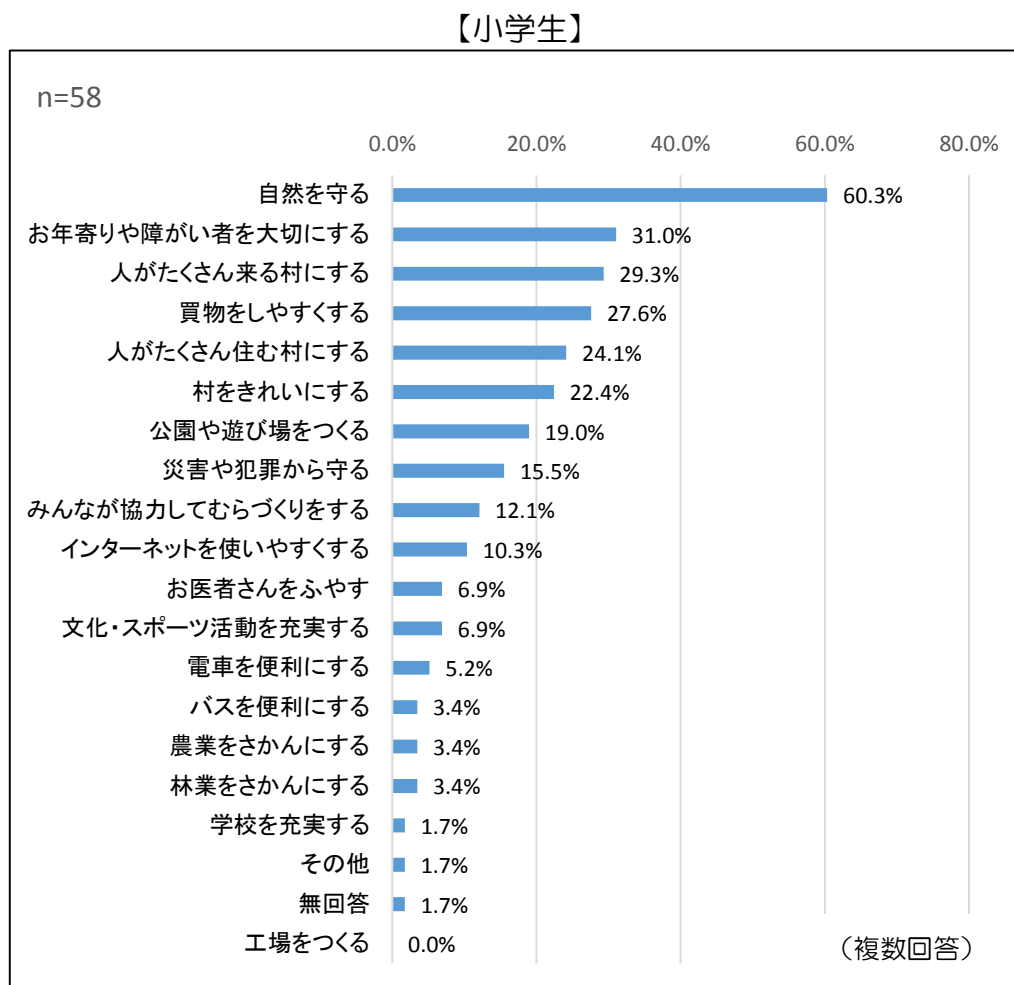
中学生では「自然や環境にやさしい村」が 50.6%と最も高く、次いで、「快適で安全・安心に暮らせる村」が 46.9%、「文化・スポーツ活動がさかんな村」が 21.0%、「子どもの保育や教育が充実した村」と「観光がさかんな村」が 18.5%等となっています。

【中学生】



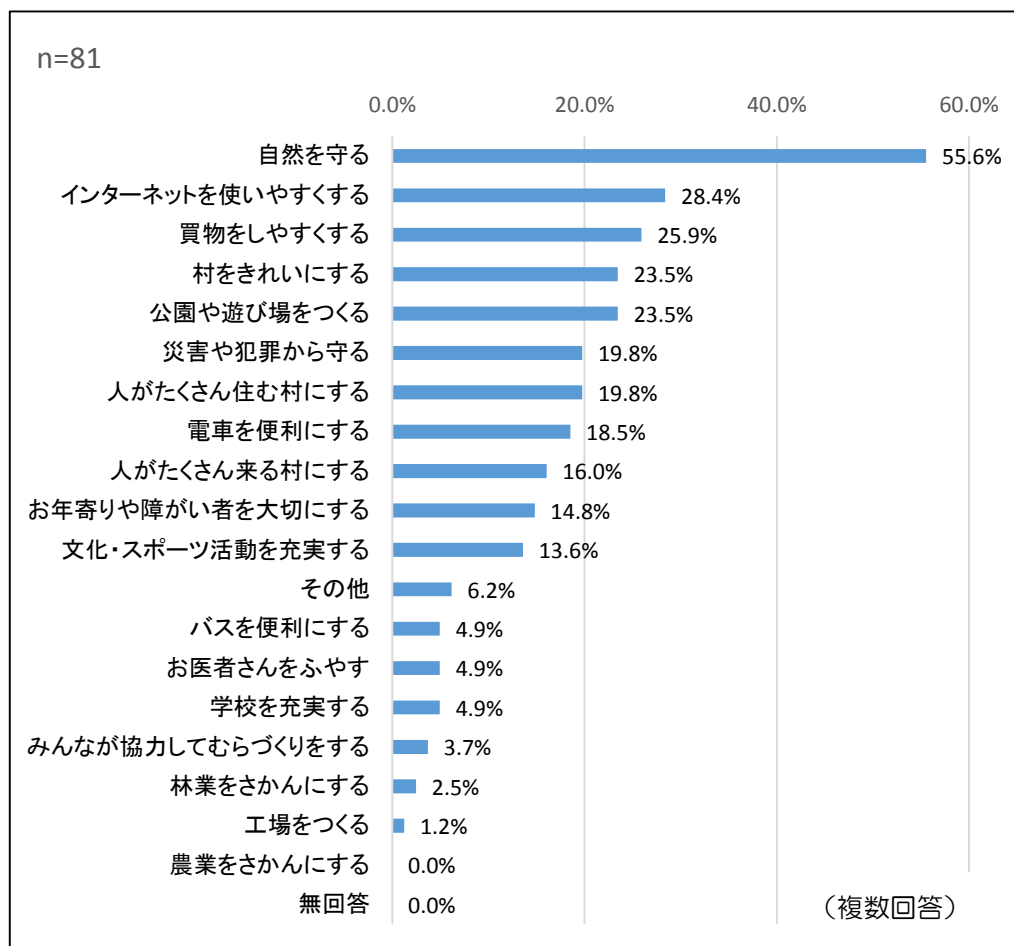
(4) 今後のむらづくりで力を入れてほしいところ

今後のむらづくりで、力を入れてほしいところについては、小学生では「自然を守る」が60.3%と最も高く、次いで、「お年寄りや障がい者を大切にする」が31.0%、「人がたくさん来る村にする」が29.3%、「買物をしやすくする」が27.6%、「人がたくさん住む村にする」が24.1%等となっています。



中学生では「自然を守る」が55.6%と最も高く、次いで、「インターネットを使いやすくする」が28.4%、「買物をしやすくする」が25.9%、「村をきれいにする」と「公園や遊び場をつくる」が23.5%等となっています。

【中学生】



【住民アンケート】

調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	16 歳以上の住民
配付数	1,650
抽出法	無作為抽出
調査方法	留置法（統計調査員による配付・回収）
調査時期	2017（平成 29）年 9 月
調査地域	村内全域。ただし、分析上は地域的傾向を把握するため、以下の 3 地域に区分しました。 ①須原地域 ②長野地域 ③野尻地域

回収結果

有効回収数	1,493
有効回収率	90.5%

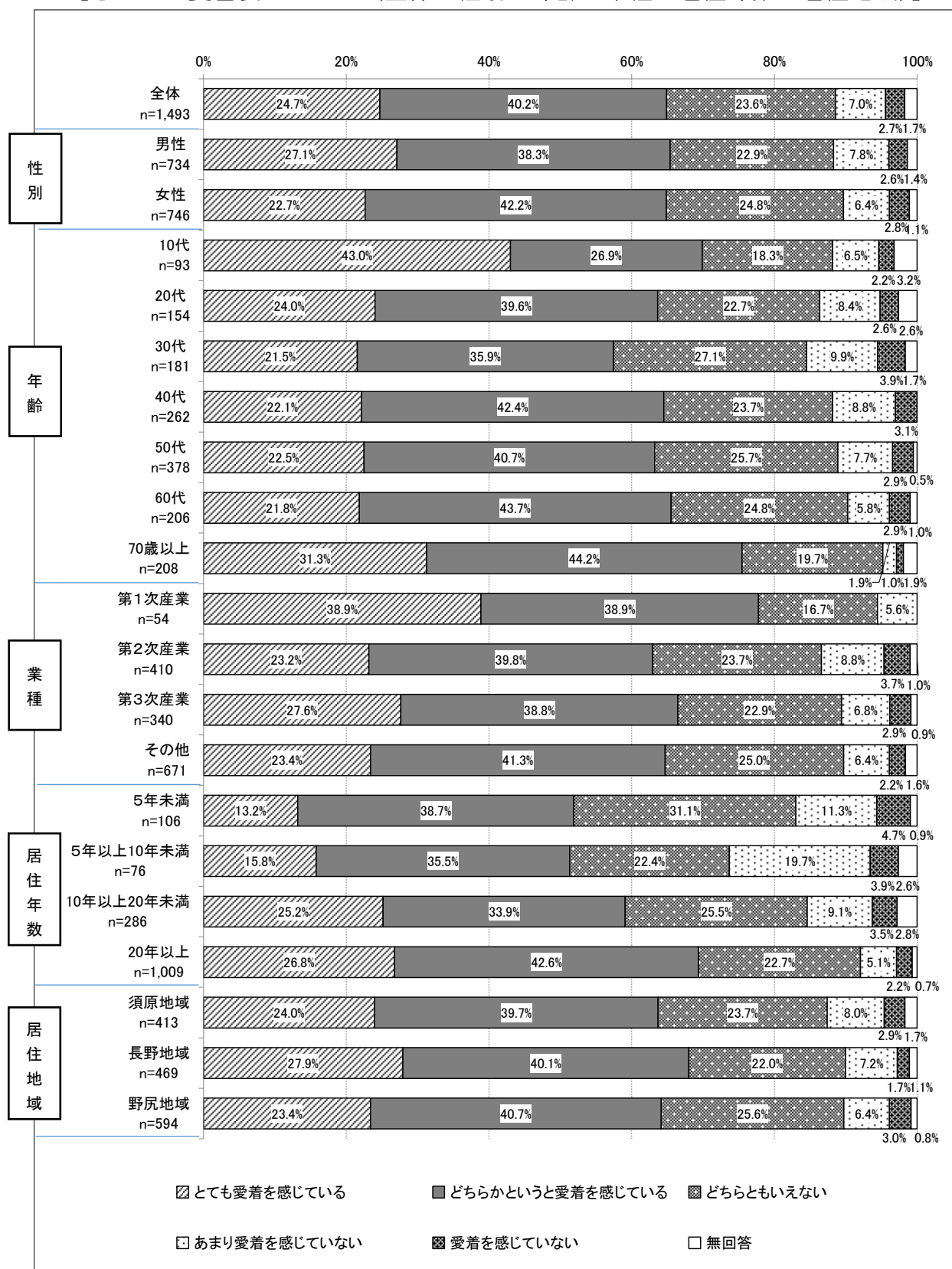
（1）村への愛着度

村民の村に対する愛着度を把握するため、「とても愛着を感じている」、「どちらかという愛着を感じている」、「どちらともいえない」、「あまり愛着を感じていない」、「愛着を感じていない」の中から 1 つを選んでもらいました。

その結果、「どちらかという愛着を感じている」と答えた人（40.2%）が最も多く、これに「とても愛着を感じている」（24.7%）をあわせた“愛着を感じている”という人が 64.9%と 6 割を超えています。これに対し、“愛着を感じていない”という人（「あまり愛着を感じていない」（7.0%）と「愛着を感じていない」（2.7%）の合計）は 9.7%と約 1 割にとどまり、村への愛着度は高いといえます。

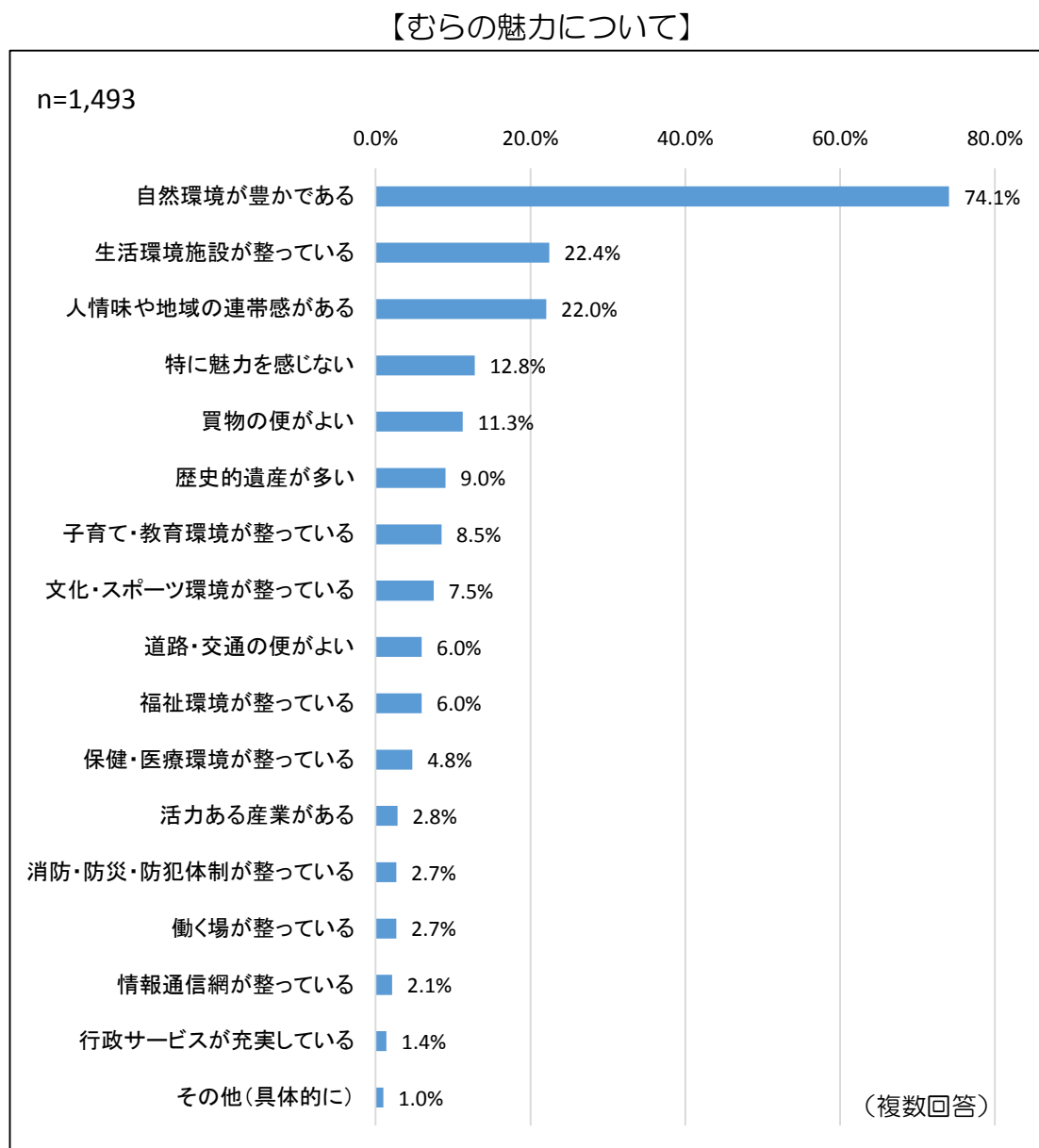
居住年数別でみると、居住年数が長くなるにつれて“愛着を感じている”率が上昇していく傾向にあり、5 年未満（51.9%）や 5 年以上 10 年未満（51.3%）、10 年以上 20 年未満（59.1%）と比較して、20 年以上では 69.4%と高くなっています。

【むらへの愛着度について（全体・性別・年齢・業種・居住年数・居住地域）】



(2) むらの魅力について

大桑村の魅力についてたずねたところ、「自然環境が豊かである」(74.1%)が第1位に挙げられ、次いで「上・下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が整っている」(22.4%)、「人情味や地域の連帯感がある」(22.0%)となっており、自然環境を村の魅力と感じる人が特に多くなっています。



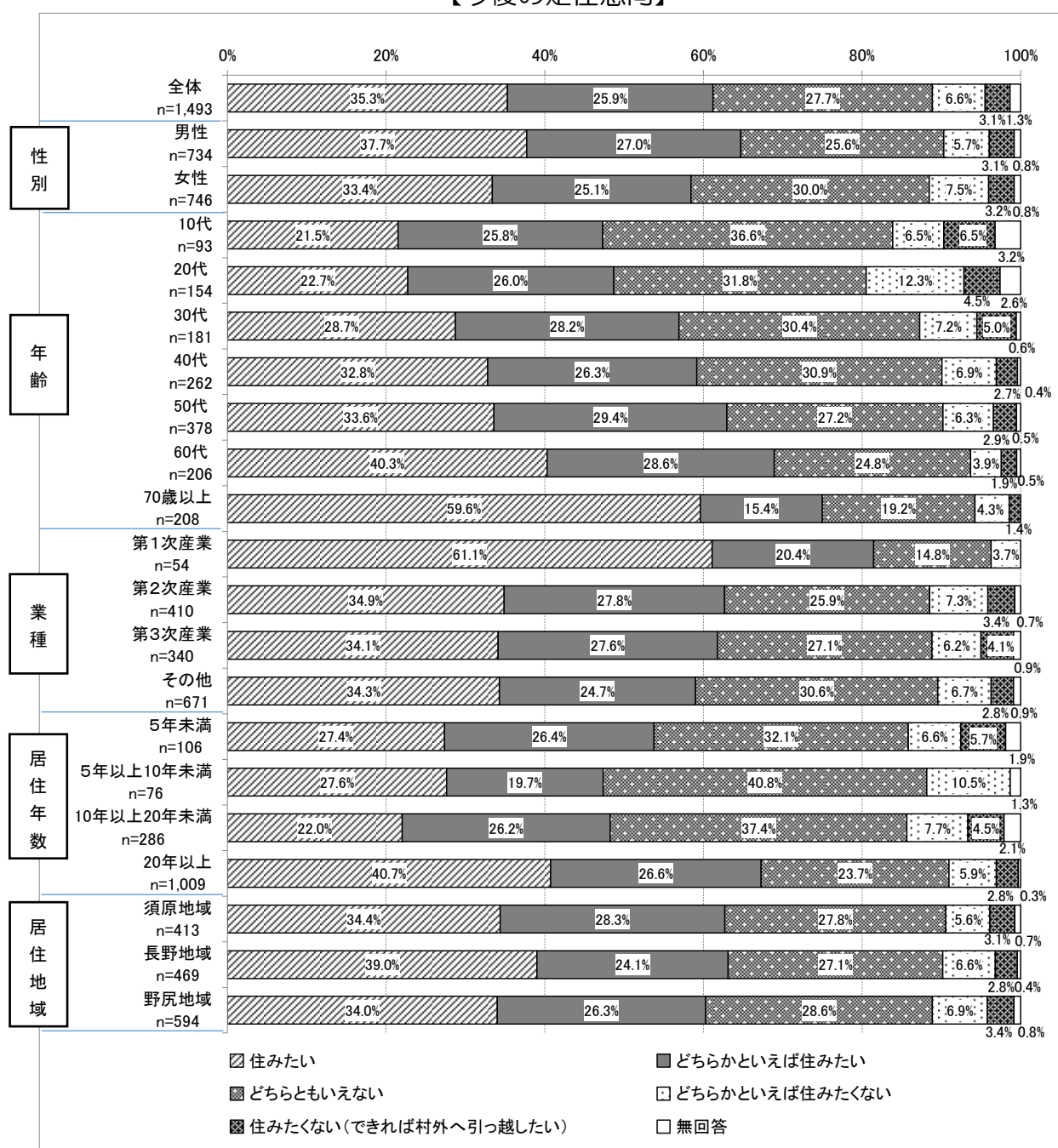
(3) 今後の定住意向

今後の定住意向を探るため、「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「住みたい」と答えた人（35.3%）が最も多く、これに「どちらかといえば住みたい」（25.9%）をあわせた“住みたい”という人が61.2%と約6割となっており、定住意向は強いといえます。

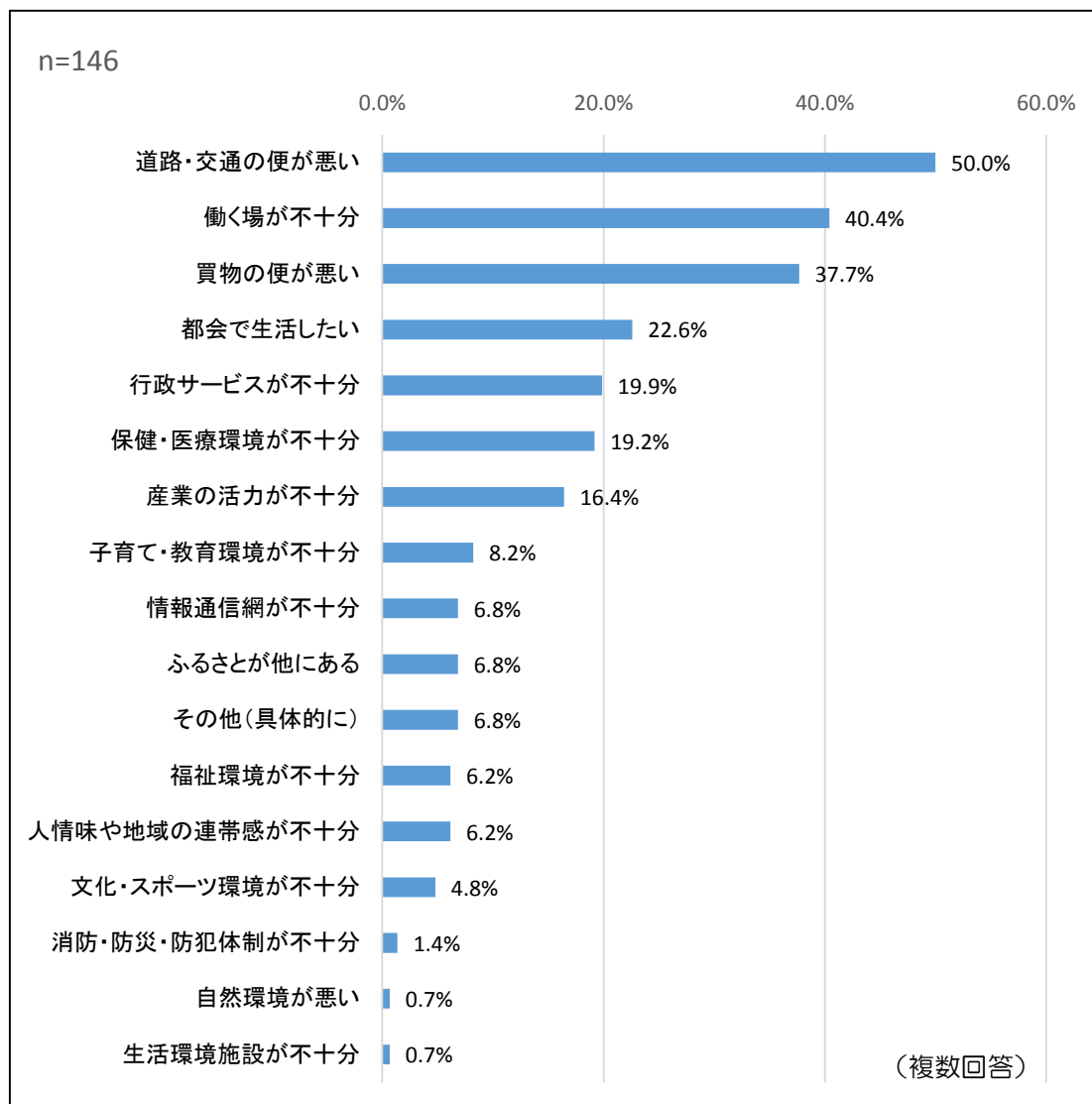
年齢別では、年齢層が高くなるにつれて“住みたい”率が高くなる傾向があり、70歳以上では75.0%となっています。また、10代～20代では5割を下回っています。

【今後の定住意向】



また、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」をあわせた“住みたくない”と回答した 146 人（全体の 9.7%）に、住みたくない主な理由についてたずねたところ、「道路・交通の便が悪い」（50.0%）が第 1 位に挙げられ、次いで「働く場が不十分」（40.4%）、「買物の便が悪い」（37.7%）、「都会で生活したい」（22.6%）が続き、道路・交通の便や就労の場の不十分さ等が指摘されています。

【住みたくない主な理由について】

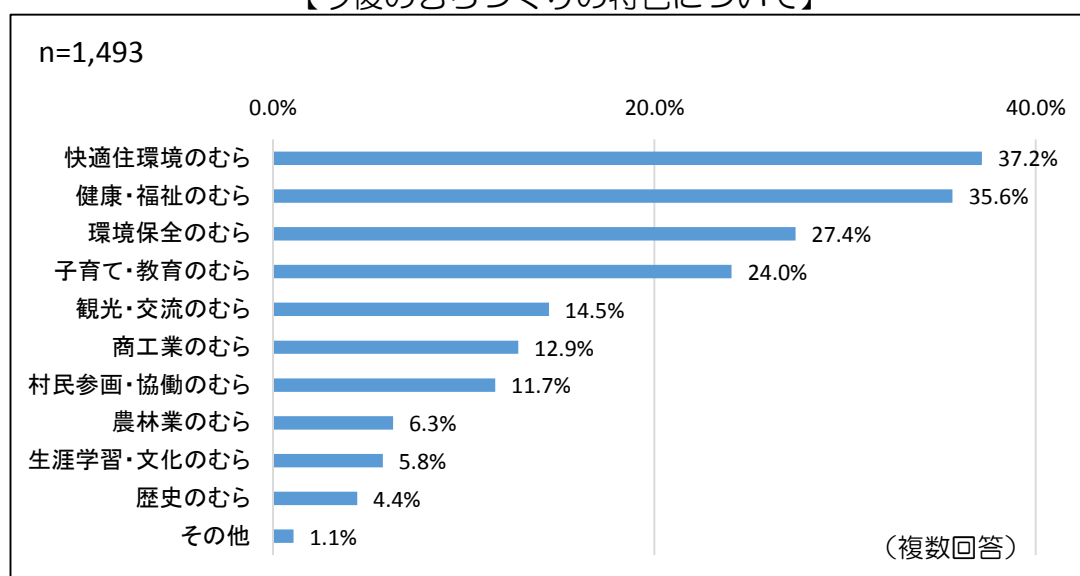


(4) 今後のむらづくりの特色について

今後のむらづくりの特色については、「快適住環境のむら」(37.2%) が第1位に挙げられ、次いで「健康・福祉のむら」(35.6%)、「環境保全のむら」(27.4%)、「子育て・教育のむら」(24.0%) が続き、“保健・医療・福祉の充実”や“環境と調和した快適で安全・安心な住環境の整備”への住民のニーズが高いことがうかがえます。

年齢別で第1位の回答をみると、10代では「環境保全のむら」(46.2%)、20代・40代では「快適住環境のむら」(36.4%・40.5%)、30代では「子育て・教育のむら」(43.6%)、50代・60代・70歳以上では「健康・福祉のむら」(40.7%・50.0%・44.2%) となっており、年代によってむらづくりのニーズに違いがみられます。

【今後のむらづくりの特色について】



		第1位	第2位	第3位
全体		快適住環境のむら 37.2%	健康・福祉のむら 35.6%	環境保全のむら 27.4%
年齢	10代	環境保全のむら 46.2%	快適住環境のむら 36.6%	健康・福祉のむら/観光・交流のむら 17.2%
	20代	快適住環境のむら 36.4%	子育て・教育のむら 34.4%	環境保全のむら 28.6%
	30代	子育て・教育のむら 43.6%	快適住環境のむら 32.6%	健康・福祉のむら 29.3%
	40代	快適住環境のむら 40.5%	環境保全のむら 30.2%	健康・福祉のむら 28.2%
	50代	健康・福祉のむら 40.7%	快適住環境のむら 39.9%	環境保全のむら 31.7%
	60代	健康・福祉のむら 50.0%	快適住環境のむら 39.3%	環境保全のむら 18.0%
	70歳以上	健康・福祉のむら 44.2%	快適住環境のむら 30.8%	村民参画・協働のむら 24.0%

(5) むらの各環境に関する満足度と重要度

むらの現状について、現在どの程度満足しているかを把握するため、生活基盤分野、教育・文化分野、産業分野、保健・医療・福祉分野、協働・行財政分野の5分野 41 項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で回答していただきました。

その結果、満足度評価が最も高い項目は「上水道の整備状況」(5.28 点)となっており、次いで第2位が「下水道等の整備状況」(4.60 点)、第3位が「ごみ処理・リサイクル等の状況」(2.68 点)、以下、「保健サービス提供体制」(2.32 点)、「消防・救急体制」(1.75 点)などの順となっています。

一方、満足度評価の低い項目は、第1位が「公共交通の状況」(-2.21 点)、次いで第2位が「観光振興の状況」(-1.53 点)、第3位が「住宅施策の状況」(-1.12 点)、以下、「雇用対策の状況」(-1.08 点)、「商業振興の状況」(-0.73 点)などの順となっています。

全体的にみると、満足度はプラス評価が多くなっていますが、産業分野のすべての項目で満足度評価がマイナスとなっています。また、満足度がプラス評価の項目が 27 項目、マイナス評価の項目が 14 項目となっています。

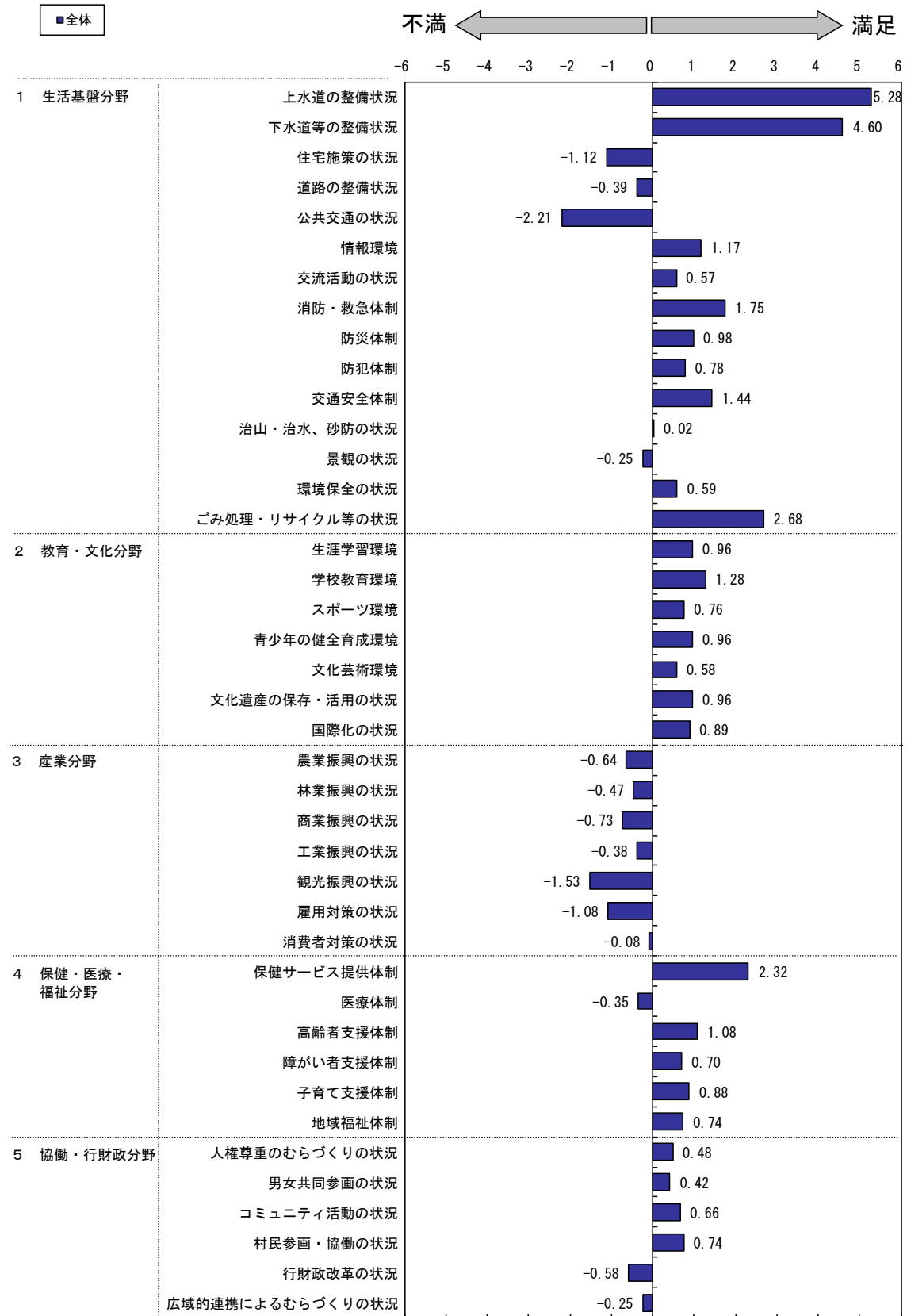
また、むらの今後の取組について、今後どの程度重視しているかを把握するため、満足度と同じ5分野 41 項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で回答していただきました。

その結果、重要度評価が最も高い項目は「医療体制」(5.08 点)となっており、次いで第2位が「道路の整備状況」(4.94 点)、第3位が「治山・治水、砂防の状況」(4.92 点)、以下、「防災体制」(4.57 点)、「ごみ処理・リサイクル等の状況」(4.52 点)などの順となっています。

これら上位項目をみると、重要度評価が最も高い「医療体制」は保健・医療・福祉分野となっていますが、そのほかは主に生活基盤分野が上位に挙げられています。

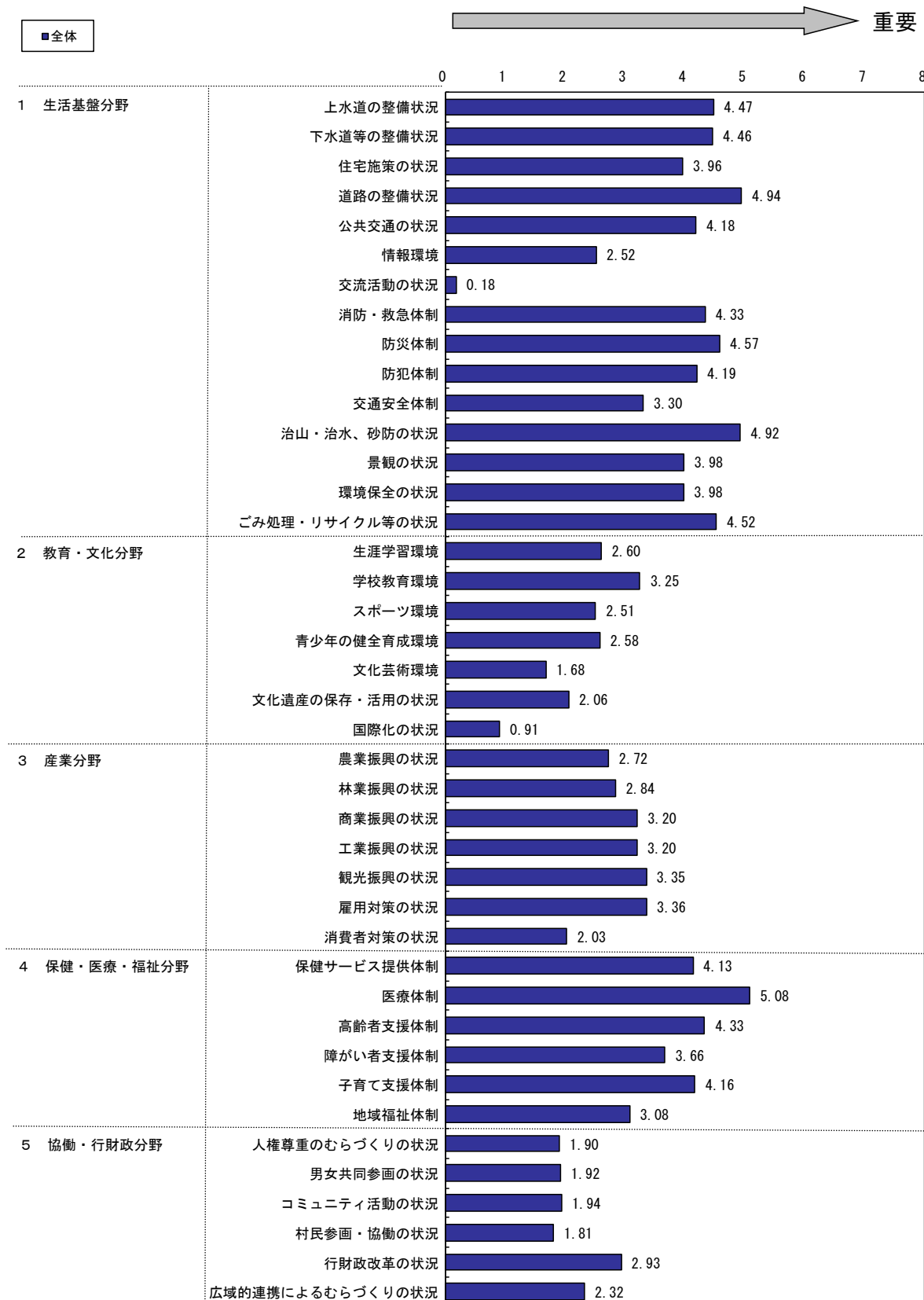
【むらの各環境に関する満足度】

(単位：評価点)



【むらの各環境に関する重要度】

(単位：評価点)



【アンケート結果からのむらづくりの方向性】

村の魅力からみたむらづくりの方向性
自然が豊かな点をこれからも維持していく。また、人のやさしさ、災害や犯罪が少ないこと、村の美しさ、村の歴史的なものを特色として伸ばしていく。
定住意向からみたむらづくりの方向性
都会に行かなくても村で生活したいと思うような施策の充実、また遠くへ行かなくても必要で魅力的な物が手に入るような場所やそのような場所への容易なアクセスが特に求められている。また、道路・交通の便の悪さ、働く場所の少なさを改善する必要がある。
今後のむらへの希望からみたむらづくりの方向性
特に環境保全や安全・安心に関するむらづくりへの要望が高く、健康・福祉や協働のむらづくりへのニーズも高い。
今後のむらづくりで力を入れてほしいところからみたむらづくりの方向性
環境、保健・福祉、交流、住環境、情報通信などの分野において、さらなる強化のニーズが高い。
満足度と重要度の相関（優先度）からみたむらづくりの方向性
「公共交通の状況」、「医療体制」、「道路の整備状況」、「住宅施策の状況」、「治山・治水、砂防の状況」などの優先度が高く、生活基盤分野での優先度が高い。
まとめ
村の魅力でもある、自然の豊かさを維持するため、環境保全分野へのさらなる取組・推進が考えられる。また、住民のやさしさ、旧中山道の宿場町などに代表される村の歴史的な遺産を活かした、協働・交流や観光分野のさらなる推進も重要である。 また、道路・交通の便の悪さ、働く場所の少なさは住民が村に住みたくない理由の主な要因となっているため、改善が必要となっている。特に道路・交通関係は優先度も高く、重点的な改善が必要である。そのほか、「医療体制」や「住宅施策の状況」、「治山・治水、砂防の状況」など生活基盤分野に関するニーズも高い。また、情報通信、特にインターネットの使いやすさの向上などが求められている。

4. 村を取り巻く時代潮流

本村を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、様々な分野で新たな対応が求められています。今後のむらづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

潮流1

少子高齢化の急速な進行と人口減少

わが国では、本格的な人口減少社会の到来を迎えています。晩婚化や未婚化による出生率の低下等により、少子化がさらに深刻化しており、子どもの数が急速に減少してきています。

また、高齢化も世界に例をみない速度で進んでおり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目前に控え、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会が到来することが見込まれています。

このため、これからのむらづくりにおいては、すべての分野において、子どもを産み育てやすい環境づくりや高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが必要です。

潮流2

産業・経済のグローバル化と雇用環境の変化

世界規模で自由貿易体制が進むことによる経済のグローバル化の進展や情報通信技術の発達などにより、人やモノ、情報などの交流が活発になっています。また、2015（平成27）年には国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」※が採択され、さらに経済活動や情報通信、地球環境など多様な事象や活動においてボーダレス化が進むことが予想されます。また、アジア等近隣諸国における所得の上昇に伴い、訪日外国人観光客が増加しており、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を控え、国内外における社会・経済の交流の拡大が見込まれます。

雇用情勢においては、経済のグローバル化の進展による第三次産業を中心とした都市型産業への移行に伴い、国内拠点の空洞化や途上国・新興国への移転が進むなど、地域経済は厳しい状況となっています。また、非正規雇用者の割合は高い水準で推移

※持続可能な開発目標（SDGs）：人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標

しているとともに、正規雇用者と非正規雇用者の賃金・待遇など労働条件の格差が問題となっていることから、働き方改革への取組が進められています。

潮流3

安全・安心への意識の高まり

未曾有の被害をもたらした 2011（平成 23）年に発生した東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらし、その影響は被災地域のみならず多方面に及んだことから、わが国の防災対策に大きな転換を迫る契機となりました。近年では、2016（平成 28）年に発生した熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、郡内においては 2014（平成 26）年の南木曽町土石流災害や御嶽山の噴火、村内でも 2018（平成 30）年に豪雨災害が起こるなど、改めて地域の防災・減災体制への人々の意識が高まっています。

また、子どもが巻き込まれる凶悪犯罪の発生や悪質商法による被害の顕在化、食の安全性に関する問題の発生、身近な医療・福祉への関心の高まりなどを背景に、安全に安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

これからのむらづくりにおいては、あらゆる災害への備えや防犯体制の強化をはじめ、すべての分野で安全・安心の視点を重視した取組を進めていくことが必要です。

潮流4

コミュニティの重要性の高まり

高齢者の孤独死や所在不明問題、限界集落の増加が社会問題になるなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。さらに、高齢社会の進展と若年層の人口流出等により共助の担い手が減少することで、自主的な地域の支え合いによる生活上の課題解決や災害時の対応などが難しくなっています。

これまでも、地域の様々な課題に対応するため、本来地域が持っていた、地域自前で解決する機能や支え合い助け合う機能の再生が求められてきましたが、東日本大震災をはじめとする自然災害の発生等により、地域における自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、コミュニティの活性化が強く求められています。

このため、これからのむらづくりにおいては、すべての分野において、人と人とが支え合い助け合う地域づくり、コミュニティ機能の強化に向けた取組を進めていくことが重要です。

潮流5

環境・エネルギーへの関心の高まり

深刻化する地球温暖化は、海面水位の上昇や台風の大規模化など異常気象を引き起こし、生態系への影響が懸念されるなど、世界的な脅威となっています。

また、公害や不法投棄などの身近な地域における環境問題の発生、東日本大震災の発生に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全や安全なエネルギー供給体制の確立など、エネルギーのあり方に対する関心がさらに高まってきています。

このため、これからのむらづくりにおいては、ごみの減量化と秩序ある再生可能エネルギーの導入促進のため、自然環境の保全や住民の自主的な環境保全運動の促進など、自然・景観との調和に配慮した施策を推進していく必要があります。

潮流6

教育・文化・スポーツの振興に向けた取組の進展

わが国では、いじめや不登校、学級崩壊、学力低下など教育をめぐる様々な課題を踏まえ、道徳心や自律の精神、公共の精神など特に重要と考えられる事柄を新たに定めた教育基本法を施行したほか、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定、さらには学習指導要領の改定等を行い、教育の振興に向けた取組を進めています。

また、スポーツについても、取り巻く環境や人々の意識が大きく変化する中、スポーツ基本法が制定され、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を控え、スポーツ立国の実現に向けた国家戦略としての取組を進めています。

このため、これからのむらづくりにおいては、こうした動向を踏まえ、地域の教育・文化・スポーツ資源を活かしながら、特色ある教育・文化・スポーツ振興施策を進めていくことが必要です。

分権改革の進展と協働の時代の到来

わが国では、国と地方との関係を見直し、地域のことは地域が決める分権改革を進めており、国の権限や財源などを地方へ移譲する動きがさらに本格化してきています。

また、地方の活性化による人口減少・少子高齢化への対策として、国は人口減少の克服、地方創生を掲げ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめましたが、その基本目標において、地域と地域の連携が位置づけられており、地域や周辺自治体との広域的な連携が重要となっています。

このため、これからのむらづくりにおいては、住民と行政だけではなく、地域や周辺自治体との連携も含めた協働のむらづくりの形成を進めるとともに、自治体経営の一層の効率化を図り、将来にわたって自立・持続可能な体制を確立していくことが必要です。

5. 新しいむらづくりで対応すべき課題

これまでみてきた村の活かすべき特性や住民のむらづくりへの思い（住民アンケート調査結果）、取り巻く時代潮流等を踏まえ、これからの新しいむらづくりを進めていくために対応すべき主な課題を整理すると次のとおりとなります。

課題1

少子高齢化の進行に対応した、保健・医療や福祉・子育て支援体制の一層の充実

少子高齢化が進行する中、住民アンケート調査の結果にもみられるように、保健・医療・福祉の充実に住民の関心が集まっているとともに、若い世代を中心に子育て環境の充実を求める声が強まっています。

また、本村では高齢化率が4割を超え、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加し、家族形態も変化してきています。このような現状の中、地域での支え合いも限界が近づいており、地区活動の継続が困難となることが懸念されます。

このため、保健・医療・福祉体制や子育て支援体制の一層の充実とともに、地域での支え合い・見守り体制の強化・見直しを図り、すべての住民が健康で安心して暮らすことができるむらづくり、子どもを安心して産み育てることができるむらづくりを進めていく必要があります。

課題2

あらゆる災害からの安全の確保を重視し、自然と共生するだれもが住みたくなる環境づくり

安全・安心への意識や環境保全の重要性が高まる中、住民アンケート調査の結果にもみられるように、村の豊かな自然の保護や環境と調和した快適で安全・安心な住環境の整備に住民の関心が集まっています。

このため、豊かな自然に恵まれた村といった特性を踏まえ、環境保全を重視した循環型のむらづくりを進めるとともに、災害への備えをはじめとする危機管理体制の一層の強化を図り、安全・安心な暮らしが実感できる、だれもが住みたくなる環境づくりを進めていく必要があります。

課題3

若者の定住促進や交流人口の増加を見据えた、利便性のある快適な基盤づくり

本村は、国道 19 号を幹線として道路網が形成されていますが、国道通行不能時には迂回路が十分でないため、他町村への車両通行が著しく制限され、災害時や緊急時に大きな不安を抱えており、JR中央本線についても単線区間があるため運行本数が少ない現状にあります。こうしたことから、住民アンケート調査において、道路、公共交通等に関する住民の満足度が低くなっています。また、住宅施策についても満足度が低くなっており、既存住宅の耐震対策の促進など、さらなる住環境の向上が求められています。

このため、若者の定住促進や交流人口の増加、産業の振興をはじめ、村のさらなる発展を見据え、計画的な土地利用を推進するとともに、定住基盤となる住宅・宅地の整備や人・物・情報の交流を一層促進する道路・交通・情報通信基盤の整備など、利便性のある快適な村の基盤づくりを進めていく必要があります。

課題4

時代変化に対応した産業振興とともに、地域資源を活かした観光・交流と連携した地域産業の活性化

豊かな住民生活を実現するためには、産業の振興が必要不可欠ですが、地方の産業・経済が低迷する中、本村においても、各産業を取り巻く情勢は厳しく、住民アンケート調査の結果にもみられるように、産業分野全般に関する住民の満足度が低くなっています。

このため、時代変化に対応した農業、林業、商業、工業の振興策を展開するとともに、観光・交流資源等を活かしながら、観光・交流機能の強化を柱に、こうした観光・交流と各産業が連携し、新たな時代の活力ある産業の育成を進めていく必要があります。

課題5

次代を担う子どもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化活動の推進

社会・経済情勢が大きく変化する中、本村が一層発展していくためには、大桑村に愛着を持ち、社会の変化に主体的に対応できる子どもたちの育成と、すべての住民が生涯にわたって学び、地域の文化を創造するむらづくりが必要です。

また、全国的に教育・スポーツの振興に向けた取組が進められる中、住民アンケート調査の結果にもみられるように、若い世代を中心に子どもの教育環境の充実を求める声が強まっています。

このため、地域に根ざした特色ある学校教育を推進するとともに、住民主体の学習・文化・スポーツ活動の活性化を進めていく必要があります。

課題6

自立のむらづくりに向けた、協働体制の強化とコミュニティの活性化、行財政改革の推進

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中で、国から地方への分権改革が進展する中、個性的で自立した村を創造し、将来にわたって持続的に経営していくためには、住民と行政の連携だけではなく、地域と地域が連携しながら、自立のむらづくりを一層推進していくことが求められます。

このため、住民、行政、地域との協働体制の強化、コミュニティの活性化を進め、住民自治のむらづくりを進めていくとともに、財政の健全化や事務事業の見直しをはじめ、さらなる行財政改革を進めていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 村の将来像

1. むらづくりの基本視点

序論を踏まえ、これからのむらづくりの基本視点を以下のとおりに定め、むらづくりのすべての分野における基本とします。

視点1

「大桑らしさ」

これまでのむらづくりでの成果、地域特性や地域資源を活かし、人づくり、地域づくりなど、多彩な大桑らしさを創造・発信し、誇れるむらづくりを進めます。

視点2

「暮らしやすさ」

自然環境と共生する快適なむらづくりを進めるとともに、安全・安心の確保を基本に、子どもから高齢者まで、健康で生きがいを持ち、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさ、生活の豊かさを実感して暮らせるむらづくりを進めます。

視点3

「連携と協働」

様々な分野における村内外との連携を重視したむらづくりを進めるとともに、住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、自立のむらづくりを進めます。

2. 村の将来像

将来像は、本村が2023年度にめざす姿を内外に示すものであり、それは“大桑村らしさ”をより一層活かしたむらづくりの象徴となるものです。

序論及びむらづくりの基本視点を踏まえ、将来像を以下のとおり定めます。

笑顔と自然に包まれた美しいむら

～ 未来につなぐ「めぐみの郷」 ～

3. 将来像実現のための基本目標

むらづくりの基本視点と将来像に基づき、新たなむらづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり定めます。

基本目標1

健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり

住民一人ひとりの健康寿命^{*}の延伸と予防を重視した社会づくりに向けた健康づくりを推進するとともに、支え合い助け合う地域福祉体制づくりを進めながら、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉・医療・介護体制の充実、子育てを村全体で応援する体制の充実を図り、健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくりを進めます。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 保健・健康づくり・医療 | (4) 障がい者施策 |
| (2) 子育て支援 | (5) 地域福祉 |
| (3) 高齢者施策 | (6) 社会保障 |

基本目標2

花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

地震・水害などあらゆる災害に強い防災体制づくり、防犯・交通安全対策の強化、消費者保護など危機管理体制の一層の充実を図ります。また、豊かな自然を誇る村として、環境保全に向けた施策の展開、ごみ処理体制の充実など循環型社会の形成に向けた取組、快適な住民生活に欠かせない上・下水道の整備等を進めるとともに、住民と協働した景観づくりを推進し、花と緑に包まれた美しく安全なむらづくりを進めます。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 防災・消防 | (5) 景観 |
| (2) 防犯・交通安全 | (6) ごみ処理 |
| (3) 消費者保護 | (7) 上・下水道 |
| (4) 環境保全 | |

^{*}健康寿命：介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間

基本目標3

快適で住みやすいむらづくり

計画的な土地利用を推進するとともに、定住基盤となる住宅・宅地の整備や人・物・情報の交流を一層促進する道路・交通・情報通信基盤の整備など、快適で住みやすいむらづくりを進めます。

- (1) 土地利用
- (2) 道路・公共交通
- (3) 住宅・宅地
- (4) 情報通信

基本目標4

豊かで活力あふれるむらづくり

生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保をはじめ、情勢の変化を踏まえた支援施策を推進し、農林業の持続的発展に努めます。また、商業の促進、既存企業の成長支援や新規企業の立地促進、地域資源を活かした観光・交流機能の創出、雇用対策を推進し、豊かで活力あふれるむらづくりを進めます。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 農業 | (4) 観光 |
| (2) 林業 | (5) 雇用対策 |
| (3) 商工業 | |

基本目標5

人と文化が輝き歴史が息づくむらづくり

本村の自然や人材等の教育資源を活用した特色ある教育の推進など生きる力を育む教育活動の推進と学校施設・設備の充実など、学校教育環境の一層の充実を図ります。

また、生涯学習・スポーツ施設を活用し、住民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成を進めるとともに、住民の自主的なスポーツ活動、文化・芸術活動などの活発化、文化財の保護・活用を図り、人と文化が輝き歴史が息づくむらづくりを進めます。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 学校教育 | (4) 文化・芸術・文化財 |
| (2) 生涯学習 | (5) 青少年健全育成 |
| (3) 生涯スポーツ | |

基本目標6

連携と協働で築く自立のむらづくり

住民と行政との情報の共有化や多様な分野における住民の参画・協働の仕組みづくりを進め、協働のむらづくりを推進するとともに、住民自治のコミュニティの構築を促進します。

また、国際化への対応や地域間交流の推進、人権尊重・男女共同参画社会の形成に努めます。

さらに、社会・経済情勢の変化に対応した効率的、効果的な行政運営とともに健全な財政運営に努めるとともに、周辺自治体との連携により効率的、効果的な施策の展開を進めます。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 協働のむらづくり | (4) 人権・男女共同参画 |
| (2) 地域コミュニティ | (5) 行財政運営 |
| (3) 交流 | |

4. 将来人口

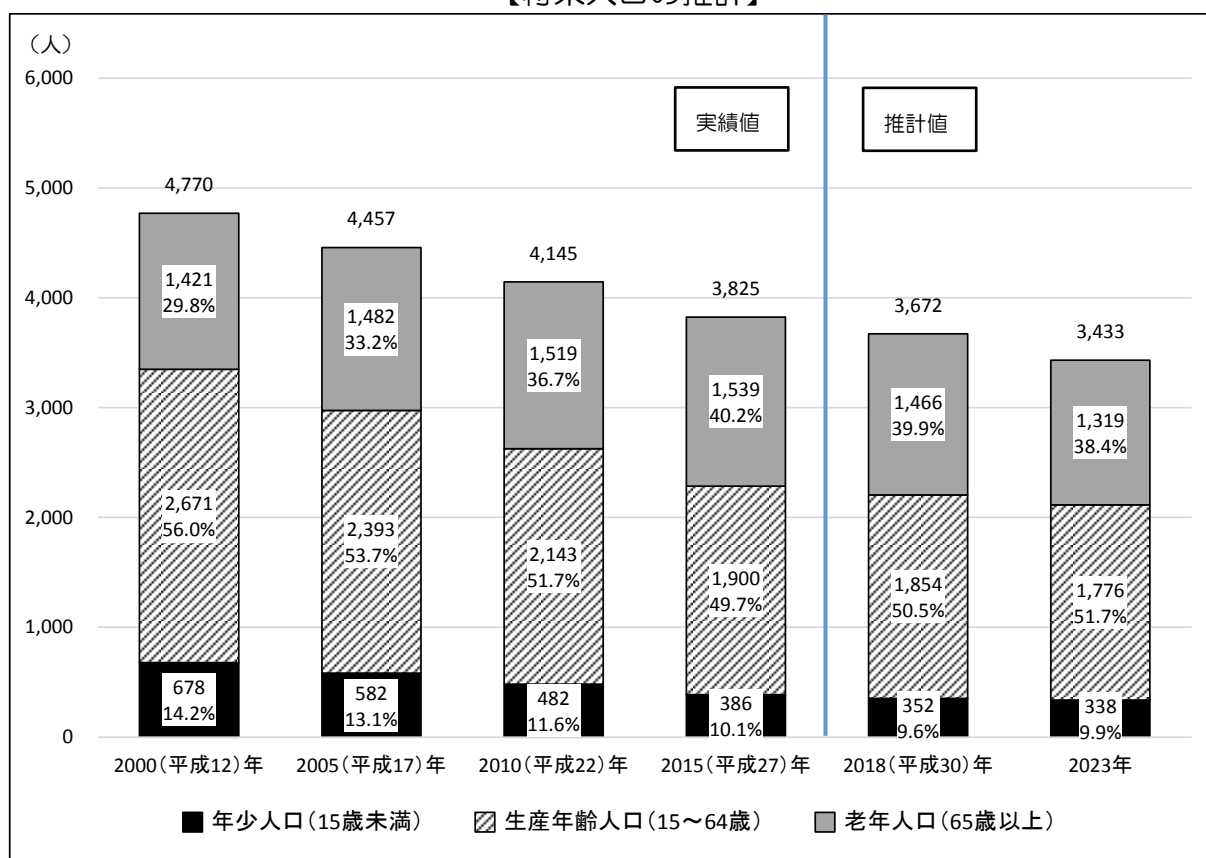
本村の人口推移をみると、2000（平成 12）年では 4,770 人、2005（平成 17）年では 4,457 人、2010（平成 22）年では 4,145 人、2015（平成 27）年には 3,825 人と減少傾向にあります。

2016（平成 28）年に策定した「大桑村人口ビジョン」の人口推計結果によると、本村の人口は 2015（平成 27）年の 3,825 人から、本計画年度である 2023 年度には 3,433 人程度に減少することが予測されています。

また、年齢 3 区分別の人口については、15 歳未満の年少人口は 338 人（9.9%）、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 1,776 人（51.7%）、65 歳以上の老年人口は 1,319 人（38.4%）となることが予測されます。

このため、本計画推進のもと、産業振興による雇用の場の拡大をはじめ、住環境の整備、子育て環境の充実等により村外への人口流出の抑制などに取り組み、推計値を上回る将来人口の確保をめざします。

【将来人口の推計】



※実績値は国勢調査による数値となっています。また、2010（平成 22）年に 1 人の年齢不詳を含みます。

5. 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、住民生活や産業活動等の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、村の発展や住民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

めざす将来像の実現に向け、合理的、計画的なむらづくりが進められるよう、土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定めます。

（１）森林

森林については、将来にわたって適正に管理され、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

（２）農用地

田畑を中心とする農用地については、整備された優良農地の保全及び有効利用を進めて遊休・荒廃を防止し、生産性の高い農用地として長期的に活用します。

農用地区域外の農用地については、周辺環境に配慮しつつ、住民の土地需要の動向に応じた有効活用を図ります。

（３）宅地

宅地については、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、定住人口の増加に向け、自然環境や農用地との調和に留意しつつ、適切な区域を選定して、良好な住宅用地の確保を図ります。

（４）工業用地

産業活動の活性化に向け、環境の保全に配慮しつつ、工業用地の確保を図ります。

第2章 施策の大綱

1. 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり

(1) 保健・健康づくり・医療

住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に暮らせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた健康づくり活動の促進、母子保健の充実、健康診査・指導、健康教育等の充実など保健サービスの充実を図ります。

また、関係機関と連携し、感染症対策や心の健康づくりに努めます。

さらに、医療機関との連携や広域的連携により、地域医療体制の充実を図ります。

(2) 子育て支援

安心して子どもを産み育てることができるむらづくりに向け、保育サービスの充実をはじめ、子育て支援センターを中心とした相談体制の充実、放課後等の児童対策の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。

また、子どものいる家庭への医療費支援、ひとり親家庭への支援、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。

(3) 高齢者施策

高齢化が一層進行する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるむらづくりに向け、介護予防、認知症対策、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図るとともに、ボランティア等と連携した地域での高齢者支援体制の強化を図ります。

高齢化が進み家族力、地域力ともに弱体化してきているため、高齢者とその家族などが将来の生活の場について自ら選択できるよう情報を提供するなど支援に努めます。

また、要介護・要支援認定者に対する各種介護保険サービスの充実にも努めます。

さらに、高齢者活動団体やシルバー人材センターへの支援による生きがいづくりや就業機会の拡大など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

(4) 障がい者施策

障がいのある人が自立し、安全で安心して生活できるよう、障がいに対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談・就労体制を充実し、さらに合理的配慮に基づく地域生活を支援する体制の整備を図ります。

（５）地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、権利擁護の推進や相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の高揚を図るための啓発・広報活動に努めます。また、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。

（６）社会保障

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険や国民年金及び生活困窮者自立支援や生活保護等の社会保障の充実に努めます。

2. 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

(1) 防災・消防

地震や水害などあらゆる災害に強いむらづくりを進めるため、避難所の周知や防災情報の提供、避難訓練による住民の防災意識の向上を図るとともに、地区単位での「住民支え合いマップ」の全地区での作成を支援し、地区住民が協働して災害発生時に対応できる組織づくりを進めます。

また、災害対策本部となる新庁舎の建設や公共施設の耐震化、防災施設の整備・充実、地域と連携した避難行動要支援者※対策の強化、治山・治水・砂防事業の促進など総合的な防災対策の充実を図ります。

さらに、広域的な連携のもと、常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確保に向け、消防団の充実や消防施設・設備の整備に努めます。

(2) 防犯・交通安全

防犯体制の強化が強く求められる中、警察や防火防犯組合等との連携のもと、啓発活動の推進をはじめ、防犯活動の推進、防犯灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備に努めます。

また、交通事故のない村をめざし、警察や交通安全協会等との連携のもと、啓発活動や交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所や通学路を中心とした交通安全施設の整備を図ります。

(3) 消費者保護

消費者を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に悪質商法による被害が顕在化する中、住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、啓発活動をはじめ、情報提供の充実、相談体制の充実を図ります。

(4) 環境保全

自然環境と共生する美しい村をめざし、環境教育や啓発活動を推進し、住民・事業者の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動・環境美化活動の促進を図りながら、公害・環境汚染の防止、地球温暖化防止対策や省エネルギー施策の推進など、総合的な環境保全施策を推進します。

※避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

（５）景観

木曽路の宿場町としての歴史や三色桃（ハナモモ）発祥の地といわれる特性を活かし、地域住民と協働した景観整備や三色桃の植栽及び維持管理を進め、歴史・自然と共生する個性的で美しい景観の形成を進めます。

（６）ごみ処理

循環型社会の形成に向けて、ごみの分別徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実に努めるとともに、広域的なごみ処理体制の充実を図るなど、住民・事業者・行政が一体となったごみ等の適正処理の向上に努めます。

また、広域的な連携のもと、し尿処理対策を推進します。

（７）上・下水道

快適な住民生活に欠かせない安全な飲料水の安定供給に向け、施設の老朽化・耐震化への対応、水質の保全など水道施設の整備充実に計画的に推進します。

また、河川等の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置支援など、水洗化率の向上に努めます。

3. 快適で住みやすいむらづくり

(1) 土地利用

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的かつ弾力的な土地利用を推進します。

また、地籍調査の推進と成果の活用を図ります。

(2) 道路・公共交通

交通利便性・安全性のさらなる向上をめざして、木曽川右岸道路をはじめ、国・県道の改良・整備等を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、村道網の整備及び橋梁の長寿命化等の維持・管理を計画的、効率的に推進します。

また、ＪＲ３駅の安全性及び利便性の確保と、くわちゃんバス、乗合タクシーにより高齢者、障がい者等に配慮した住民の身近な移動手段の確保に努めます。

(3) 住宅・宅地

移住・定住の促進と多様な生活様式に応じた魅力ある住生活の実現に向け、ニーズに応じた村営住宅の整備と適切な維持管理を図るとともに、宅地開発による良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震対策の促進に努めます。

また、近年増加傾向にある空き家・空き地については、その有効利用の検討と活用できない空き家や廃屋、危険住宅への対応策の促進を図ります。

(4) 情報通信

住民生活の質的向上と村全体の活性化に向け、広域的な連携のもと、ケーブルネットワークの有効活用を図るとともに、だれもが利用できる環境づくり、住民ニーズに即した各分野における情報サービスの提供を図ります。

また、行政内部の情報化の一層の推進とともに、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

4. 豊かで活力あふれるむらづくり

(1) 農業

農業生産基盤の一層の充実や耕作放棄地の発生防止、野生鳥獣被害対策の強化に努めながら、担い手の育成や労働力の確保による経営体制の強化を進めるとともに、農産物の生産性の向上や高品質化の促進、新たな特産品の開発支援、農産物直売所の活用等による地産地消の促進など、多面的な取組による農業の振興を図ります。

(2) 林業

森林資源の有効活用と森林の多面的機能の高度化に向け、林業生産基盤の整備、計画的造林と保育など、関係機関と連携のもと林業の振興を図ります。

(3) 商工業

定住を促進する活気に満ちたむらづくりに向けて、商工会への支援と連携のもと、経営基盤の強化、地域密着型の商業活動などの展開を図るとともに、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、既存企業の体質強化と企業誘致や留置及び起業家への支援を図ります。

(4) 観光

村の活力の向上と交流人口の増加、地域づくりのための観光という観点から、阿寺溪谷や中山道の歴史の名所・旧跡をはじめとする観光・交流資源の保護・保存と有効活用に努めるほか、フォレスパ木曽など観光施設の魅力の向上、広域的な観光振興体制の強化、情報発信の強化を図ります。

(5) 雇用対策

木曽管内は有効求人倍率が高水準で推移し人手不足が続いていますが、関係機関との連携のもと、情報提供や地元事業所との相談を通じ、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

5. 人と文化が輝き歴史が息づくむらづくり

(1) 学校教育

子どもたちが個性や創造性を伸ばし、ふるさとへの誇りを持ち続け、郷土や次代を担う人材として成長することができるよう、本村の自然や人材等の教育資源を活かした特色ある教育の推進や確かな学力の向上を図ります。

また、外国語教育、特別支援教育等により社会変化やニーズに応じた教育の充実、心の育成、体力の向上や食育^{*}の推進等による健やかな身体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。

これに伴い、学校施設・設備の充実、専門職としての教職員の資質向上を進めるとともに、村民をあげて子どもたちの成長・安全をサポートする環境づくりを推進します。

(2) 生涯学習

住民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、生涯学習関連施設など、だれもが学べる学習環境を整備するとともに、住民ニーズに即した学習機会の提供や住民の自発的な学習活動への支援のほか、学習した成果を地域に還元できる環境づくりを進めます。

(3) 生涯スポーツ

すべての住民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、既存スポーツ施設の整備充実を図るとともに、スポーツ団体への支援、スポーツ教室等の指導者の確保・育成、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

(4) 文化・芸術・文化財

豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、文化・芸術団体への支援を図るとともに、多様な文化・芸術にふれる機会の充実に努め、住民主体の文化・芸術活動を促進します。

また、文化財の保護を進めるとともに、文化・芸術・文化財の展示・学習施設である歴史民俗資料館の展示の充実を図ります。

^{*}食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育

（５）青少年健全育成

青少年が心身ともに健全に育成されるよう、家庭・学校・地域が連携し、健全な社会環境づくりに向けた取組を進めます。

6. 連携と協働で築く自立のむらづくり

(1) 協働のむらづくり

住民と行政が協働して地域社会における課題を解決するむらづくりに向けて、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント※など政策形成過程への住民の参画を図ります。

また、広報紙・ホームページ・ケーブルテレビによる情報発信、村政懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化を図るとともに、むらづくりに関する人材や組織の育成に努めます。

今後は、住民と行政だけではなく、地域や周辺自治体とも協力関係を構築し、住民の生活に必要なニーズを満たせるよう努めます。

(2) 地域コミュニティ

地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合い助け合う地域づくりに向け、住民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、活動拠点となるコミュニティ施設管理の支援により地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

(3) 交流

交流による人材育成や地域活性化に向け、アメリカ合衆国シェルビービル市との国際交流をはじめ、愛知県北名古屋市等との交流や木曽川流域との交流、地域資源を活かした交流を推進するとともに、住民主体の交流活動の促進を図るなど、国内外との交流の充実を図ります。

(4) 人権・男女共同参画

性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

また、男性と女性が、社会の対等な構成員として一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、推進体制の構築をはじめ、村や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。

※パブリックコメント：公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続

（５）行財政運営

限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行財政を持続的に進めるため、効果的、効率的な行政サービスを提供できるよう、行財政全般について常に点検・評価しながら、効率的で無駄のない財政運営の推進をはじめ、事務事業の見直しや組織・機構の再編、人材育成などの行財政改革や、新庁舎の建設に向け具体的な取組を進めます。

また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、村税を含めた収納率の向上を図ることで自主財源※の安定的確保と経費全般についての見直しを行い、経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。

さらに、広域的な行政課題に対応し、住民の利便性の向上を図るため、周辺自治体と連携した広域行政を推進します。

※自主財源：市町村税や使用料・手数料など、市町村が自主的に得ることができる財源

第3部 後期基本計画

第1章 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり

1. 保健・健康づくり・医療

前期計画期間における取組と評価

- 大桑村健康増進栄養計画を2015（平成27）年3月に策定しました。また、健康教室の開催を広報・個別通知で周知するほか、保健補導員会の地区組織も活用し、健康知識の普及の促進に努めてきました。
- ゴールデンシュエは月1回ミニ交流会を2015（平成27）年から開催し、自主的な活動を促しているが、参加者を増やすまでには至っていません。
- 第1・第3筋トレ教室は、自主組織として定着させることができました。
- 子育て支援センターとの情報交換を密に行い、相談・支援体制を整えました。
- 小・中学校との連携体制を強化しました。
- 2017（平成29）年度は受診率の向上をめざし、特定健診の受診票と一緒に大腸容器も同封し、特定健診と大腸がん検診を同日に実施できるようにしました。
- 心の健康については、メンタルチェックシステム「こころの体温計」を村ホームページ上にアップし、住民が気軽に利用できるよう、2015（平成27）年度から導入しました。
- 木曽郡の医師会及び歯科医師会との連携や岐阜県中津川市を含めた広域的連携のもと、村内医療機関や県立木曽病院・国民健康保険坂下病院の維持・充実を要請し、地域医療体制の充実に努めました。

現状と課題

生涯にわたって健康を保ち、元気で暮らせることは、住民一人ひとりの豊かな生活はもとより、元気なむらづくりのために欠かすことのできない要素であり、すべての住民の願いです。

生活習慣病の増加と、これに伴う医療費の増大が大きな社会問題となっており、生活習慣病対策の強化が強く求められています。

村ではこれまで、すべての住民が生涯にわたって元気に暮らせるよう、健康増進栄養計画・母子保健計画の策定のもと、保健センターを拠点に、健康づくりに関する啓発活動等を推進するとともに、健康診査や健康教育、健康相談をはじめとする各年代に応じた保健サービスを提供し、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、村において2013（平成25）年から2017（平成29）年の5年間の死亡原因の第1位は心疾患、第2位は悪性新生物（がん）となっており、糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病及びその予備軍も増加していることから、幼児期からの食事・運動を基本とした生活習慣の改善と、健診による早期発見・治療が重要な課題となっています。

また、少子化が急速に進行する中で、安心して子どもを産み育てるための母子保健の充実や、インフルエンザ等の感染症への対応、心の健康に関するニーズへの対応等が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、新たな健康増進栄養計画の策定のもと、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各期における保健サービスの一層の充実を図り、予防重視型の健康な社会づくりを進めていく必要があります。

また、医療機関については、村内に民間の診療所が2か所、歯科診療所が1か所ありますが、郡内の入院医療機関は県立木曽病院のみとなっています。山村である本村において、医療の確保は重要な課題であり、今後とも医療機関等との連携のもと、地域医療体制の充実を促進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	健康づくりに関する指針の策定	村の実情に即した健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、健康増進栄養計画の策定を図ります。

項目		内容
2	健康管理意識の高揚	① 広報・啓発活動や情報提供の推進、健康教室の開催を図り、住民の健康管理意識の高揚に努めます。 ② 保健補導員会の地区組織を活用し、健康知識の普及を促進します。
3	自主的な健康づくり活動の促進	ゴールデンシュール運動の一層の充実など運動の習慣化をはじめ、栄養・食生活の改善やたばこ・アルコール対策、歯の健康づくりなど、健全な生活習慣の確立に向けた住民の自主的な健康づくり活動を促進します。
4	母子保健の充実	妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、訪問事業や相談事業をはじめとする各種母子保健事業の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
5	健康診査・指導等の充実	受診率の向上をめざした多様な取組を積極的に進めながら、がん検診や特定健康診査・特定保健指導等を実施します。
6	感染症対策の推進	結核や肝炎、インフルエンザをはじめとする感染症を予防するため、広報・啓発活動等を迅速に行い、正しい知識の普及を促進するとともに、予防接種体制の充実に努めます。
7	心の健康の支援	木曽障害者総合支援センター等との連携のもと、相談事業の充実に努めるとともに、自殺対策計画の策定を図ります。
8	地域医療体制の充実	住民が安心して医療を受けられるように、木曽郡の医師会及び歯科医師会との連携や岐阜県中津川市を含めた広域的連携のもと、村内医療機関との協力、県立木曽病院の医師の確保・救急医療等の機能の維持を要請し、地域医療体制の充実に努めます。

村民の目標

- 生活習慣病予防に努め、健康診査を積極的に受診します。
- 健康にかかわる様々な知識を習得し、健全な生活習慣の確立に向け、自主的な健康づくりを推進します。

2. 子育て支援

前期計画期間における取組と評価

- 2017（平成 29）年度から母子保健及び子育て支援を充実するため、福祉医療助成費の対象を妊産婦にまで拡大しました（妊娠届けのあった月から出産後 1 年に達する月の末日まで）。
- 2015（平成 27）年度に子ども・子育て支援事業計画を策定しました。
- 延長保育は従事者 2 人体制で、安全な保育を心がけました。また、障がい児保育についても、適切な職員配置を行い、サービスの充実を図りました。
- 子育て支援センターの職員体制を充実し、相談事業、交流会等を実施しました。また、一時預かり（リフレッシュ含む）も利用率が高く、保護者への負担軽減につながりました。
- 出産祝金に加えて小・中学校入学祝金を各 5 万円支給する「すこやか子育て応援事業」を 2017（平成 29）年度からはじめ、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図りました。
- 2018（平成 30）年 8 月診療分からの満 18 歳に達する最初の 3 月 31 日までの福祉医療費現物支給方式を導入しました。
- 保育園保育料の第 2 子半額、第 3 子以降無料化は継続して実施しました。
- 放課後子ども教室にエアコンを完備し、児童が安全に長期休みを過ごせるよう環境を整えました。
- 児童が放課後の時間を楽しく過ごせるよう、安全管理員の研修等の充実を図りました。
- ながの子育て家庭優待パスポート等の配布や青少年サポーター等と協力して小・中学生・一般住民への広報活動を実施しました。

現状と課題

わが国では、晩婚化や非婚化、出生率の低下等により、少子化が深刻化しています。少子化は、高齢化とともに人口構造にひずみを生じさせ、将来の国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

村ではこれまでに安心して子どもを産み育てられるむらづくりに向け、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画の策定のもと、各種保育サービスの充実をはじめ、子育てに関する相談体制の整備、放課後等の児童対策など少子化対策を行ってきました。さらには 18 歳に達する年度までの医療費の無料化等の経済的支援の推進など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

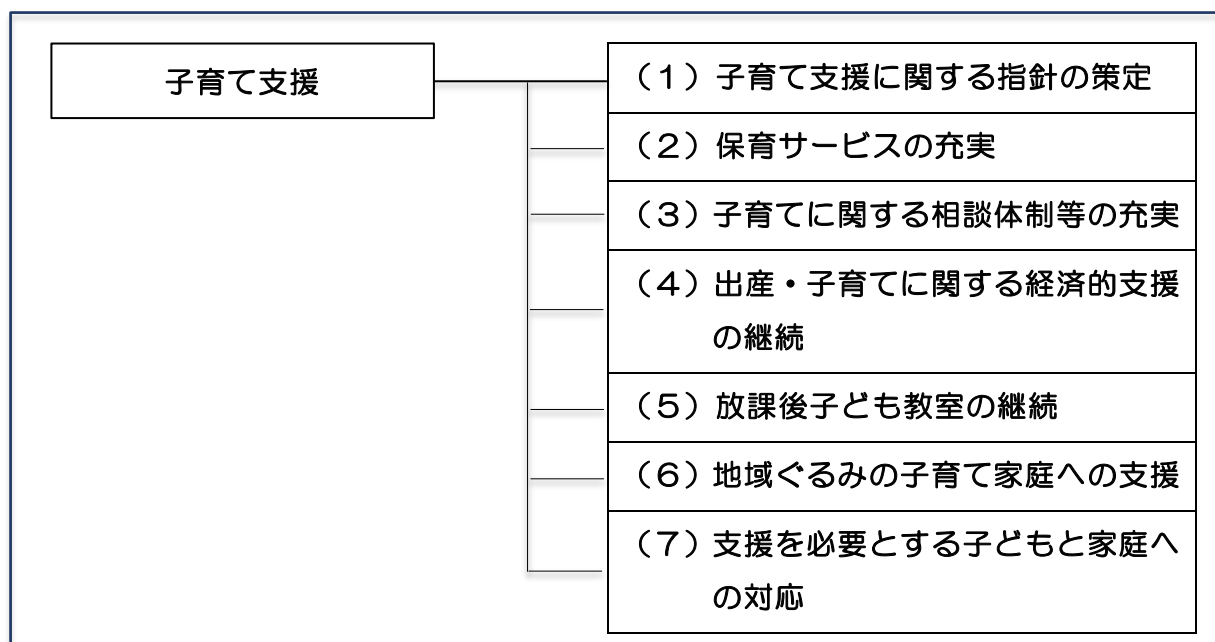
しかし、少子化は依然として進み、また核家族化も進んでおり、共働きによる育児の困難さも重なり、子育てに悩みながら孤立化する家庭が増加してきています。また、ひとり親家庭など支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。

村への定住を促進し、人口減少に歯止めをかけるためにも、子育て支援施策が引き続き重要な課題となっています。

このため、今後は、子ども・子育て支援事業計画のもと、子育て家庭を村全体で支援

していくための各種施策・事業を計画的に推進し、すべての子どもが健やかに育つむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	子育て支援に関する指針の策定	村の実情に即した子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を図ります。
2	保育サービスの充実	延長保育や障がい児保育等を引き続き実施するとともに、今後の保育ニーズの変化等に対応するため、保育サービスの充実を進めます。
3	子育てに関する相談体制等の充実	子育てに関する知識の習得、不安や負担感の軽減のため、子育て支援センターを拠点とする子育て相談窓口の充実を図ります。また、保護者同士の交流の場の提供、子育ての疲れをリフレッシュするための一時保育の実施、家事援助や育児援助のためのサポーターの派遣などを行います。

項目		内容
4	出産・子育てに関する経済的支援の継続	すこやか子育て応援事業や 18 歳に達する年度までの医療費の無料化、保育料の第 2 子半額、第 3 子以降無料化など、出産・子育てに関する経済的支援を引き続き行います。
5	放課後子ども教室の継続	共働き世帯などの子どもの放課後等の安全な居場所を提供するため、放課後子ども教室の継続を図ります。
6	地域ぐるみの子育て家庭への支援	安心して子どもを産み育てられる環境づくりを地域ぐるみで支援するとともに、ながの子ども・子育て応援県民会議と連携した支援施策を推進します。
7	支援を必要とする子どもと家庭への対応	関係機関との連携のもと、増加傾向にあるひとり親家庭への経済的支援の推進や相談の継続的な実施、児童虐待の防止・支援対策の充実、引きこもりや発達障がい児に対する支援の推進や理解を深めるための機会、学習の場を増やすなど、支援を必要とする子どもと家庭への適切な対応に努めます。

村民の目標

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを地域ぐるみで推進します。
- 子育てに関してわからないことがあれば、子育て相談窓口を利用するなど、子育てに関する知識の習得に努めます。

3. 高齢者施策

前期計画期間における取組と評価

- 2014（平成 26）年度に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作成し事業を展開しました。
- 要綱改正により、福祉タクシーの助成対象の明確化と指定難病の追加を行いました。
- 介護保険では提供できない生活支援サービスの提供体制を社会福祉協議会で構築してきました。
- 生活習慣病の発症予防として、食生活改善事業、健康教室を実施しました。また、39 歳以下の健康診断を実施し、疾病の早期発見への取組を図りました。
- 体操教室、サロン、カフェを定期的を開催してきました。
- 地区住民が企画する健康教室などは、地区の実情に合わせて開催されてきました。
- 2017（平成 29）年度から認知症総合支援計画に基づき事業を展開しました。
- 働く意欲のある高齢者の社会参加の受け皿として、シルバー人材センターは機能してきました。
- 社会福祉協議会では、生きがい・健康づくり・介護予防活動などの担い手の人材育成を行ってきました。

現状と課題

わが国の高齢化は、世界に例をみない速度で進んでおり、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目前に控え、高齢者人口がさらに急激に増加することが見込まれています。

村では、総人口が減少する一方で、65 歳以上の人口は増加し、高齢化率は4割を超えています。今後、介護や支援が必要な高齢者の増加が見込まれ、村全体で高齢者を支えるネットワークの構築が求められていますが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加と家族関係・近所づきあいの希薄化等に伴い、地域での支え合いも限界が近づいています。このような中、日常的な安否確認が課題となっているほか、高齢者の通院や外出時の交通手段の確保、在宅生活の継続のための生活環境の整備も課題となっており、現状に即した施策の取組が必要となっています。

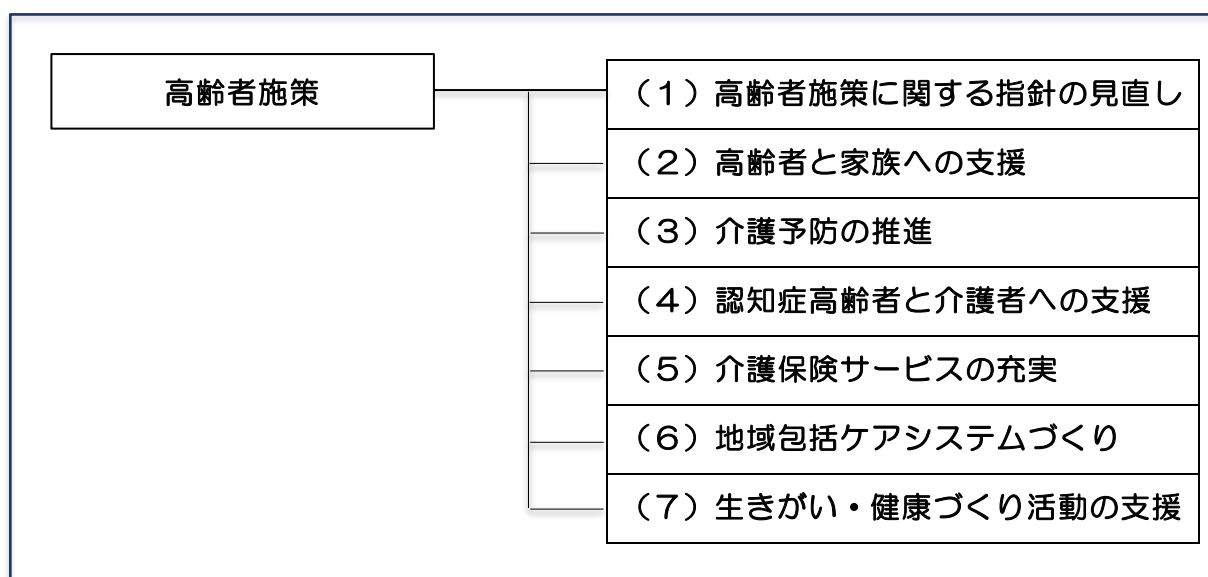
さらに、高齢化の急速な進行に伴い、介護保険サービスの利用者、特に施設入所者の増加による介護保険料の増額が予測されます。元気で健康な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える地域づくりが期待されるとともに、健康寿命の延伸に向けた若い頃からの生活習慣病予防も含めた介護予防が重要です。

近年増加傾向にある認知症については、理解不足からくる受診の遅れが症状を悪化させ、施設入所につながる事例が多くあります。医療機関との連携による早期発見、早期治療をはじめ、適正な介護による悪化防止の支援が必要です。また、認知症高齢者や介護者を見守り、支え合う地域づくりのための学習の場を今後も継続していく必

要があります。

今後は、こうした課題を踏まえ、高齢者施策の指針である高齢者保健福祉計画や木曽広域連合の策定による介護保険事業計画の見直しとさらなる充実のもと、地域包括ケアシステム※の実現に向けた各種施策・事業を計画的に推進し、元気で健康な高齢者が意欲を持って社会の役割を担い続けられる健康長寿村をめざしていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	高齢者施策に関する指針の見直し	高齢化率が4割を超え、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているなど、村の実情に即した高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、高齢者保健福祉計画の見直しを行うとともに、木曽広域連合により、介護保険事業計画の見直しを進めます。

※地域包括ケアシステム：医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスを有機的かつ一体的に提供する包括的な支援の仕組み

項目		内容
2	高齢者と家族への支援	① 高齢者の定期的な安否確認のための有効なサービスの検討と緊急通報システムの利用促進を図ります。 ② 通院や外出時の交通手段の確保・利便性向上について検討を継続します。 ③ 介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活することが可能となるための社会環境・住環境づくりについて検討します。 ④ 在宅生活が困難になった場合でも、必要なサービスが受けられるよう支援するとともに、あらかじめその場合の対応を協議できる体制づくりを検討します。
3	介護予防の推進	① 若年要介護認定者の主な原因疾患である生活習慣病の発症予防に取り組みます。 ② 高齢者の身体の機能維持、閉じこもり予防、口腔衛生、栄養指導を目的としたカフェの開催、地区の介護予防教室等の介護予防活動を推進します。 ③ 「自分の健康は自分でつくる」という意識向上のための取組への支援を継続します。
4	認知症高齢者と介護者への支援	① 医療機関との連携により、認知症の早期発見、早期治療が行える体制づくりを進めます。 ② 適切な介護により、認知症の悪化を防ぎ、在宅生活が可能となるための支援を推進します。 ③ 認知症の理解を深めるため、住民を対象とした学習機会を充実し、認知症の人を支える人材育成、見守り支え合う地域づくりを推進します。 ④ 認知症の人の社会参加や介護者の負担軽減のため、情報交換や相談支援を行う場の充実を図ります。
5	介護保険サービスの充実	木曽広域連合により、介護や支援が必要な高齢者等に対する各種介護保険サービスの提供体制の充実を進めるとともに、サービス利用に対する保険給付を適切に行います。

項目		内容
6	地域包括ケアシステムづくり	① 各種の支援会議の開催により、個別の事例や課題について、より効率的、効果的な対応に努めます。 ② 社会福祉協議会や介護事業者、NPO、ボランティア団体等との連携のもと、高齢者のニーズに即したサービスのあり方について検討し、生活支援サービス・介護サービス等の充実を図ります。
7	生きがい・健康づくり活動の支援	① 高齢者の介護予防や生きがいづくり、交通安全、教養研修等に関する取組の中核を担う高齢者団体等の活動を引き続き支援します。 ② 働く意欲を持った高齢者の就業機会の拡大と健康増進を図るため、木曽シルバー人材センターの運営・事業を支援します。 ③ 生きがい・健康づくり活動の担い手の世代交代が円滑に行われるよう、人材育成の支援を推進します。

村民の目標

- 常日頃から、自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、健康、生きがいづくりに取り組みます。
- 自分の住んでいる地域の高齢者を気かけたり、声かけしたりするなど、地域福祉の担い手としての意識を高めます。

4. 障がい者施策

前期計画期間における取組と評価

- 2014（平成 26）年度に障がい者計画、第4期障がい福祉計画を策定しました。
- 2016（平成 28）年度には障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領を策定し、役場職員に周知しました。
- 障がい者への理解を深めるための講演会を開催しました。
- 利用者が利用しやすい施設整備を計画的に進めました。
- 関係機関と連携し、職員の専門的資質の向上をめざしました。
- 社会福祉協議会に相談支援事業所が設置され、すべての障害福祉サービス利用者には利用計画に基づいたサービスが提供される体制が整いました。
- 自立支援協議会、町村担当者会議等で検討し、サービスの充実に向けて連携を図る体制が整いました。
- 身体障害者住宅等整備事業補助金制度などの周知を図り、必要な人が活用できるよう支援してきました。
- 障がい者の共同生活の場となるグループホームの整備を進めています。

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての人々がお互いの個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。

村ではこれまで、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、ノーマライゼーション※の理念の浸透に向けた啓発活動の推進や様々な福祉サービスの提供、就労や社会参加の支援など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、2013（平成 25）年度から、障害者自立支援法が、さらなる福祉サービスの充実と、地域社会における共生を総合的に支援する「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変わり、社会全体での共生社会の実現に向け、障がい者の社会参加、地域社会での共生をめざした日常生活、社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることになりました。また、2016（平成 28）年6月改正では、2018（平成 30）年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されました。

これに伴い、障害程度区分が障害支援区分に変更され、サービス利用計画の策定が重要になったことから、相談事業者の確保や育成が課題となっています。

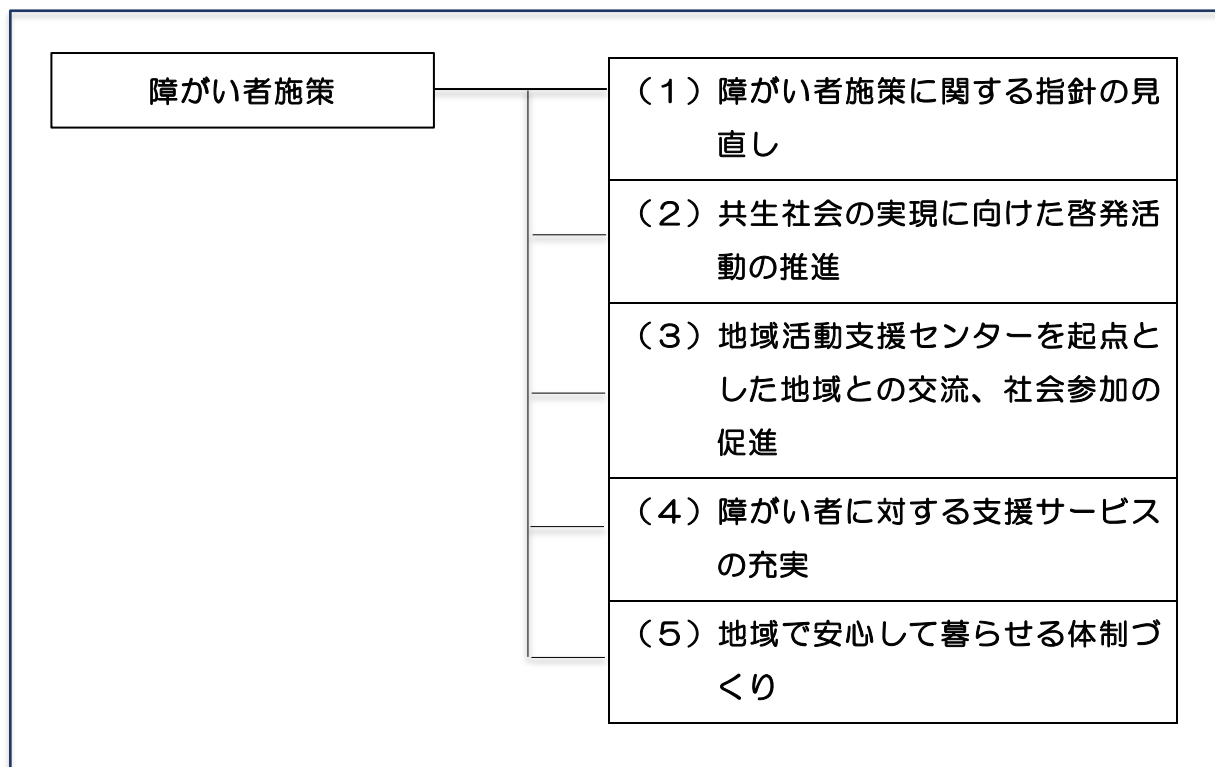
また、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化に加え、障がい者を支える家族の高齢化が深刻な問題となっており、支援を受けながら地域で安心して暮らせる体制の整備をはじめ、障がい者施策全般の一層の充実が求められる状況にあります。

このため、今後は、障がい者施策の指針である障がい福祉計画の見直し・充実のも

※ノーマライゼーション：年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方

と、共生社会の実現に向けた各種施策・事業を計画的に推進し、障がい者が可能な限り自立し、その人らしく当たり前に暮らせるむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	障がい者施策に関する指針の見直し	村の実情に即した障がい者施策を総合的、計画的に推進するため、当事者の声を取り入れながら障がい福祉計画の見直しを行います。
2	共生社会の実現に向けた啓発活動の推進	① 共生社会の実現に向け、障がい者の権利擁護についての継続的な啓発活動を推進します。 ② 地域で障がい者を支えるため、障がいへの正しい理解を深めるための講演会や学習会を行います。

項目		内容
3	地域活動支援センターを起点とした地域との交流、社会参加の促進	① 地域活動支援センター「くわっこ工房」の施設の適正な管理・運営を継続して行います。 ② 地域との交流や、利用者が利用しやすい施設整備を計画的に行います。 ③ 専門的な知識が必要となる支援に関して、関係機関との連携のもと、人材の確保や安定した運営に努めます。
4	障がい者に対する支援サービスの充実	① 障がいの程度に応じた必要なサービスを受けられるよう、利用計画を作成する相談支援事業者の確保・育成に努めます。 ② 障がい者を支援するための各種福祉サービスの充実に向け、事業者との連携を図ります。 ③ 村が実施する地域生活支援事業の充実に努めます。 ④ 「くわっこ工房」が行う障がい福祉サービス事業「就労継続支援B型施設※」への移行に向けた検討を進めます。
5	地域で安心して暮らせる体制づくり	① 障がい者が安心して暮らせる住環境づくりに向け、身体障害者住宅等整備事業補助金制度を利用した住宅改修の促進に努めます。 ② 障がい者の共同生活の場として、グループホームの整備について検討を進めます。

村民の目標

- 障がいへの理解を深めるための講演会や学習会に参加するなどし、障がい及び障がい者に対する理解や正しい認識に努めます。
- 障がいのある人に対して気かけたり、声かけしたりするなど、自分のできる範囲で、障がいを持って困っている人の手助けや支援を行います。

※就労継続支援B型施設：障害者総合支援法に基づき一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、職業訓練などの福祉サービスを提供する施設のうち、障がい者と雇用契約を結ぶ「A型」（雇用型）に対し、契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける形態の事業所（非雇用型）

5. 地域福祉

前期計画期間における取組と評価

- 2015（平成 27）～2019 年度の地域福祉計画を策定し、計画に基づき実施しました。
- 社会福祉協議会、介護保険事業者等と協力し、商工会、民間団体等との連携を推進しています。
- 社会福祉協議会において、地域福祉の担い手の育成と活動支援を行ってきました。
- 要援護者台帳登録、災害時住民支えあい講座、ふれあいいきいきサロン等により、見守り活動、交流活動を推進してきました。
- 公共施設を中心に、可能なものからバリアフリー化を検討しています。

現状と課題

2016（平成 28）年 7 月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられました。それに伴い、従来の制度・分野ごとの縦割り行政ではなく、各分野が一体的となって、包括的な公的支援を構築することが求められています。

村では、社会福祉協議会が各種福祉・介護サービスの提供のほか、福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくりを行い、地域福祉活動の中心的役割を担っています。また、民生・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しているほか、住民支え合い活動やふれあいいきいきサロン等の住民の自主的な活動が行われており、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいます。

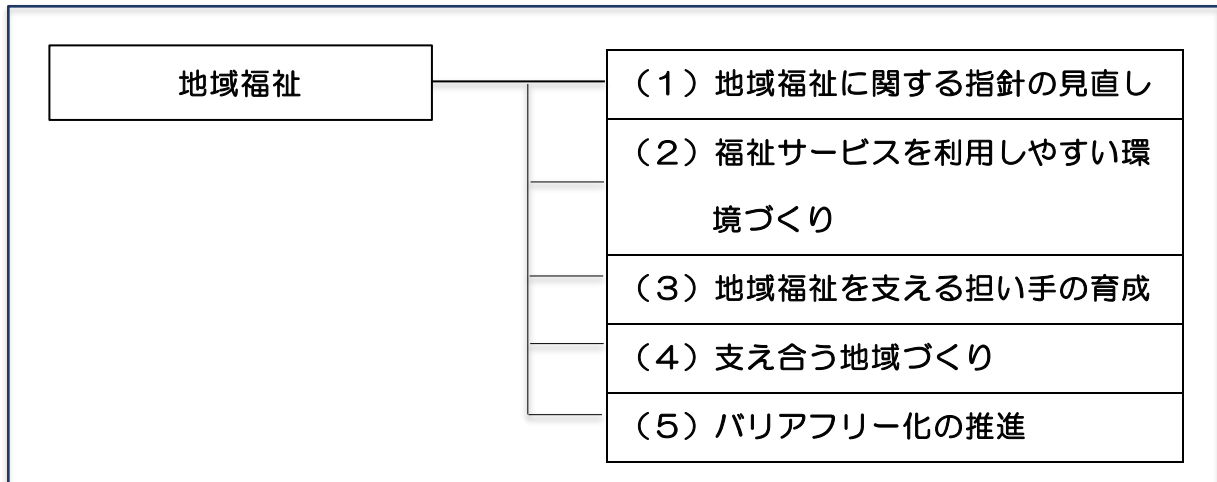
しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに進行し、地域における生活課題はますます複雑・多様化し、特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが予想されます。

このため、地域福祉の指針である地域福祉計画の見直しのもと、住民の福祉意識の高揚を図りながら、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促し、すべての住民が支え合い助け合いながら安心して暮らせるむらづくりを進めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安全に安心して行動できるよう、公共施設のバリアフリー化※を進めていく必要があります。

※バリアフリー化：段差の解消をはじめ、物理的・精神的な障壁を取り除くこと

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	地域福祉に関する指針の見直し	村の実情に即した地域福祉を総合的、計画的に推進するため、地域福祉計画の見直しと地域福祉活動計画の策定を図ります。
2	福祉サービスを利用しやすい環境づくり	① 住民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、関係機関・団体が一体となった総合的な相談体制・情報提供体制の整備を図ります。 ② 利用者権利擁護に向けた福祉サービス利用援助や成年後見制度の利用促進への検討を進めます。
3	地域福祉を支える担い手の育成	① 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生・児童委員や各種福祉団体、ボランティア団体、NPO等の活動支援に努めます。 ② 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行い、住民一人ひとりの福祉意識の高揚及び福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保に努めます。
4	支え合う地域づくり	高齢者や障がい者等が孤立せず、安心して自立した生活を継続できるよう、「住民支え合いマップ」の作成・更新の支援に努めるほか、住民支え合い活動やふれあいいきいきサロンをはじめ、身近な地域における見守り・声かけ活動や交流活動等を促進します。

項目		内容
5	バリアフリー化の推進	高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての住民が不自由なく安全に安心して行動できるよう、公共施設を中心に、可能なものからバリアフリー化を進めます。

村民の目標

- 身近な地域における見守り・声かけ活動や交流活動に参加します。
- バリアフリーに関する考え方を正しく理解し、障がい者や高齢者など社会的弱者に配慮した行動を実践します。

6. 社会保障

前期計画期間における取組と評価

- 被保険者に月別の医療通知、ジェネリック医薬品差額通知を送付して状況確認をしてもらい、保健係と連携して重症化予防のために国保人間ドック補助事業、特定健診等の保健事業を実施することで、住民の健康意識を高め医療費の抑制に努めました。
- 国民健康保険税の滞納者対策の強化として納税に関する音声放送を実施し、未納のお知らせ及び督促の発行を実施しました。また、滞納者に対し、督促・臨戸・相談等の強化をし、滞繰分の収納率を20%以上向上することができました。
- 国保財政の健全化と保健事業の安定化のため、2017（平成29）年度に国保税率を改定しました。
- 窓口において国民年金加入者への制度案内を行い、広報でも年に数回、制度に関する記事を掲載する等、制度の周知活動に取り組みました。
- 福祉事務所、まいさぼ木曽はハローワーク等と連携をとり、就労に向けての支援を行いました。

現状と課題

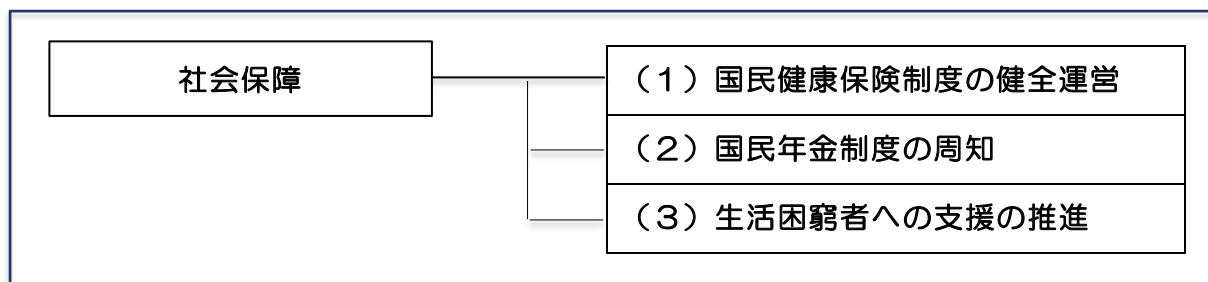
国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、疾病や負傷等に対して保険給付を行う医療保険の柱として、大きな役割を果たしています。

しかし、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴う医療費の増大により、その運営は極めて厳しい状況にあることから、制度のあり方自体について論議されてきました。こうした状況を踏まえ、国保制度の財政基盤を強化し持続可能な医療保険制度を構築するため、2018（平成30）年度の国保制度により県が財政運営の責任主体となりました。今後は、県と一体になり、医療費の抑制や保険税の収納率向上など、制度の健全運営に向けた取組を進めるとともに、被保険者の生活実態に寄り添った保険税のあり方を検討していく必要があります。

国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度となっているため、今後とも、制度に対する住民の理解を一層深めていく必要があります。

国の景気は緩やかな回復基調が続けているとされていますが、依然として私たちの生活まで波及していないのが現状です。村では、県木曽保健福祉事務所等との連携のもと、生活困窮者に対する相談や生活保護制度に関する助言・進達等を行っています。今後とも、自立に向けた支援に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	国民健康保険制度の健全運営	① 国保人間ドック補助事業や特定健診の受診（健康診断未受診者対象）の推進等による生活習慣病対策の強化はもとより、医療費の通知や後発医薬品の普及促進、レセプト点検調査等の実施等により適正な受診を促進し、引き続き医療費の抑制に努めます。 ② 納税に関する広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。 ③ 国の制度改正の動向等に応じ、制度に関する広報・啓発活動や円滑な運営に向けた取組を推進します。
2	国民年金制度の周知	住民の年金受給権の確保に向け、広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度の周知徹底に努めます。
3	生活困窮者への支援の推進	生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、県木曽保健福祉事務所や民生・児童委員等との連携のもと、実態を的確に把握し、適切な相談・指導や生活保護制度に関する助言・進達等に努めます。

村民の目標

○国民健康保険制度や国民年金制度は私たちの生活に必要不可欠な制度となっているため、制度に関心を持ちながら健康意識の向上と健康管理、健康診断の受診に積極的に取り組み、医療費の抑制に努めます。

第2章 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

1. 防災・消防

前期計画期間における取組と評価

- 2014（平成 26）年度に避難路の指定等により地域防災計画の変更を行っています。それに伴い、2016（平成 28）年度に防災のしおりの変更を行いました。
- 2014（平成 26）年度に災害発生時住民初動マニュアルを全戸配布しました。全避難所には、避難所運営マニュアルを配布しています。また、毎年1回の防災訓練の実施とその中で防災行政無線での伝達訓練を行いました。
- 「住民支え合いマップ」の作成・更新を2013（平成 25）年度から行いました。
- 2015（平成 27）、2016（平成 28）年度の2か年で、防災行政無線（同報・移動系）のデジタル化を行い、住民への適切で速やかな情報提供が可能となりました。
- 一級河川、急傾斜地、砂防施設については県に要望し、事業化に結びつきました。
- 直轄砂防事業については、国に要望して順次事業化し、砂防堰堤工事に結びつきました。
- 木曽地区医療協議会と連携し、2015（平成 27）年度に「木曽地区災害時医療救護訓練」を大桑村で実施しました。
- 女性消防団の勧誘を2012（平成 24）年度から実施し、現在7名、在団しています。団員は定期的に消防学校へ入校し、資質の向上を図りました。
- 消防車は、2016（平成 28）年度で更新が完了しました。
- 毎年、消防団から予算要望書を受理し、それをもとに施設の整備等を行いました。
- 2014（平成 26）年度から機能別消防団を設立し、現在13名在団しています。地域の日常的な防災活動から災害時の活動まで、全村的な組織体制が整備されている防火防犯組合に担ってもらうよう推進しています。
- 定期的に、広報や音声放送を実施しました。
- 春・秋季火災予防運動での演習や消火栓訓練、火の元点検等を実施しました。

現状と課題

2011（平成 23）年の東日本大震災や2016（平成 28）年に発生した熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、郡内においても2014（平成 26）年に南木曽町土石流災害や御嶽山の噴火、村でも2018（平成 30）年に豪雨災害が起こるなど、日本各地で発生する大規模な自然災害により、防災に対する住民の関心が高まっています。

村では、防災上の知識や技術の向上を図りつつ、防災に対する意識をさらに高めるため、木曽広域消防や消防団の指導のもと、毎年防災訓練を実施しています。

これまで、村の防災に関する総合的な指針である地域防災計画の見直しを行い、「防災のしおり」の全戸配布や公民館、集会所等へのハザードマップ※の掲示など、防災意識の啓発に努めてきました。また、災害時における相互応援協定を県内外の自治体と

※ハザードマップ：想定される災害の範囲や避難場所等を地図上に示したもの

締結し、防災体制の強化を図りました。

今後とも、行政・消防・防火防犯組合等が一体となって、体制や機能の強化を図るとともに、治山・治水・砂防事業を関係機関に要望するなど、住民とともに災害に強いむらづくりを進めていく必要があります。

消防体制については、木曽広域連合による消防署の設置が行われ、常備消防体制は整備されてきましたが、非常備消防の消防団は過疎化や人口減少により団員の確保が難しくなっており、定年延長や班の統合などにより体制の整備をしてきています。

消防団は、消火活動、火災予防を行うばかりでなく、災害時の避難誘導や救助、災害の拡大防止活動など重要な役割を担っており、地域防災に欠くことのできない組織です。そのため、女性消防団員の採用などにより消防団の持つ機能を充実させるとともに、消防団を機能別消防団や自主防災組織が補い、連携して地域防災に取り組むことが必要となります。

今後とも、安全・安心なむらづくりのため、防火意識の啓発や、人材の育成・確保、消防施設・設備の充実、初期救急救助体制の整備など、消防・救急体制の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



項目	内容
1	総合的な防災体制の確立 ① 災害に強いむらづくりを総合的に進めるため、地域防災計画や防災関連マニュアル、マップ等の見直しを適宜行います。 ② 災害時に村職員が迅速かつ的確に行動できるよう、初動体制・避難体制の整備を図ります。 ③ 住民の防災意識の高揚と災害時に対応できる体制の充実のため、防災に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、避難所の周知徹底、避難訓練・情報伝達訓練の実施を図ります。 ④ 「住民支え合いマップ」の作成・更新への支援をはじめ、避難行動要支援者の避難支援体制の充実にに向けた取組を進めます。 ⑤ 災害時に備え、非常食や生活物資、資機材等の備蓄を計画的に進めます。 ⑥ 国からの支援や他自治体との応援体制の強化を図るとともに、民間企業等との応援体制の整備を図ります。
2	治山・治水・砂防事業の促進 河川の氾濫や土砂災害、山地災害の未然防止に向け、危険箇所の把握に努めながら、河川の整備や適正管理を行うとともに、砂防事業や治山事業等を関係機関に要望していきます。
3	常備消防・救急体制の充実 ① 木曽広域連合による消防職員の資質の向上や施設・設備の計画的更新等を進め、常備消防・救急体制の充実を図るとともに、木曽広域消防と消防団の連携強化に努めます。 ② 医療機関との連携や広域的連携のもと、災害時の救急医療体制の充実に努めます。

項目		内容
4	消防団の充実と自主防災組織等の育成	① 住民や事業所の理解と協力を求めながら、女性団員の採用も含めた消防団員の確保を進めるとともに、団員の資質の向上、施設・設備の計画的更新等を進め、消防団の充実を促進します。 ② 消防団機能の補完、地域ぐるみの防災体制の強化に向け、機能別消防団の設立と自主防災組織の育成を進めます。
5	火災予防の徹底	火災予防に関する広報・啓発活動の推進や初期消火訓練の実施、防火防犯組合との連携強化を図り、住民の防火意識・知識の向上に努めます。

村民の目標

- 村で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- 自分のできる範囲で、消防団や自主防災組織の活動に参加します。
- 地震等災害があった場合の避難路・避難場所を確認します。

2. 防犯・交通安全

前期計画期間における取組と評価

- 木曽警察署や防火防犯組合と連携し、年2回の防犯診断や祭礼・年末時の巡視等を行いました。木曽警察署からの防犯に関する情報は、音声放送等で住民に周知しました。
- 3地区の防火防犯組合から防犯灯の設置や改修の要望を受け、事業を進めました。
- 運転に不安を持つ高齢者等の運転免許返納のきっかけづくりとして、2018（平成30）年4月から「運転免許自主返納支援事業」をはじめました。
- 大桑村交通安全協会と連携し、季別交通安全運動（年4回）で広報活動や交通指導等を実施しました。また、保育園、小・中学校、高齢者の交通安全教室も行いました。
- 交通量の多い国道・県道について、交通安全施設の整備の充実及び道路環境の整備を国・県へ要望しました。
- 3地区の交通安全協会から交通安全施設の要望を聴取し、整備を進めました。

現状と課題

犯罪の凶悪化や低年齢化、インターネットや携帯電話等を使った顔のみに見えない犯罪の増加等の犯罪の多様化、住民の犯罪に対する知識の不十分さ等の要因により、知らず知らずのうちに犯罪に巻き込まれてしまう危険性が高まっています。

村では、警察や防火防犯組合等との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。

しかし、今後、高齢化や世帯人員の減少、地域連帯感の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、より一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

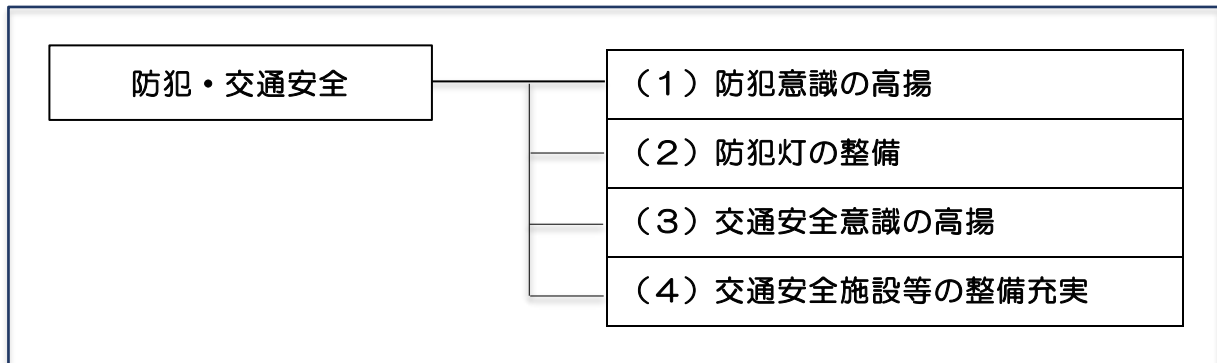
交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の事故の割合が高く、その対策が求められています。

村では、交通事故の防止・抑制に向け、警察や交通安全協会等との連携のもと、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を積極的に推進し、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備、道路環境の向上に努めています。

このような中、村内では、近年、死亡事故は発生していませんが、依然として多くの交通事故が発生しています。

このため、今後は、交通量の一層の増加や高齢化の急速な進行等も見据え、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策の一層の強化が必要です。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	防犯意識の高揚	① 警察や防火防犯組合との連携のもと、広報・啓発活動等を通じて住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を促進します。 ② 防火防犯組合等の組織の充実を促進します。
2	防犯灯の整備	夜間における安全性の確保に向け、通学路を中心とした防犯灯の設置・改修を計画的に推進します。
3	交通安全意識の高揚	① 交通安全にかかわる行事や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、学校、職場、地域社会など様々な機会をとらえた交通安全教育の徹底に努めます。 ② 交通安全協会等との連携強化に努めます。
4	交通安全施設等の整備充実	① 交通量の多い国道・県道について、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を関係機関に要望していきます。 ② 村道等においても、危険箇所や通学路を中心に、区画線やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を推進します。

村民の目標

- 地域での防犯・安全活動に積極的に参加します。
- 交通安全意識を高め、交通ルールの遵守を徹底します。

3. 消費者保護

前期計画期間における取組と評価

- 消費者センターからのパンフレットは全戸配布し、住民への啓発に努めました。
- 木曽警察署からの情報は、回覧や音声放送等で周知しました。
- 民生・児童委員や社会福祉協議会等と連携し、被害者や被害状況等についての迅速な把握に努めました。
- 消費生活に関する問題発生時には、消費者センターへ連絡し対応しました。

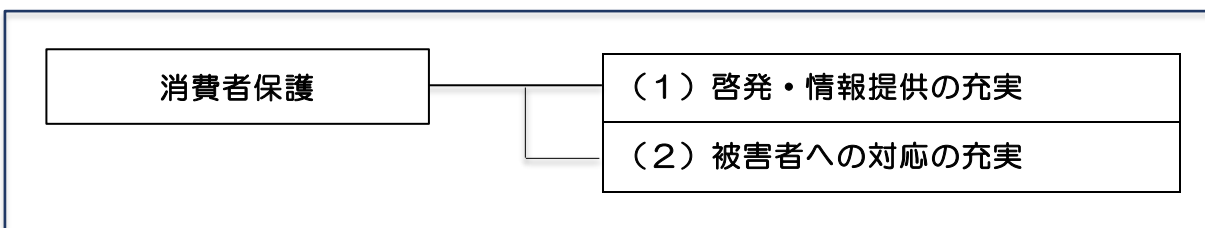
現状と課題

近年、全国的にオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等のいわゆる特殊詐欺はその手口を変えながら多様化し、一向に収束の気配をみせません。また、悪質な勧誘や訪問回収などによる被害も顕在化しています。

村では、県消費生活センターや警察との連携のもと、パンフレットの配布や放送等による住民への情報提供や啓発、消費生活に関する相談を行い、消費者対策を推進しています。

高齢化が進む中、特に狙われやすい高齢者を中心に、今後も、これらの特殊詐欺や悪質商法の手口等について住民理解を深め、被害を未然に防ぎ、また被害にあっても適切に対処できるよう、関係機関との連携を図りながら、住民に対する啓発活動や情報提供、相談体制の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	啓発・情報提供の充実	被害を未然に防止するため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの有効活用、パンフレットの全戸配布等により、住民への啓発活動や情報提供の充実を図ります。

項目		内容
2	被害者への対応の充実	① 民生・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、被害者やその被害状況等についての迅速な把握に努めます。 ② 消費生活に関する様々な不安や被害に適切に対応するため、県消費生活センター等との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

村民の目標

- 悪質商法等の被害を未然に防ぐことができるよう、正しい消費知識を習得し、被害に巻き込まれないようにします。
- 詐欺や架空請求、悪質な勧誘に気付いた時には、速やかに村や消費者センターへ連絡し、情報を提供します。

4. 環境保全

前期計画期間における取組と評価

- 環境基本条例を制定し、環境保全に努めました。
- 2018（平成 30）年度に環境審議会を設置し、環境基本計画を策定しました。
- 地域における、ごみゼロ運動、環境美化運動を行いました。
- 大桑村地球温暖化防止実行計画に基づき、LEDライトの導入、エアコン 28℃設定、クールビズ等を推進しました。
- 大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を制定し、自然環境や生活環境等に配慮した潤いのある地域社会の発展に努めました。また、住宅の太陽光発電システム設置支援は引き続き行いました。

現状と課題

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題が発生する中、地球規模で環境・エネルギーへの関心が高まっており、国から自治体、住民一人ひとりまでが持続可能な社会の形成に向けた具体的行動を起こすべき時代が到来しています。

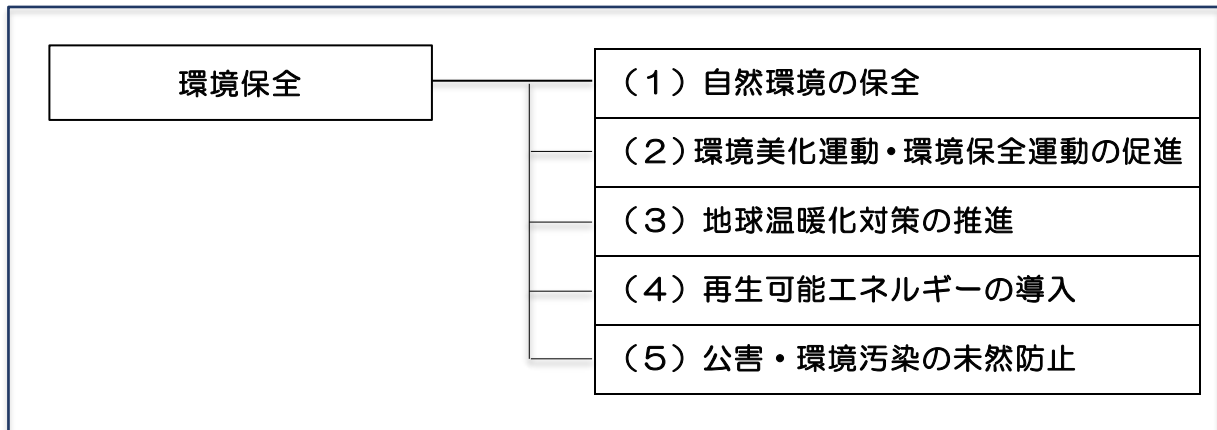
総面積の 95.8%を森林が占める本村は、中央部を流れる木曽川に伊那川、殿小川、阿寺川等が流入し、輝く緑と豊かな水、そして澄んだ空気に包まれた優れた自然が息づいています。

村ではこれまで、これらの自然の保護をはじめ、ごみゼロ運動などの住民の環境美化運動の促進、公害の未然防止や放射線量の測定、広報・啓発活動や学校における環境教育の推進、さらには地球温暖化防止計画に基づく公共施設における温室効果ガスの排出削減、住宅等への太陽光発電システムの設置支援など、環境保全に関する各種施策を推進してきました。

今後、こうした環境保全に関する取組は、地球環境の保全をはじめ、定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、むらづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、自然環境の保全や住民の自主的な環境保全運動の促進をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を積極的に推進し、内外に誇りうるむらづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	自然環境の保全	① 土地利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等にあたっては、自然との共生や生態系の保全に留意した資材・工法等の導入に努めます。 ② 特定外来植物の駆除や希少野生動植物等の自然環境の保全に努めます。
2	環境美化運動・環境保全運動の促進	環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進し、住民・事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、ごみゼロ運動など、地域における環境美化運動をはじめ、省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動など、自主的な環境保全運動を促進します。
3	地球温暖化対策の推進	地球温暖化防止計画に基づき、村が率先して公共施設における温室効果ガスの排出削減を図るとともに、村全体への波及に向けた啓発等を進めます。
4	再生可能エネルギーの導入	住宅等への太陽光発電システムの設置支援を引き続き推進するとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置、木質バイオマスエネルギー*の利用促進など、再生可能エネルギーの導入に向けた取組を検討・推進します。

*木質バイオマスエネルギー：木くずやおがくずなど木材に由来する生物資源を利用したエネルギー

項目		内容
5	公害・環境汚染の未然防止	河川の水質汚濁や事業所等による騒音・悪臭・振動、野焼き等について、関係機関との連携のもと、調査・監視・指導等を行い、未然防止及び適切な対応に努めます。

村民の目標

- 地域でのごみゼロ運動、環境美化運動などに積極的に参加し、美しい村の自然を守ります。
- ごみの分別や省エネに努めます。

5. 景観

前期計画期間における取組と評価

- 国道沿線や河川敷など計画的に支障木伐採、三色桃（ハナモモ）植栽等の景観整備を実施しました。
- 景観形成への住民意識の高揚を図るため、住民参加による三色桃の植栽を実施しました。
- 国・県機関、広域連合、景観形成団体、市町村等により、「木曽路の眺望景観整備基本方針」を定め、木曽路の眺望を守り磨く新たな取組を推進しています。

現状と課題

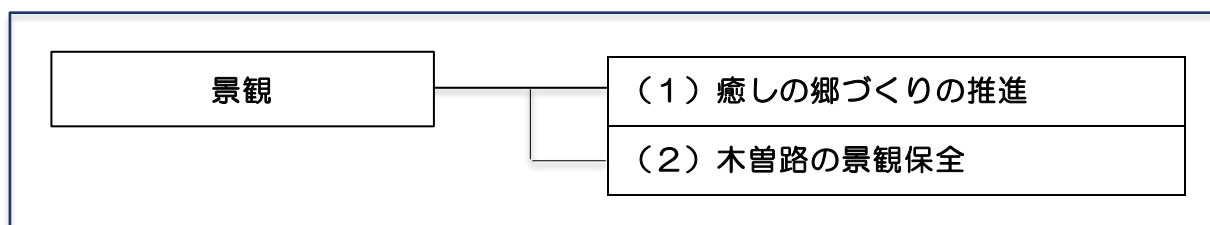
美しい景観は、地域の社会的共通資本であり、住民に豊かな生活感や安らぎをもたらすだけでなく、観光分野をはじめとする産業にとっても重要な資源です。これからの景観形成は、住民や行政、各種団体等、多様な主体の参画と連携のもとで進められることが重要です。

木曽地域では、木曽広域連合等の取組により、1997（平成9）年度から公共施設等の案内板を統一したデザインで設置する公共サイン整備事業を実施し、木曽路のイメージアップが図られてきました。

村は住民による景観形成活動や自主的な環境整備を積極的に進めており、村内各所で花の植栽による美しいむらづくりを実施しています。さらに、国道からみえる場所に三色桃を植栽し、中央アルプスと三色桃を眺めながらドライブできる村としてPRする取組もはじめました。

今後は、新設される道路を中心に植栽をし、三色桃でいっぱいの癒しの郷づくりに向けて、具体的な計画を立て、実施していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	癒しの郷づくりの推進	① 癒しの郷づくりに向け、国道 19 号沿線や旧中山道沿いなどを中心に三色桃や樹木、季節の花々などの植栽及び維持管理に努めます。 ② 癒しの郷づくりや景観形成に関する P R 活動を積極的に推進し、意識の高揚を図りながら、住民や各種団体等の多様な主体による自主的な景観形成活動の支援を行います。
2	木曽路の景観保全	地域住民景観形成運営協議会など地域の景観形成に取り組む団体と連携・協力して村の景観整備を進め、さらに郡内町村や木曽広域連合、長野県と連携を図りながら木曽地域全体の景観保全に努めます。

村民の目標

○美しい景観は、地域の社会的共通資本であるということを理解し、花の植栽等の景観形成活動に参加します。

6. ごみ処理

前期計画期間における取組と評価

- ごみの減量化を中心とした、分別方法の徹底・周知を実施しました。
- ごみや資源物の出し方のルールについて、広報やチラシなどで啓発を図りました。
- 2018（平成 30）年、木曽クリーンセンターの新炉完成に併せ、広域連合と連携し、施設の処理能力に見合ったごみの減量化・リサイクルの啓発に努めました。
- 資源回収事業登録団体への支援を行い、リサイクル経費の削減と村民意識の高揚を図りました。
- 不法投棄監視連絡員のパトロールにより、不法投棄の抑制を図りました。
- 環境センターと連携し、し尿処理の適正管理に努めました。

現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれる中、これまでの社会の仕組みや生活様式を見直し、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会への移行が求められています。

ごみの収集・処理及びリサイクル等は村及び木曽広域連合が共同して行っています。

村ではこれまで、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めてきたほか、広報・啓発活動の推進やリサイクルステーションの設置、資源回収の促進等を行い、ごみの分別の徹底や減量化、リサイクルの促進に努めてきました。また、不法投棄監視連絡員を設置し、ごみの不法投棄対策も進めてきました。

このような中、ごみの排出量は減少傾向にありますが、排出された可燃ごみや不燃ごみに資源物が入っている場合もあり、ごみ分別の一層の徹底とリサイクルへの促進、不法投棄やポイ捨ての問題は引き続き課題となっています。

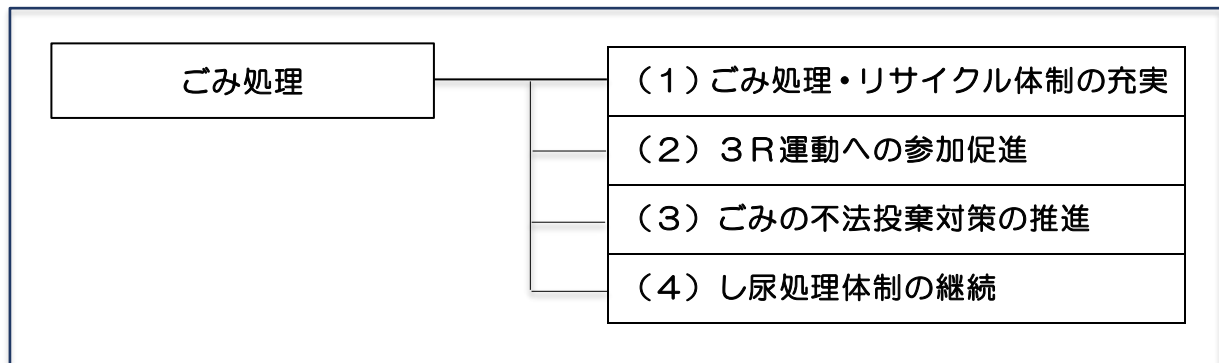
また、新ごみ処理施設の焼却量の縮小化による、さらなるごみの減量と、事業所のごみ排出量減量に向けた取組、高齢化に適したストックヤードの検討をしていく必要があります。

ごみ処理・リサイクルのさらなる推進のため、関係機関と連携し3R運動※の促進、チャレンジ 800 ごみ減量推進事業の推進、不法投棄防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿については、木曽広域連合において収集・処理していますが、今後とも適正な収集・処理体制を維持していく必要があります。

※3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	ごみ処理・リサイクル体制の充実	① ごみの出し方に関する広報・啓発活動の充実等により、住民のごみ分別の一層の徹底を促進します。 ② 古紙や古布等の新たな品目の分別収集の実施など、時代要請や住民ニーズに即した収集体制の充実に努めます。 ③ リサイクルステーション、ごみステーションの適正な運用、管理に努めます。 ④ 木曽クリーンセンター等の施設の適正な管理・運営など、木曽広域連合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。
2	3 R 運動への参加促進	各種団体による資源回収に対する支援を引き続き行うとともに、ごみの減量化や資源化に関する広報・啓発活動の充実を図り、3 R 運動への住民や事業者の参加を促進します。
3	ごみの不法投棄対策の推進	不法投棄監視連絡員の活用等により、監視・連絡体制の強化を図り、不法投棄の防止及び適正処理に努めます。
4	し尿処理体制の継続	今後も環境センター等の施設の適正な管理・運営に努め、木曽広域連合による効率的なし尿処理体制を維持します。

- 自分のできる範囲で、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）の３Ｒ運動に取り組みます。
- ごみのポイ捨てなどをみかけたら村へ連絡するなど、ごみの不法投棄の防止に努めます。

7. 上・下水道

前期計画期間における取組と評価

- 耐震化の必要なV P 管の位置図を作成し、優先的に整備する年次計画を策定しました。
- 51 に及ぶ全項目検査を実施し、水質検査の充実を図りました。
- 機械設備及び電気設備について、2036 年度までの修繕計画表を作成しました。
- 合併処理浄化槽の設置については、殿地区を中心に戸別訪問を行い、設置についての啓発活動を行いました。

現状と課題

水道は、快適な住民生活と活力ある産業活動に欠かせない重要な社会基盤です。

村では、2010（平成 22）年度に東部、野尻、小川、上郷、伊奈川の5か所の水道施設を統合して大桑村簡易水道を創設しました。これにより、老朽化した水道施設や浄水機器の改良を行うとともに、遠方監視装置の導入を進め、安全な飲料水を安定して供給できるよう機能強化を進めています。また、村の水道普及率は2018(平成30)年4月現在 99.9%となっています。

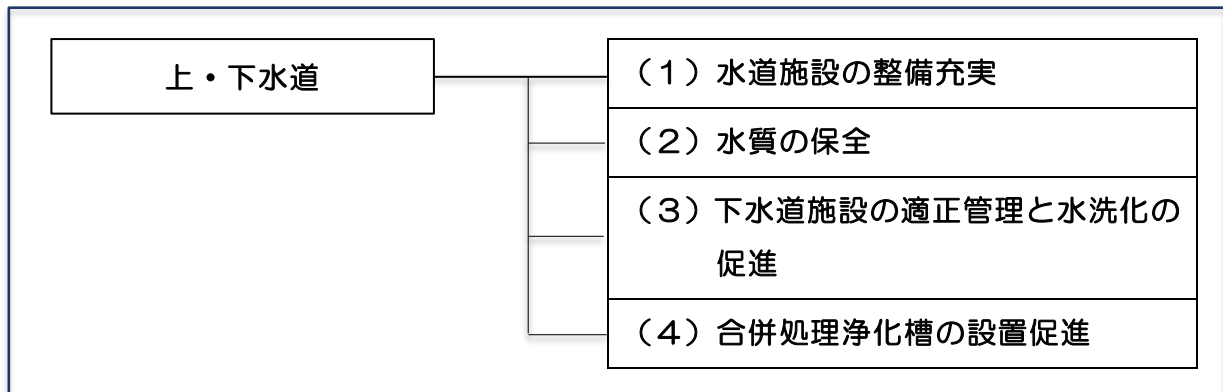
今後は、耐用年数が過ぎた管路や施設の更新を、耐震化も含めて進めていく必要があります。

一方、下水道は、河川等の公共用水域の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに欠かせない重要な施設です。

村における下水道の整備は、農業集落排水事業により長野地区は 2003（平成 15）年度、須原地区は 2008（平成 20）年度に完了し、特定環境保全公共下水道事業により野尻地区は 2010（平成 22）年度に完了しています。また、下水道区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進しています。

2018(平成30)年4月現在の水洗化率は、長野地区で 93.6%、須原地区で 89.0%、野尻地区で 83.7%、合併浄化槽は 80.5%となっています。今後は、河川等の水質保全と居住環境のさらなる向上に向け、整備された施設の適正管理と水洗化の促進、個別処理区域における合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	水道施設の整備充実	耐用年数や老朽化の状況、大地震への対応等を勘案し、計画的に配水管や配水池等の各水道施設の更新と耐震化率の向上を図ります。
2	水質の保全	水源周辺の環境保全を図り、水源水質の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を実施し、水質の安全確保に努めます。
3	下水道施設の適正管理と水洗化の促進	① 耐用年数や老朽化の状況等を勘案し、計画的に農業集落排水施設及び公共下水道施設の更新と長寿命化計画を策定し、機能保全に努めます。 ② 水洗化率の向上のために、広報・啓発活動を実施し、下水道へのつなぎ込みを促進します。
4	合併処理浄化槽の設置促進	設置や維持管理に関する支援を引き続き行い、個別処理区域における合併処理浄化槽の設置を促進します。

村民の目標

○水の無駄使いを減らすため節水を心がけるとともに、油や生ごみなど異物を流さないよう、生活排水に注意します。

第3章 快適で住みやすいむらづくり

1. 土地利用

前期計画期間における取組と評価

- 現行の土地利用計画や農業振興地域整備計画、森林整備計画等によって、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を図りました。
- 土地利用区分に応じた適正な土地利用への指導を行いました。
- 地籍調査事業については、国・県の補助により計画的に事業を推進してきました。

現状と課題

かけがえのない郷土と豊かな自然を守りつつ、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を推進することが必要です。

村ではこれまで、2009（平成 21）年度に策定した土地利用計画をはじめ、農業振興地域整備計画や森林整備計画等の土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきました。

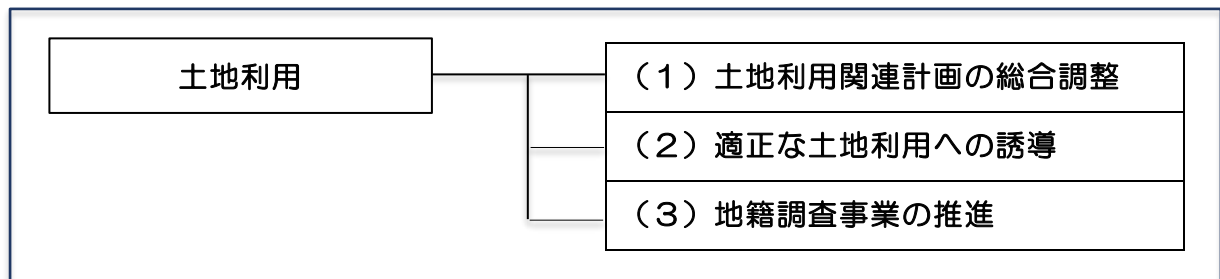
しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、耕作放棄地の増加や森林の荒廃が急激に進んでいます。また、地主不在で放置された土地は荒廃も著しく、幹線道路にも影響が出ています。そのような中、農地や森林の保全及び有効活用が求められ、移住・定住の促進や交流人口の増加、商工業の振興等に向けた土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このため、今後は、基本構想の「土地利用の基本方針」に基づき、土地利用関連計画の総合調整等を行うとともに、国土利用計画法等の適切な運用を図りながら、土地利用を計画的に推進していく必要があります。

また、村では、土地の境界を明確化し、土地を適正かつ有効に利用するため、地籍調査事業を実施しています。1998（平成 10）年度から山地部の調査を行っており、2017（平成 29）年4月現在の進捗率は 39.2%となっています。

地籍調査事業は、長い年月を要しますが、その成果は様々な分野で有効に活用することができるため、引き続き事業を計画的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	土地利用関連計画の総合調整	① 村の実情に即した土地利用を総合的、計画的に推進するため、土地利用計画をはじめ、農業振興地域整備計画や森林整備計画等の見直し・総合調整を行い、土地利用の明確化を図ります。 ② 土地利用計画の計画期間の終了に向けて、現計画の検証を行いながら、新計画の策定を図ります。
2	適正な土地利用への誘導	土地利用関連計画や関連法等の周知及び一体的運用により、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導に努めます。
3	地籍調査事業の推進	土地を適正かつ有効に利用するため、土地所有者への周知・啓発を行いながら、地籍調査事業を引き続き計画的に推進するとともに、成果の有効活用を図ります。

村民の目標

○地籍調査の際には、立会いを行い土地の境界を確認するなど、調査に協力します。

2. 道路・公共交通

前期計画期間における取組と評価

- 国道の整備については、国道 19 号の右折レーン設置が完成しました。
- 大桑橋架替工事に着手し、国道と木曽川右岸道路を結ぶアクセス道路は県が代行事業に着手しました。
- 県道の整備については、毎年、木曽建設事務所に改良や修繕の要望を実施し、整備に結びつきました。
- 村道の整備については、道路補修は毎年予算の範囲内で適宜実施しました。道路新設改良事業は、大桑橋架替工事と庁舎アクセス道路など、計画的に実施しました。また、橋梁については、損傷度の高い橋梁から順次計画的に修繕を実施しました。
- 建設業者 14 社に委託し、村道の除雪を実施しました。2017（平成 29）年度に融雪剤散布車のリースを開始し、道路の凍結対策も併せて実施しました。
- 木曽地域交通網対策協議会を通じて、列車の増発や始発終着駅の延長などを関係機関に要望しました。
- 村内 3 駅に臨時職員を配置し、電車通学・通勤者等利用者の安全性・利便性を確保しました。
- くわちゃんバスについては、村外へは木曽病院線、坂下病院線を 1 日 1 往復運行し、村内においては 3 路線・1 日 5 便運行しました。
- 乗合タクシーのエリアを村内全域に拡大し、日常生活の移動手段として、より利便性を高めました。

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適な住民生活や産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

本村の道路網は、2018（平成 30）年 4 月現在、国道 19 号、一般県道須原大桑停車場線・野尻停車場線、村道 160 路線、これらに連絡する農道・林道によって構成されています。

国道 19 号は、大型車両の増加等により危険度が増し、生活道路としての安全性が損なわれています。これまで、国への要望活動により、交通安全施設（センターポール）の設置など危険防止対策がなされてきました。また、地形や J R 軌道との関係上、県道・村道との取り付け構造が悪く、車両の安全な通行に支障をきたしています。関係機関への要望活動を行い、大桑駅前（J R ガード）の交差点改良により、右折レーンの設置と新庁舎へのアクセスとして、伊奈川橋交差点改良事業に着手しました。

また、交通事故等による国道の通行不能時には、村外への車両通行が著しく制限されるため、災害時や緊急時の対応に大きな不安を抱いています。現在、国道の一回機能を果たす木曽川右岸道路（一般県道上松南木曽線）の整備が進められていますが、村内計画延長 17km のうち、供用開始区間ははまだ 1 割程度であり、未着手区間の早期着手、早期完成が望まれます。同時に国道からのアクセス道路の整備も必要です。

県道については、木曽川右岸道路の完成に合わせて村道への移管が予定されています。円滑に移管ができるよう、県に対して適切な維持管理を求めています。

村道については、維持補修を含めた整備を計画的に進めてきており、橋梁に関しても、2011（平成 23）年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の修繕を行っています。大桑橋は、木曽川右岸道路のアクセス道路として重要であるため、その架け替え事業へ着手し、2021 年 3 月の完成をめざします。

今後は、このような状況を踏まえ、国道・県道から身近な生活道路に至るまで、村内道路網の整備を計画的、効率的に進めていく必要があります。

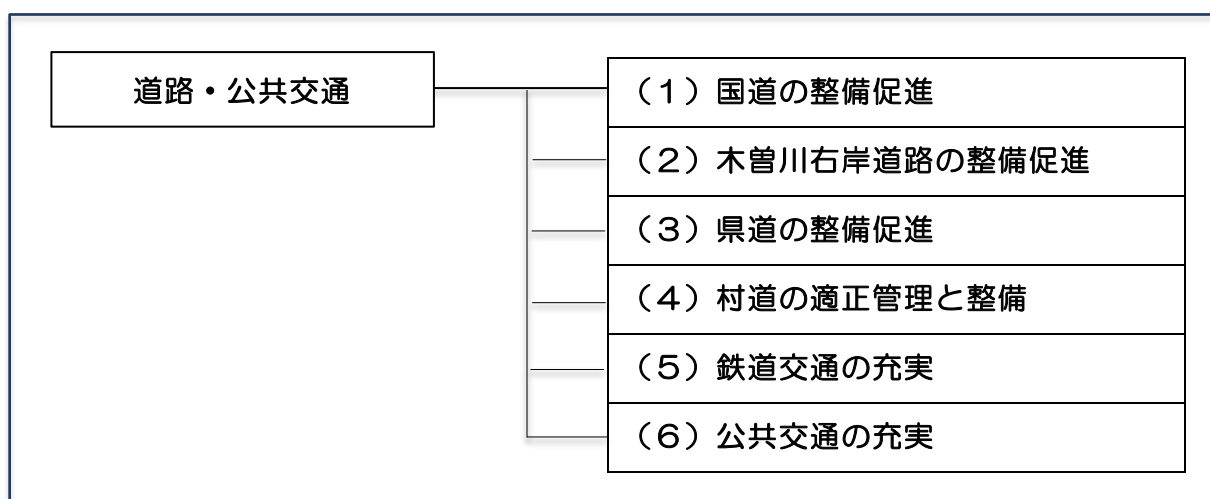
一方、本村の公共交通については、ＪＲ中央本線が走り、３つの駅が設置されているほか、くわちゃんバス、乗合タクシーを運行しています。

ＪＲ中央本線については、３駅に人員を配置し、通勤・通学に支障が生じないように、利用者の安全と利便性の確保に努めているとともに、木曽地域交通網対策協議会を通じて、列車の増発や始発終着駅の延長など、利便性の向上を要望しています。

公共交通については、地域公共交通協議会を組織し、利用状況を検証しながら、高齢者や障がい者等に配慮した運行に努めています。

今後は、このような状況を踏まえ、ＪＲ中央本線の安全性・利便性のさらなる向上や住民ニーズに即した公共交通の維持・確保に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	国道の整備促進	① 国道 19 号については、安全性の一層の向上に向け、見通しの悪いカーブの視距改良や歩道の整備等を関係機関に要望します。 ② 伊奈川橋の交差点改良事業について、早期完成を関係機関に要望するとともに、村道の改良を進めます。
2	木曽川右岸道路の整備促進	① 国道のう回機能を果たす木曽川右岸道路について、未着手区間の早期着手、早期完成を関係機関に要望します。 ② 国道と木曽川右岸道路のアクセス道路についても、関係機関との調整を図りつつ、整備を進めます。
3	県道の整備促進	一般県道須原大桑停車場線・野尻停車場線について、道路改良や適切な維持管理を関係機関に要望します。
4	村道の適正管理と整備	① 村道について、適切な維持管理を行うとともに、道路新設改良事業を計画的に実施します。 ② 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕を計画的に行います。
5	鉄道交通の充実	① JR 中央本線の利便性の向上とリニア中央新幹線開業の際の円滑な乗り継ぎの実現のため、木曽地域交通網対策協議会を通じて、列車の増発や始発終着駅の延長などを引き続き関係機関に要望します。 ② 駅利用者の安全性・利便性及び機能の維持等について検討を進めます。
6	公共交通の充実	① 住民の通院手段を確保するため、県立木曽病院、国民健康保険坂下病院への通院等のバス路線の維持・確保に努めます。 ② 住民の買物など移動手段の確保と充実に向け、村内全域に拡大した乗合タクシーの利便性と効率性の向上に努めます。 ③ 郡内 6 町村と木曽広域連合、長野県が連携し、広域的な公共交通の充実に向けた検討を進めます。

村民の目標

- 道路沿いの清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に積極的に参加します。
- くわちゃんバスや乗合タクシーなど公共交通を積極的に利用します。

3. 住宅・宅地

前期計画期間における取組と評価

- 既存の村営住宅について、老朽化への対応や住環境の向上に向け、計画的な修繕を行いました。
- 2017（平成 29）年度に住宅建設候補地の基本調査と村民に対する住宅アンケートを実施しました。
- 空き家情報バンク制度等を広報紙に掲載し、周知を図りました。
- 2017（平成 29）年度より新たに空き家に対する補助制度を整備し、補助制度の周知を行い、除却等に結びつきました。
- 地震に備えた既存住宅の耐震診断及び補強工事に関する補助制度の活用については、広報紙に掲載及び回覧チラシにて周知し、制度活用に結びついています。
- 2017（平成 29）年度より、耐震改修工事に対する補助金を 60 万円から 100 万円に引き上げました。

現状と課題

良好な住宅・宅地の確保は、人々が安全で快適な暮らしを営むための基本的な条件であり、移住・定住の促進に直結する重要な要素です。

村では、核家族化の進行や村内企業の雇用者確保のための住宅需要を受け、2009（平成 21）～2012（平成 24）年度にかけて 38 戸の村営住宅を建設するなど、積極的に住宅施策を展開してきました。

2018（平成 30）年 4 月現在、109 戸の村営住宅と 24 戸の雇用住宅を管理しており、ほぼ 100%の入居率を維持しています。

今後は、老朽化した村営住宅、雇用住宅の状況を踏まえ、また住宅需要の動向を勘案しつつ、新たな住宅の建設について検討していく必要があります。

また、村ではこれまでに村内 6 か所に 37 区画の宅地造成を行い、すべて契約を締結しています。移住・定住の促進には、良好な宅地の確保が重要な要素であることから、村有地の有効活用とあわせ、民地の住宅適地の活用を図るための基盤整備等を総合的に検討する必要があります。

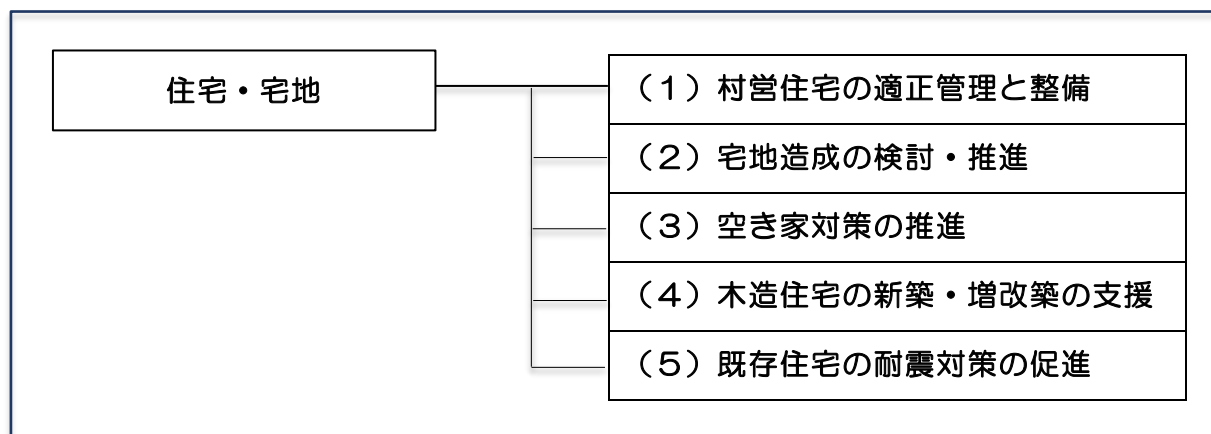
近年増加傾向にある空き家・空き地の有効利用については、2011（平成 23）年度から空き家情報バンク制度を立ち上げ、2018（平成 30）年 4 月までに家屋 21 件と土地 25 件（家屋と一体のものを含む）の契約が行われました。空き家所有者の意識と理解を深め、登録件数の増加に向けたさらなる努力が必要です。有効活用が困難な空き家や廃屋、危険住宅への対応策として、2017（平成 29）年 4 月に空き家の有効活用及び危険家屋の除却に対する補助制度を創設しましたが、改めて空き家に関する実態調査とその検討が必要となっています。

また、村では住民の住環境の向上と地域経済の活性化をめざし、木造住宅の新築や

増改築に対して補助金を交付しています。

既存住宅の耐震対策については、耐震診断や補強工事に対する補助制度について今後さらに周知し、活用促進に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	村営住宅の適正管理と整備	① 既存の村営住宅について、老朽化への対応や住環境の向上に向け、計画的な修繕及び適正な維持管理を行います。 ② 今後の社会・経済情勢の変化や住宅需要の動向を勘案し、新たな村営住宅の建設について検討します。
2	宅地造成の検討・推進	良好な住宅地の新たな造成に向け、村有地・民地を問わず、住宅適地の有効活用について検討・推進します。
3	空き家対策の推進	① 広報・啓発活動の充実等により登録件数の増加を図るなど、空き家情報バンク制度の充実を図ります。 ② 空き家に関する実態調査を実施し、活用困難な空き家や廃屋、危険住宅への対応も含め、適正管理について検討します。 ③ 空き家に対する補助制度を周知し、空き家の有効活用及び危険家屋の除却を推進します。
4	木造住宅の新築・増改築の支援	木造住宅新築等補助金・住宅増改築補助金の交付を引き続き行い、木造住宅の新築・増改築を支援します。

項目		内容
5	既存住宅の耐震対策の促進	補助制度の周知に努め、地震に備えた既存住宅の耐震診断及び補強工事に関する制度の活用を促進します。

村民の目標

○空き家・空き地の有効利用について理解を深め、空き家情報バンクに登録します。
○ごみ拾いや草刈りなど、日常の住環境管理を行います。

4. 情報通信

前期計画期間における取組と評価

- ケーブルネットワークの利活用については、文字放送は簡潔明瞭に掲載し、自主放送については、議会放送や保育園、小学校、中学校のイベントを年末だけでなく、イベント後も放送するなど充実を図りました。また、各種講座や教室、各種検診・相談などの情報を音声放送により周知できました。
- ホームページを刷新し、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障がい者を含め、だれもがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）についても対応させ、閲覧しやすくしました。
- 計画的に既存の各種システムの維持・更新を実施し、電子申請での申請が可能な手続きについては電子化し、住民等の利便性に努めました。
- 木曽広域ケーブルテレビ網が整備され、各々の環境で支障なく情報を得ることが可能となったことから、それら情報化に対する研修やサポート体制の充実を図りました。
- 番号制度に対応するため、庁内システムのセキュリティ強靱化を図りました。
- 2018（平成 30）年度にコンビニ交付サービスがスタートし、窓口の時間外や土日に証明書の取得が可能になり、利便性が向上しました。
- 緊急速報メールの登録により、村内の携帯電話所持者に村からメールが配信できるよう設定しました。
- 防災行政無線デジタル化の整備により、一般家庭の戸別受信機の設置をやめて、広域連合の音声告知端末から同報無線を放送するよう設定しました。

現状と課題

情報通信技術の革新、とりわけ情報通信基盤としてのインターネットの普及に伴い、だれもが様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現しています。また、自治体においても、インターネット等を利用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が進んでいます。

村では、木曽広域連合によるケーブルテレビをはじめとした情報網の整備により、地上波デジタル化に伴うテレビ難視聴地域が解消されるとともに、情報ネットワークが構築されました。ケーブルテレビの文字放送や自主放送（おおくわちゃんねる）の活用により、行政から加入者へ動画放送などを使った独自の情報提供が可能となり、ホームページによる情報の受発信も定着し、各種行政手続きの電子化が進んでいるほか、GISシステム※の導入も行いました。

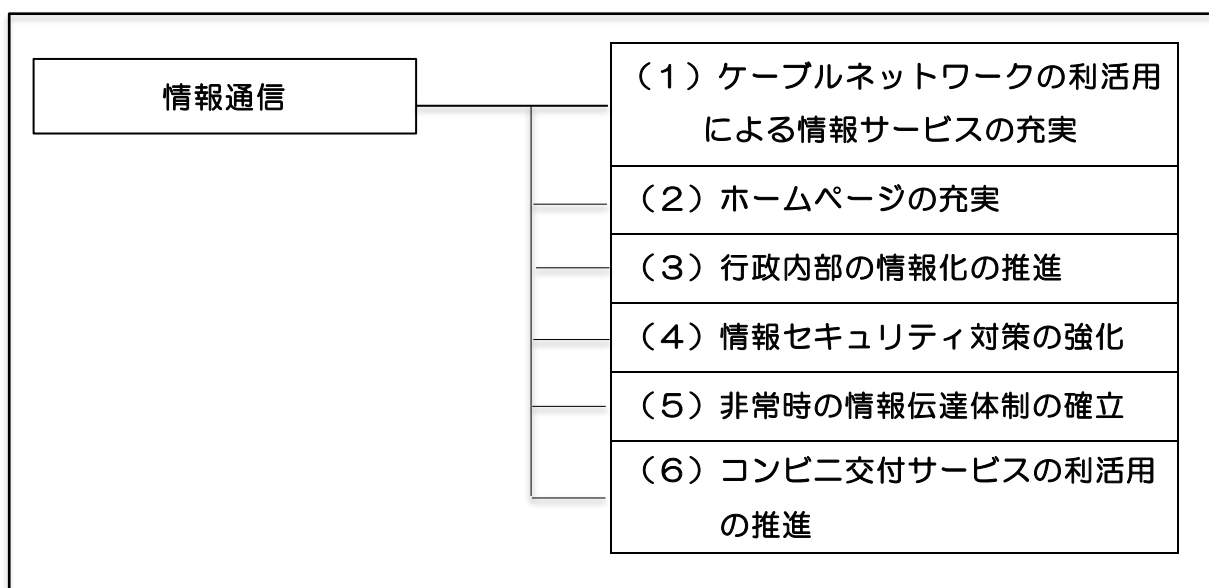
今後、こうした情報化は、住民生活の質的向上や自治体経営の効率化、村全体の活性化にとって、より一層大きな役割を果たすことが見込まれます。

このため、だれもが支障なく利用できる環境づくりのため、2018（平成 30）年からケーブルテレビ網のさらなる利便性の向上と情報発信力の強化、情報通信基盤の確保

※GISシステム：地理情報システム。位置や空間に関する情報を総合的に管理・加工し、視覚的に表示させるシステム

のため、ケーブルテレビ光（F T T H）化の整備を進めています。また、ケーブルネットワークを活用した情報サービスの充実や情報セキュリティ対策を図り、行政内部の情報化の一層の推進と電子自治体の構築及び村全体の情報化を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	ケーブルネットワークの利活用による情報サービスの充実	① 文字放送や自主放送（おおくわちゃんねる）等について、さらにわかりやすく楽しい情報提供ができるよう検討を進め、充実を図ります。 ② 住民ニーズを把握しながら、住民の安全・安心の確保や住民生活の質的向上等につながる情報サービスの提供について検討し、その実現に努めます。
2	ホームページの充実	ホームページの内容充実及び有効活用を図り、村内外への迅速な情報発信に努めます。
3	行政内部の情報化の推進	既存の各種システムの維持・更新を計画的に行うとともに、ながの電子申請サービスを活用した各種行政手続きの電子化をさらに進めるなど、行政内部の情報化を一層推進します。

項目		内容
4	情報セキュリティ対策の強化	各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ※対策の強化を図ります。
5	非常時の情報伝達体制の確立	災害等非常時における地域組織を含めた情報伝達体制の確立を図り、電話、インターネット回線など情報伝達の強化・復旧については木曽広域連合と協力し進めます。
6	コンビニ交付サービスの利活用の推進	各種証明に限らず様々な行政手続きのワンストップ化に向け充実を図ります。

村民の目標

- 情報通信サービスを活用し、生活の充実を図ります。
- マイナンバーカードを申請し所持するよう努めます。

※セキュリティ：安全・保護

第4章 豊かで活力あふれるむらづくり

1. 農業

前期計画期間における取組と評価

- 中山間地域等直接支払制度を活用している地区では、制度を活用し農業生産基盤施設の維持管理に努めてきました。また、大規模改修や直接支払制度を活用していない地区においては地域からの要望等を確認しながら補修・更新を行ってきました。
- 農業委員会など関係機関と連携し、耕作放棄地などの調査を実施してきました。
- 中山間地域等直接支払制度を活用している地域へ制度の変更点などを説明し、実施地域へ支援してきました。
- 認定農業者である事業者研修会等の情報提供を行ってきました。
- JA などと連携し、米の生産性向上に向けた機械の導入を行ってきました。また、そばづくりを進める団体と連携し、コンバインの導入を行いました。
- 学校給食への地場農作物の提供を実施してきました。また、そばの地産地消に向け、関係団体と連携ができました。
- 農林産物を加工販売する事業者の農作物生産拡大に向け、農地のあっせんなどの支援を行いました。
- 鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや捕獲作業を行ってきました。また、村の補助制度を利用し、新規に狩猟免許を取得した方もおり、従事者の確保ができました。

現状と課題

農業は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供など、人々の生活に重要な役割を果たしています。しかし、わが国の農業をめぐる環境は、生産額の減少、就業者の高齢者割合の増加、農地の荒廃など厳しい状況にあります。

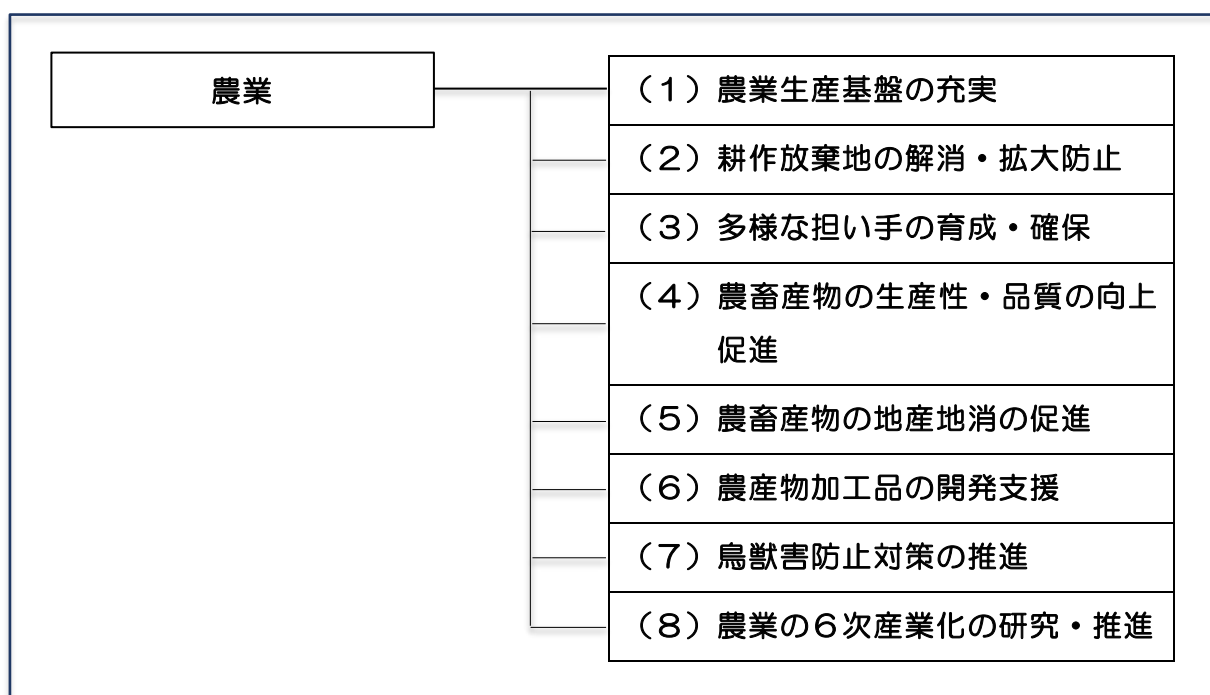
村では、古くから水稻作と畜産を主体とした農業が営まれ、現在も続いています。2015（平成 27）年の農林業センサスによると、本村の総農家数は 259 戸（販売農家 126 戸、自給的農家 133 戸）で、販売農家の専業別内訳は、専業農家が 32 戸、第 1 種兼業農家が 4 戸、第 2 種兼業農家が 90 戸となっています。

村ではこれまで、関係機関・団体との連携のもと、農地や農道等の農業生産基盤の整備や担い手の育成をはじめ、農業の振興に向けた各種の支援施策を積極的に推進してきました。2013（平成 25）年度には、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図として、人・農地プランを作成しました。

しかし、長期にわたる米価の低迷をはじめ、農家数の減少や農業者の高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、さらには野生鳥獣による農産物被害の増加といった問題が一層深刻化し、農業の総合的な活力低下が懸念されています。

このため、今後は、生産者、関係機関・団体、行政等の連携を一層強化し、農業生産基盤の充実や耕作放棄地の解消・拡大防止を進めながら、意欲ある多様な担い手の育成・確保など、多面的な支援施策を一体的に推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	農業生産基盤の充実	農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤について、老朽化の状況等を踏まえ、適正な維持管理や補修・更新を進め、一層の充実を図ります。
2	耕作放棄地の解消・拡大防止	① 関係機関・団体との連携のもと、耕作放棄地に関する調査データの整理・提供や効果的な活用方法の提案、担い手への集積の検討を進めます。 ② 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用を図り、共同作業によって生産活動の維持を行う集落・地域に対する支援を行います。

項目		内容
3	多様な担い手の育成・確保	① 経営指導の強化や農地の集積、農作業の受委託の促進等を通じ、意欲ある中核的な農家や生産組織の育成・確保を図るとともに、農業生産法人を支援します。 ② 女性や高齢者が能力を十分に発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援を行います。 ③ 情報提供や研修・交流機会の提供等を通じ、農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。
4	農畜産物の生産性・品質の向上促進	関係機関・団体との連携のもと、効率的な生産技術の導入や関連施設・機械の整備・活用、有機・減農薬栽培など環境に配慮した農業の展開等を促し、生産性の向上や高品質化、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。
5	農畜産物の地産地消の促進	学校給食における地場農産物の利用継続や商業者・観光事業者との連携、農産物加工販売施設の活用、関係団体・組織の支援、PR活動の強化等により、農畜産物の地産地消を促進します。
6	農産物加工品の開発支援	農産物加工販売体制の充実を支援し、既存加工品の生産拡大及び販路の拡大、新たな加工品や料理の開発・販売を促進します。
7	鳥獣害防止対策の推進	関係機関・団体との連携のもと、補助事業の活用や有害鳥獣駆除班によるパトロール・捕獲作業の実施、狩猟者の確保に向けた支援、緩衝帯の整備、モンキードックの推進など、鳥獣害防止対策を推進します。
8	農業の6次産業化の研究・推進	関係機関・団体との連携のもと農業の6次産業化 [※] について研究し、その実現に向けた取組を推進します。

村民の目標

○できる範囲で地場農産物を利用し、地場農産物の地産地消の促進に努めます。

[※] 6次産業化：第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売や地域資源を活かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと

2. 林業

前期計画期間における取組と評価

- 新規の林道開設はありませんが、森林施業が効率的に行えるよう、維持管理に努めました。
- 木曽山林協会や木曽南部森林組合等と連携し研修会等を開催するなど、林業の担い手の育成、強化に努めました。
- 森林整備計画に基づき森林施業を行いました。
- 鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや捕獲作業を行ってきました。また、村の補助制度を利用し新規に狩猟免許を取得した人もおり、従事者の確保ができました。
- 松くい虫等の病害虫について、関係機関・団体との連携のもと、監視活動や防除対策を行いました。
- 森の里親促進事業により、民間企業の森林づくりへの意識啓発や活動の支援を行いました。
- 木曽広域連合と連携し、植樹・育樹作業などを通して木曽川上下流の交流活動を推進しました。
- 県主催の事業に参加し、緑の少年団の育成・強化を図りました。
- 「ヒノキを奏でる里づくり事業」では、間伐材を利用して制作した楽器による演奏活動などを行いました。

現状と課題

森林は、木材生産のみならず、国土の保全や水源のかん養、保健休養、山地災害の防止、自然環境の保全など、多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結びついています。

2017（平成 29）年 4 月現在は、本村の森林面積は 22,461ha で総面積の 95.8% を占めており、このうち 4,890ha が民有林で、うち、ヒノキを主体とした人工林面積は 2,577ha、人工林率は 52.9% で 11 齢級以上が半分を占めている状況にあります。

村ではこれまで、関係機関・団体との連携のもと、林道・作業道等の林業生産基盤の整備や計画的な森林整備を進めてきたほか、野生鳥獣による被害の防止等にも努めてきました。

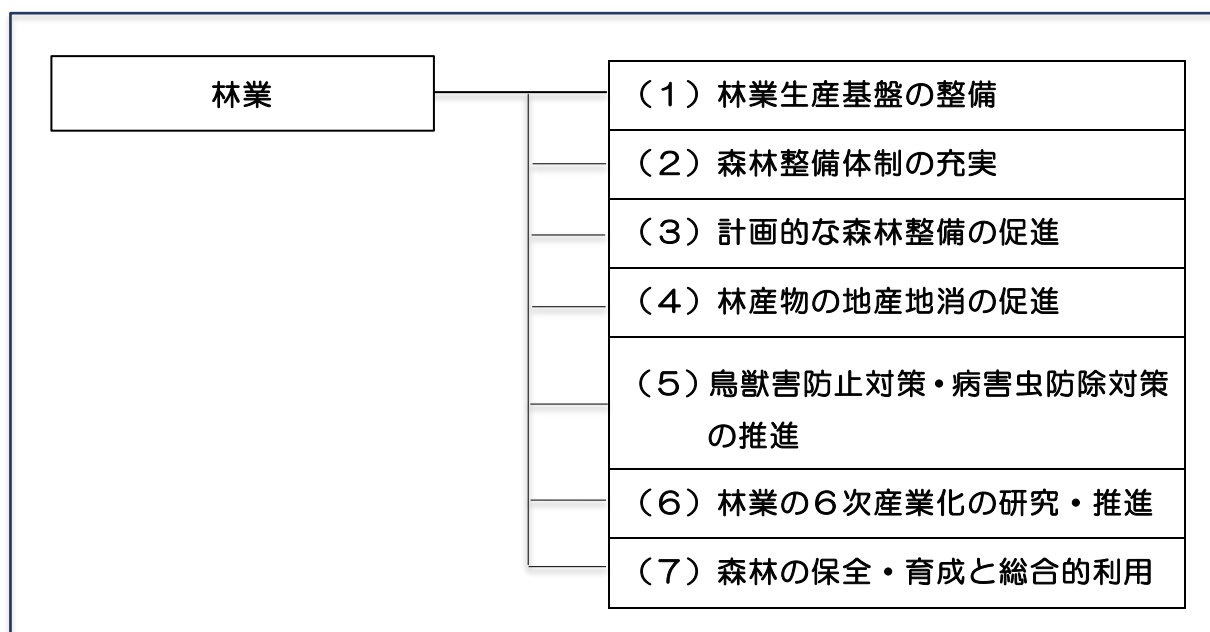
しかし、木材需要の停滞や価格の低迷等を背景に、林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業従事者の減少や高齢化、野生鳥獣や病害虫による被害の一層の深刻化とも相まって、森林所有者の森林・林業に対する関心が薄れ、適切な保育が行われていない森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林整備計画等に基づき、木曽南部森林組合を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

また、新たに創設された森林経営管理制度（森林経営管理法、2018（平成30）年5月25日成立）に基づき、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るため、適切な経営管理が行われていない森林について、村が中心となって森林所有者に働きかけ等を行い、適切な経営管理の方法を確保していきます。

併せて、2019（平成31）年度から創設される森林環境譲与税を、村が実施する森林整備等に必要な財源として有効活用するための検討が必要です。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	林業生産基盤の整備	森林施業の効率化を図るとともに、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係機関との連携のもと、林道や作業道等の整備を進めます。

項目		内容
2	森林整備体制の充実	① 将来にわたる地域林業の担い手として、木曽南部森林組合の育成・強化に努めます。 ② 木曽南部森林組合等との連携のもと、情報提供や研修・交流機会の提供等を行いながら、林業従事者・後継者の育成・確保を図ります。 ③ 森林所有者の合意形成を図りながら、木曽南部森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、林業機械化を促進し、合理的、効率的な森林整備が行える体制づくりを進めます。
3	計画的な森林整備の促進	森林整備計画等に基づき、水源かん養機能や山地災害防止機能、保健機能、木材生産機能等の公益的機能別に設定された森林区分とその施業方針に従い、造林・保育等の計画的な森林施業を促進します。
4	林産物の地産地消の促進	① 公共施設の建設への地元産木材の利用促進に努めます。 ② 山菜やきのこなどの林産物の普及について、関係機関・団体と連携し検討するとともに、地産地消に努めます。 ③ 木育として、新生児に木のおもちゃを贈るウッドスタート事業を推進します。
5	鳥獣害防止対策・病虫害防除対策の推進	① 関係機関・団体との連携のもと、補助事業の活用や有害鳥獣駆除班によるパトロール・捕獲作業の実施、狩猟者の確保に向けた支援、緩衝帯の整備、モンキードックの推進など、鳥獣害防止対策を推進します。 ② 松くい虫等の病虫害についても、関係機関・団体との連携のもと、監視活動や防除対策を推進するとともに、予防対策については関係機関と連携し検討します。
6	林業の6次産業化の研究・推進	関係機関・団体との連携のもと、林業の6次産業化について研究し、その実現に向けた取組を推進します。

項目		内容
7	森林の保全・育成と総合的利用	① 住民や民間企業等の森林づくりへの意識啓発と参画促進を図り、森林の保全・育成に関する自主的な活動を促進するとともに、財源として、森林環境譲与税の活用についても検討します。 ② 木曽川上流域と下流域の住民の共同による森林整備や、これを通じた交流活動を促進します。 ③ 幼少時代から森林・林業への理解を深めるため、みどりの少年団の育成・強化に努めます。 ④ 森林の環境教育やレクリエーションの場としての活用、「ヒノキを奏でる里づくり事業」による間伐材の利用、木質バイオマスエネルギーの利活用など、森林の総合的利用を進めます。 ⑤ 新たに創設された森林経営管理制度に基づき、林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進します。

村民の目標

○森林の保全・育成に関する活動に積極的に参加し、森林の持つ多面的機能や林業への理解を深めます。

3. 商工業

前期計画期間における取組と評価

- 商工会と連携を図り、事業協力体制の拡充と活動を推進しました。
- 商工会・金融機関と情報共有し、企業がスムーズに中小企業融資制度等を活用できるようアドバイスを行ってきました。
- プレミアム商品券の発行は、利用者増加に向けた工夫と、村内企業へ還元できる流れの確立を図りました。
- 商工会との連携と、商工会としての経営支援事業計画の推進に協力して実施してきました。産業・特産品のPRについては、リニューアルを進めています。
- 村の産業については、企業留置のための支援窓口の明確化などに努めてきました。

現状と課題

道路・交通体系の整備進展や消費者ニーズの変化、大型店舗の進出等により、全国的に地元商業の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

村の商業活動は、古くから営む商店と道の駅や2012（平成24）年度に進出した大型店舗からなり、2014（平成26）年の商業統計調査によると、事業所数（卸売業・小売業）は47事業所、従業者数は222人、年間商品販売額は約30億円となっています。

村では、大型店舗等が進出したことにより、住民の利便性が大幅に高まったほか、地域活性化や雇用の確保にも貢献していますが、一方で、これらの店舗への購買力の流出が進み、古くから営む商店を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

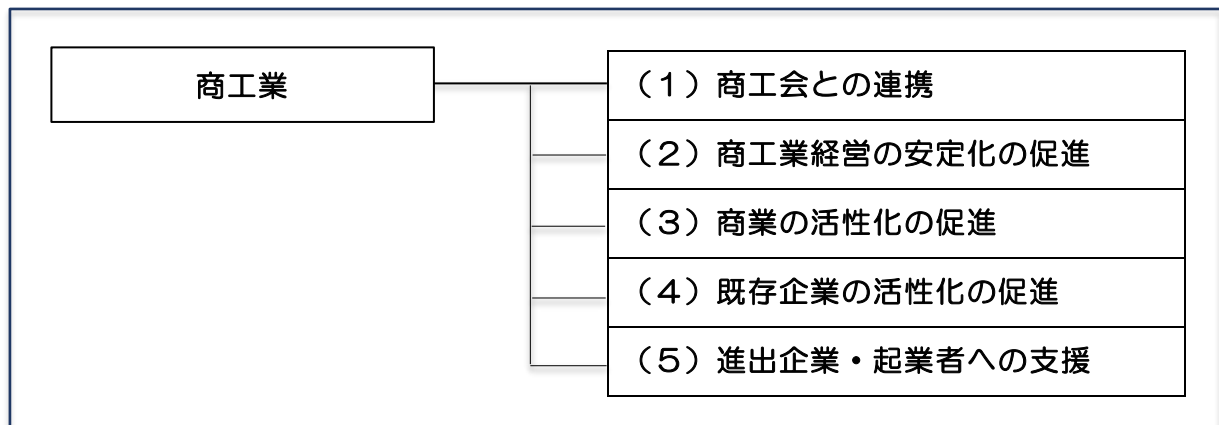
このような状況を踏まえ、今後も商工会と連携し、商業環境の変化に対応した商業活動のあり方について模索しながら、地域に密着した支援に取り組んでいく必要があります。

一方、工業の振興は、地域活力の向上や雇用の確保に直結するものとして、地域活性化にとって大きな位置を占めています。

村の工業は、伝統的な地場産業である木工業のほか、自動車関連産業が中心となっており、2017（平成29）年の工業統計調査の速報値によると、本村の製造業の事業所数（従業者4人以上）は19事業所、従業者数は792人、製造品出荷額等は木曽郡で最大規模の約329億円となっています。

今後とも、商工会との連携のもと、既存事業所の経営の安定化等を支援し、企業留置に努めるとともに、新規起業をめざす人に対する支援を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	商工会との連携	商工会との連携を図り、商工業の振興及び村の活性化に向けた各種活動の活発化を促進します。
2	商工業経営の安定化の促進	国・県の融資制度及び村の中小企業融資制度の周知と活用促進に努め、商工業経営の安定化を促します。
3	商業の活性化の促進	商工会等との連携のもと、経営改善や地元商店ならではの地域に密着したサービスの提供、プレミアム商品券の発行やイベントの開催など販売促進活動の展開、自主的な商品開発・販売等を促進します。
4	既存企業の活性化の促進	① 商工会等との連携のもと、経営改善や技術力の向上、製品の高付加価値化等を促進するほか、木工品等の地場製品のPRに努めます。 ② 本村の工業の中核をなす自動車関連産業等については、企業留置のための支援に努めます。
5	進出企業・起業者への支援	① 関係機関との連携や広域的連携のもと、村内へ進出を希望する企業への立地促進対応を継続します。 ② 新規起業を促進するため、起業者に対する支援を検討します。

村民の目標

○地元の企業や商店の製品や商品を消費するよう努めます。

4. 観光

前期計画期間における取組と評価

- 関係機関（国・県）及び各種団体や住民との協働で阿寺溪谷等の景観整備や宿場の景観保全等を行いました。
- 新たな観光資源と発掘を行い、様々な分野・角度から今ある資源の活用を検討しました。また、ほお葉巻きなどの食文化については、ふるさと会員の方への配送やイベント等で活性化を図りました。
- 体験型資源を有効活用し、その指導者の育成場所の確保を行い、村外の子どもの受入体制を検討し、地域活性化に努めました。
- 友好提携を結んでいる北名古屋市の市民が村でそば打ちを体験し、あてら荘で宿泊するなど、農業と観光を組み合わせた事業を行いました。
- 子ども夢学校受入協議会が中心となり、福島県の子どもを受け入れました。村内の施設を利用し、小学生との交流や地域住民（団体）の協力を得ながら、地域の活性化を図ることにつながりました。
- 「ヒノキを奏でる里づくり事業」において、楽器の製作団体が演奏活動を実施してきました。
- 木曽観光連盟及び木曽観光復興対策協議会、木曽観光宣伝協議会とともに、広域的な集客への展開を図りました。
- 観光案内版の整備は計画的に実施しました。また、観光ガイドについても、組織化し研修会を実施してきました。
- 観光協会等と連携し、パンフレット印刷・ポスター・HP・ケーブルテレビ等を活用し、観光PRを行いました。
- 商工会・道の駅との連携をより強化して観光客の誘致に努めました。

現状と課題

癒しや食、地元の人々とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化しており、観光地には、そのニーズに即した魅力づくりや、着地型観光[※]の展開が求められています。

村には、大自然に抱かれた名勝・阿寺溪谷や中山道の宿場町として栄えた須原宿、野尻宿、定勝寺や白山神社をはじめとする由緒ある社寺、のぞきど森林公園、フォレスパ木曽、伝統芸能や祭り、イベント、郷土料理等々、数多くの観光資源があります。

村ではこれまで、阿寺溪谷の活用と保全を目的に阿寺溪谷管理運営協議会を立ち上げ、阿寺溪谷の景観整備等を実施してきたほか、中山道を歩く観光客の増加に対応した中山道案内石碑の設置や宿場のガイドマップ作成、それに伴う観光ガイドの募集、さらに広域的な活動として、木曽広域連合や木曽下伊那・中津川地域県際交流協議会によるパンフレットの作成や着地型観光商品づくりの検討を進めてきました。

また、村の有志が設立した子ども夢学校受入協議会が、村内外の子どもたちを対象とした農林業体験活動を推進するための活動をしています。

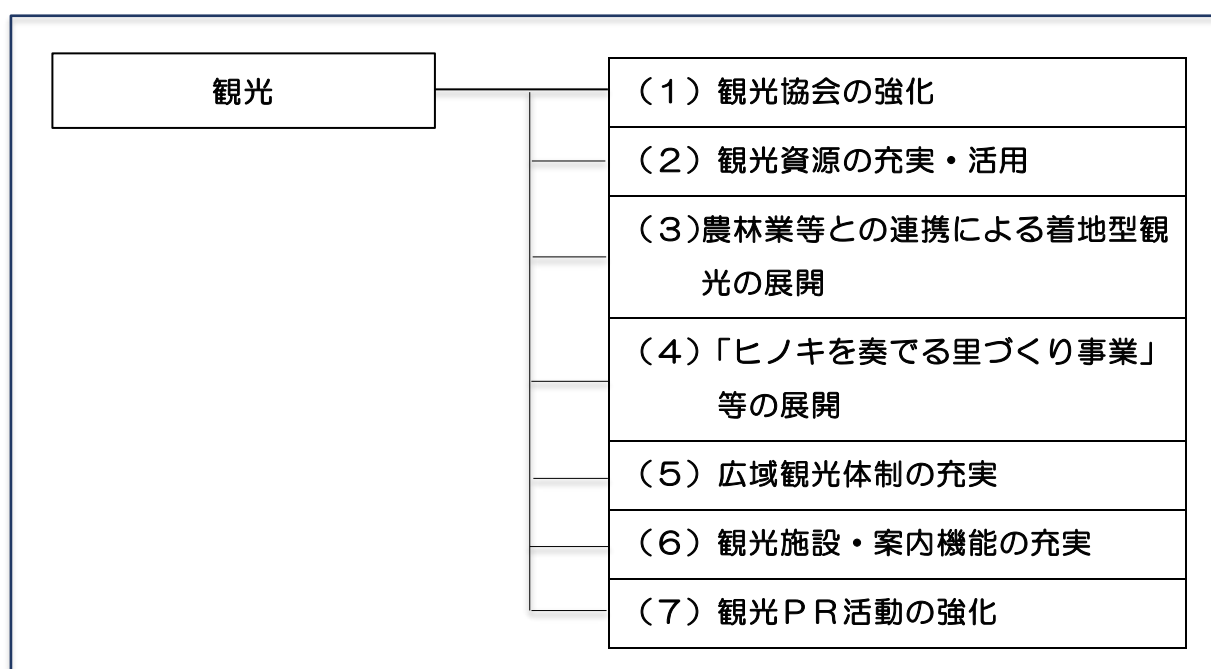
[※]着地型観光：旅行の着地点となる地元主導で企画・実施する観光

さらに、間伐材等を利用した「ヒノキを奏でる里づくり事業」を展開し、体験・交流事業を支援しています。

しかし、観光客数は伸び悩みの状況にあるほか、通過型の日帰り観光といった傾向が強く、いかにして村内での滞在時間を長くし、経済効果を生み出していくかが課題となっています。

このため、今後は、村の活力の向上と交流人口の増加、地域づくりのための観光という観点から、観光協会等との連携のもと、既存観光資源の活用や観光PR活動の強化が必要です。また、人々が繰り返し訪れ、滞在する魅力ある観光地づくりに向けた多面的な取組及び民泊を含む宿泊施設事業者への支援を積極的に進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	観光協会の強化	観光協会の育成・強化を図り、観光の振興に向けた各種活動の活発化を促進します。

項目		内容
2	観光資源の充実・活用	① 阿寺溪谷をはじめとする自然・名勝や、旧中山道の宿場町・旧跡に代表される歴史的遺産など、村が持つ多彩な観光資源を後世に残すため、住民団体との協働のもと、環境整備や保全活動を進めます。 ② 村の新たな観光資源を発掘するとともに、既存の観光資源を結びつけることにより、風土を活かした観光地づくりを推進します。 ③ ほお葉巻きや五平餅をはじめとする食文化の活用を図ります。
3	農林業等との連携による着地型観光の展開	① 村の自然・農林業資源と観光資源とを組み合わせることで着地型観光の展開を図ります。 ② 着地型観光を展開するための取組として、村内外の子どもたちの受入を行う子ども夢学校受入協議会の活動を支援していきます。
4	「ヒノキを奏でる里づくり事業」等の展開	「ヒノキを奏でる里づくり事業」の推進や「達人の会」の有効活用を図り、アルプホルンやヒノキ三味線、コカリナ、竹細工等の製作体験及び交流事業を支援していきます。
5	広域観光体制の充実	木曽観光連盟及び木曽観光復興対策協議会、木曽観光宣伝協議会と協力し、各種イベントの開催や着地型観光商品づくり、広域的な集客活動の展開を図ります。
6	観光施設・案内機能の充実	① 民泊を手掛ける事業者をはじめ、宿泊施設の充実を図る事業者を支援していきます。 ② 村内の要所における案内看板の設置・改修を進めます。 ③ 訪れる人が住民とふれあいながら、本村の自然や歴史、風土を満喫できるよう、観光ガイド研修会の開催等による資質の向上を促進します。
7	観光PR活動の強化	① 観光協会等との連携のもと、パンフレットやポスター、ホームページ、ケーブルテレビ、各種報道機関等の多様なメディアを活用し、本村の観光についてのPR活動を推進します。 ② 民間事業者との連携のもと、各種イベントへ参加し、観光客に対する周知・誘客に努めます。

○村の自然や食文化など観光資源を理解し、P R活動に努めます。

○村を訪れる観光客に気持ち良く過ごしてもらえるよう、ごみ拾いなど環境美化に努めます。

5. 雇用対策

前期計画期間における取組と評価

- 各関係機関との調整を行い、求人情報の提供・就職面談会などへの企業参加促進や村内の若者に地域の職業を知ってもらうための機会の提供を図り、雇用促進につなげました。
- 勤労者が健康で快適に働くことができるよう、労働環境の改善を推進してきました。

現状と課題

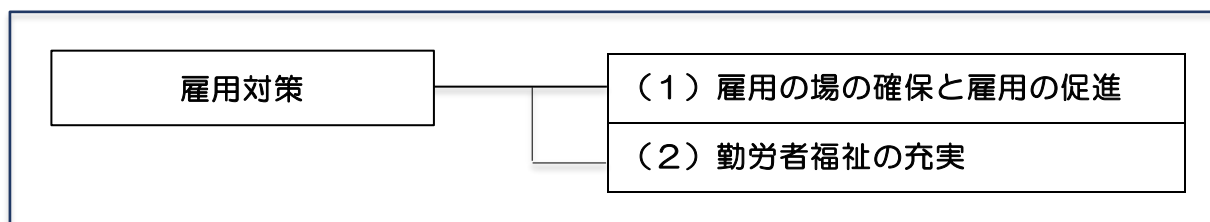
地方の産業・経済が堅調になりつつある中、人口減少、少子化の急速な進行とも相まって、地方における人手不足の解消は厳しい状況にあります。

村内企業においても人手不足が顕著となっており、村では現在、ハローワーク木曽福島等と連携して求人情報を提供しているほか、南木曽町及び岐阜県中津川市との共同での中津川地域雇用対策事業による高等学校求人一覧冊子の作成及び蘇南高等学校・木曽青峰高等学校への配布、ひがしみの就職面接会への村内企業の参加促進、若者の地元定着推進事業として蘇南高等学校の中津川市内企業視察研修への補助を行っています。

今後とも、これらの取組を一層充実させるとともに、若者の地元就職の促進をはじめ、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努める必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、引き続き木曽勤労者共済会への支援と村内事業所の福祉厚生機能の充実を支援していく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	雇用の場の確保と雇用の促進	企業立地・留置の支援等を通じて雇用の場の確保をめざすほか、ハローワーク木曽福島等の関係機関との連携や広域的連携のもと、求人情報の提供や求人冊子の作成・配布、就職面接会への村内企業の参加促進、企業視察研修の支援等の取組の充実を図るとともに、若者の地元就職及び女性・高齢者・障がい者の雇用を促進します。
2	勤労者福祉の充実	勤労者が健康で快適に働き、豊かで充実した生活を送れるよう、働きやすい環境づくりを促進します。

村民の目標

○就職面接会等の機会に積極的に参加します。また、企業や公的機関の研修会等に参加し、職業能力の向上に努めます。

第5章 人と文化が輝き歴史が息づくむらづくり

1. 学校教育

前期計画期間における取組と評価

- 小中一貫教育研修会を行うことで、職員同士のコミュニケーションの緊密化を図り、児童・生徒のより良い成長のための活動を推進しました。
- 職場体験、乳幼児ふれあい体験等の体験的活動を取り入れました。
- A L Tを活用し、外国語教育に力を入れました。
- 人権講演会などを開催し、人権教育等の充実を図り、いじめ等の対策を行いました。
- 地元産のお米を給食に取り入れ、郷土への愛着が持てる給食の提供を行いました。
- 発達障がい、学習障がいなどの特別な配慮が必要な児童・生徒が増えており、特別支援学級を設置し、特別支援教育の充実を図りました。
- 体育館の耐震対策を行うなど、安全性の強化を行いました。
- 情報機器の更新について、計画的な更新を行いました。
- 2校研修会等を開催し、教職員の資質向上を促進しました。
- 避難訓練については、関係機関と連携し春と秋の年2回実施しました。

現状と課題

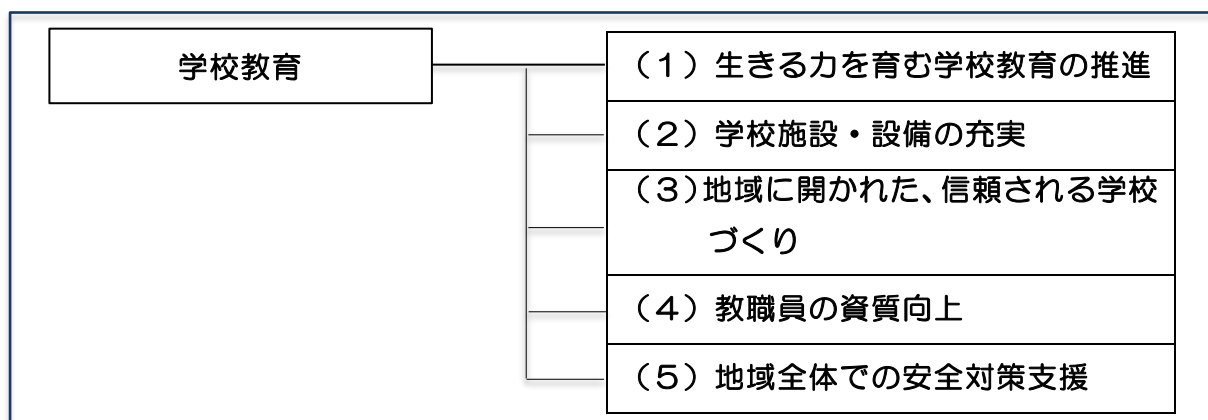
いじめや不登校、学力の低下をはじめ、教育をめぐる様々な問題が表面化する中、国では、教育基本法や学校教育法の改正、これに伴う学習指導要領の改訂を行うなど新たな取組を進めています。

2018（平成 30）年4月現在、村は村立小学校・中学校をそれぞれ 1 校ずつ設置し、豊かな自然の中で特色ある学校教育を進めています。

村では教育環境の向上をはじめ、社会の変化に即した教育内容の充実等を積極的に進めてきましたが、生きる力を育むための教育のさらなる充実をはじめ、経年劣化等に対応した学校施設・設備の充実、児童・生徒数の減少への対応、安全・安心な環境づくり等が課題となっています。

このため、今後は、小中一校のメリットを活かしながら、地域に根ざした特色ある教育の推進や基礎学力の定着、体力・運動能力の向上、特別支援教育の推進など、生きる力を育むための教育を一層推進していくとともに、そのための学校施設・設備の充実や教職員の資質向上、子どもの安全対策強化などを地域全体の取組として支援していく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	生きる力を育む教育活動の推進	① 確かな学力の向上に向け、小中一貫教育体制の充実及び児童・生徒の実態に即した学級編成のもと、基礎的・基本的な知識・技能の定着や学習習慣の確立、思考力や判断力、課題解決力の向上を重視した指導を推進します。 ② 生涯にわたりふるさとへの誇りと愛着を持続できる人材育成に向け、村の豊かな自然や歴史、産業、人材等の教育資源を活かした体験的活動を取り入れた特色ある教育を推進します。 ③ 多様化する社会に対応できる人材育成に向け、A L T の活用等による外国語教育の充実をはじめ、情報教育、環境教育、キャリア教育、防災教育等の充実を図ります。 ④ 豊かな人間性の育成に向け人権教育や道徳教育、福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の心の問題に対する相談・指導の充実を図ります。 ⑤ 健康の増進、体力の向上に向け、健康教育や食育の充実、部活動の充実を図るとともに、地域食材を取り入れた安全でおいしい自校給食の提供等に努めます。 ⑥ 発達障がい・学習障がいなど特別な配慮が必要な児童・生徒が適切かつ継続的な支援を受けられるよう、保育園、小学校及び中学校との連携、関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実及び卒業後の支援の充実を図ります。

項目		内容
2	学校施設・設備の充実	① 経年劣化への対応や安全性の強化、環境への配慮等を勘案し、学校施設の維持補修を計画的に推進します。 ② 情報機器の更新や学校図書の充実など、教育内容の充実にあわせた設備や教材・教具の整備を図ります。
3	地域に開かれた、信頼される学校づくり	家庭や地域と一体となって子どもたちを育てるため、オオクワガタコミュニティースクールと連携し地域の人材やボランティアの活用、家庭や地域の声を反映した学校運営の推進、学校評価の実施・公表等により、地域に開かれた、信頼される学校づくりを進めます。
4	教職員の資質向上	教職員の研修や研究活動を充実し、資質の向上を促進します。
5	地域全体での安全対策支援	学校内における危機管理体制の充実や防災・防犯訓練の実施を図るとともに、住民及び関係機関・団体との連携のもと、登下校時の安全対策の強化に努めるなど、地域全体で子どもの安全対策を支援します。

村民の目標

- 自分のできる範囲で学校行事等に参加します。
- 児童・生徒へのあいさつなど積極的な声かけを行います。

2. 生涯学習

前期計画期間における取組と評価

- 施設の老朽化の状態や利用者のニーズを把握し、施設・設備の整備充実を計画的に進めました。
- 利用者のリクエストに応えながら、充実した図書室づくりを行いました。
- 生涯学習のファンクラブ“大桑ごひいき倶楽部そうかい！まめかい！”を始動しました。
- 生涯学習の情報交換の場や成果発表の機会として、“大桑よろず市”を開催してきました。
- 地域に関係のある内容を取り入れ、特色ある講座・教室等の企画・開催を図りました。
- 指導者の育成・確保については、担当者会議等で他市町村の実施内容を参考に情報収集し、充実を図りました。また、社会教育団体等の育成については、活動内容を確認しながら育成・支援を行いました。

現状と課題

長期にわたる景気の低迷や高齢社会の到来、人々の価値観やライフスタイルの変化などに伴い、社会も個人も、多くの課題に直面しています。

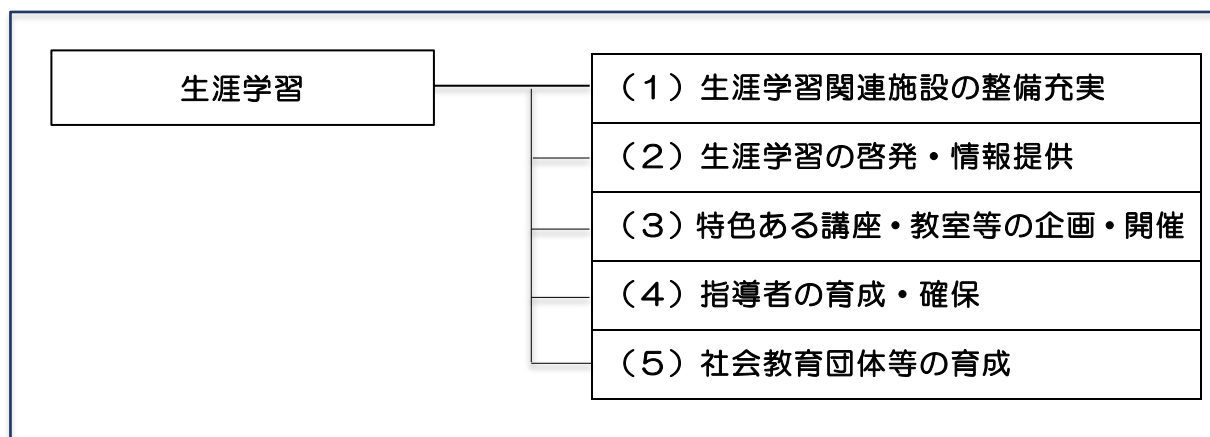
人口減少や高齢化の進行により、互いに支え合う力が低下してきており、将来、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。このような中、新たな生きがいつくり、新しい生活スタイルを求めて、一人ひとりが積極的に学習し、社会や地域の活動に参加しやすい環境づくりが強く求められています。

村では、だれもが自分に合った学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、その成果を地域で活用し、生きがいを持って充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現をめざし、公民館や分館等を拠点に、子どもから高齢者までを対象とした様々な講座・教室等を開催しているほか、学習情報の提供や指導者の育成・確保、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、学習課題はますます多様化、高度化してきており、これに対する適切な対応が求められているほか、参加者の減少や固定化、指導者不足といった問題もみられます。

このため、これまでの取組や新たな課題を踏まえ、行政、公民館、学校、企業等の関係機関・団体が十分な連携を持ちながら、生涯学習関連施設の整備充実をはじめ、特色ある講座・教室等の開催や指導者の育成・確保、社会教育団体の育成等を進め、だれもが自発的に学び、その成果を地域に還元できる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	生涯学習関連施設の整備充実	① 公民館や分館等の生涯学習関連施設について、老朽化の状況や利用者のニーズ等を踏まえながら、施設・設備の整備充実を計画的に進めます。 ② 公民館図書室は、蔵書の拡充、検索体制の充実に努めます。また、新庁舎へ併設する図書館整備について検討を進めます。
2	生涯学習の啓発・情報提供	住民の自発的な学習活動の活発化に向け、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの活用等により、学習意欲の喚起、学習情報の提供に努めます。
3	特色ある講座・教室等の企画・開催	住民ニーズや村の特性・資源、社会・経済情勢の変化を踏まえ、また学習成果の地域への還元を見据え、特色ある講座・教室等の企画・開催を図ります。
4	指導者の育成・確保	生涯学習に関する指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、登録・派遣体制の充実に図り、有効活用に努めます。
5	社会教育団体等の育成	社会教育団体や自主的な学習団体・サークル等を育成・支援し、各種活動の活発化を促進します。

村民の目標

○講座・教室等に参加し、自分に合った学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばすことに努めます。

3. 生涯スポーツ

前期計画期間における取組と評価

- 施設の老朽化や設備の劣化等がないか調査し、計画的に修繕や改修を実施してきました。
- スポーツ団体、指導者の育成については、スポーツ推進委員が積極的に地域に出て活動することで育成を図り、情報の共有、団体の要望等確認しながら進めてきました。
- 福祉健康課や社協と連携し、ニュースポーツを取り入れ、幅広い世代にあったスポーツの普及に努めてきました。また、専門家を講師に迎え充実に努めてきました。
- 社会体育やスポーツ教室の開催、支援を積極的に行っていました。

現状と課題

2011（平成23）年に全面改正されたスポーツ基本法では、スポーツの価値や社会的役割の重要性が高まる中、“スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利である”ことを明らかにしています。スポーツ活動は、体力、健康を増進させるばかりでなく、創造性を育み、他者との信頼と連帯を深め、個々の生活を充実させるために有効であり、地域活性化に大きな役割を果たしています。

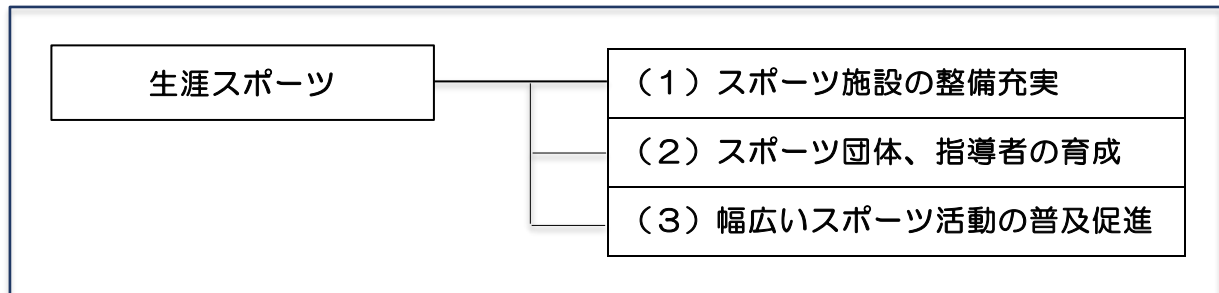
村では、体育協会やスポーツ推進委員会等と連携しながら、各種スポーツ教室・大会を開催しているほか、施設の整備充実・適正管理を図り、スポーツの普及に努めています。また、体育協会各部も自主的な活動を展開しています。

スポーツ施設としては、多目的運動広場をはじめ、村民体育館やテニスコート、ゲートボール場等を備えたスポーツ公園が整備されているほか、各地区館や小中学校の体育施設等があり、活発に利用されています。

しかし、近年、中高年層の健康・スポーツに対する関心が高まる一方、子どもたちは少子化によりチームスポーツを行う環境の確保が難しくなっているなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、すべての住民が年齢や体力、目的に応じてスポーツ活動に親しめる環境づくりが一層求められています。

このため、施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めるとともに、団体の育成や指導者の育成・確保、年齢層に応じた活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	スポーツ施設の整備充実	スポーツ公園をはじめとする施設について、老朽化の状況や利用者のニーズ等を踏まえながら、施設・設備の整備充実を計画的に進めるとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。
2	スポーツ団体、指導者の育成	① 住民の自主的な活動の活発化に向け、体育協会をはじめとする団体の育成を図ります。 ② 住民の多様なニーズに対応するため、スポーツ推進委員等の指導者の育成・確保に努めます。
3	幅広いスポーツ活動の普及促進	① 広報・啓発活動や情報の収集・提供等により、住民のスポーツ・健康づくりに関する意識の高揚を図ります。 ② ニュースポーツから競技スポーツまで、年齢層や体力等に応じた多様なスポーツ・健康づくり活動の普及に向け、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ教室・大会、健康づくり事業の充実を図ります。 ③ 子どもの減少や体力低下等の状況を勘案し、発達段階からのスポーツへの取組を推進するとともに、中学校部活動と連携したスポーツ活動の展開を図ります。

村民の目標

○日常的にスポーツやレクリエーションに親しみ、自分自身の健康づくりに努めます。

4. 文化・芸術・文化財

前期計画期間における取組と評価

- 住民の多様なニーズに対応するため、文化協会と連携し、文化・芸術活動の指導者の育成・確保に努めてきました。
- 資料館をはじめとするスポーツ公園エリアを有効活用し、魅力ある文化行事・イベントの企画・開催や作品展示の場の整備・確保を進め、多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めました。
- 「ヒノキを奏でる里づくり事業」として関係団体等が楽器等製作、演奏活動を行ってきました。
- 貴重な文化財を後世に残すため、2014（平成 26）年度に定勝寺山門の修理を行い、2017（平成 29）年度以降は本堂の耐震診断を行い、適正な保存及び維持に努めています。
- 文化協会と連携し、保存会の育成・支援等を進めてきました。
- 2015（平成 27）年度に歴史民俗資料館の増改築工事を実施し、展示スペースの充実と収蔵スペースを確保しました。様々な企画展等を行い、来館者も大幅に増え、村の歴史・文化の発信拠点として充実が図れました。
- 食文化の伝承については、生涯学習講座や「なんでも体験わくわく隊」などの取組を進めてきました。

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらすものであり、住民生活の向上や地域活性化に欠かせない重要な要素です。

村では、文化協会が中心となって、公民館等を利用して様々な文化・芸術活動を行い、振興を図っています。また、アルプホルンやヒノキ三味線等による「ヒノキを奏でる里づくり事業」を展開しており、独自の文化の創造・発信が進んでいます。

しかし、文化・芸術活動への参加者の減少や固定化、指導者の不足、活動成果の発表・展示の場の不足といった問題もみられ、今後は、だれもが気軽に文化・芸術にふれ、楽しみ、発表できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

村には、国指定の重要文化財である定勝寺、白山神社や県宝の池口寺薬師堂、そのほかにも岩出観音や中世の石仏等の歴史的遺産が数多く残っています。

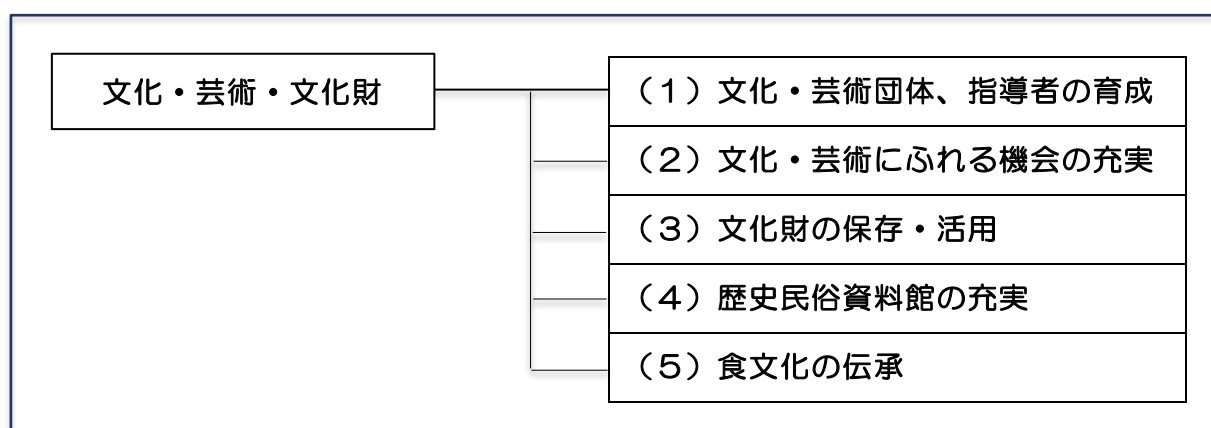
また、中山道の宿場町として栄えた須原宿、野尻宿があり、当時の面影を残しているとともに、須原ばねそ、野尻宮歌、神楽などの伝統芸能が伝承され、さらに、ほお葉巻きや五平餅等の食文化も伝えられており、独特の歴史・文化が息づいています。

村では、これら有形・無形の多様な文化財の保存・活用を進めているほか、歴史民俗資料館において展示・公開しています。

文化財は、村の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っているこ

とから、今後とも適切な調査や保存・活用、歴史民俗資料館の展示を見直すなど来館者へ魅力あるものとし、村内外の人々が村の歴史や文化にふれあえる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	文化・芸術団体、指導者の育成	① 住民の自主的な文化・芸術活動の活発化に向け、文化協会をはじめ自主的な文化・芸術団体の育成を図ります。 ② 住民の多様なニーズに対応するため、文化・芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。
2	文化・芸術にふれる機会の充実	① 魅力ある文化行事・イベントの企画・開催や作品展示の場の整備・確保を住民と協働して進め、多様な文化・芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。 ② 村ならではの文化・芸術活動として、「ヒノキを奏でる里づくり事業」の一層の展開に努めます。
3	文化財の保存・活用	① 有形文化財について、老朽箇所の計画的修復など、適正な保存及び維持管理に努めます。 ② 無形文化財の須原ばねそや野尻宮歌をはじめ、地域に伝わる伝統行事や祭り・風習・風俗を学ぶ機会を設けるほか、保存会の育成・支援等により、積極的にその保存・伝承に努めます。

項目		内容
4	歴史民俗資料館の充実	歴史民俗資料館について、施設・設備の整備充実や展示内容の充実、学校教育への活用等を進め、村の歴史・文化の発信拠点としての機能の強化を図ります。
5	食文化の伝承	ほお葉巻きや五平餅をはじめとする食文化について、住民や住民団体との協働のもと、その伝承に向けた取組を進めます。

村民の目標

- 村の文化・歴史・芸術に興味を持ち、自主的に文化・芸術活動に取り組みます。
- 地域の文化財や伝統行事などに興味を持ち、その保存・伝承活動に参加します。

5. 青少年健全育成

前期計画期間における取組と評価

- 保護司、厚生保護女性会、青少年サポーター等、青少年健全育成関係者の活動の充実を図りました。
- 小中学校PTA主催の地区懇談会開催時に、「地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動」啓発活動を実施しました。
- 青少年の体験・交流活動やボランティア活動、文化・スポーツ活動等の機会の充実を図り、活動の活発化を促進してきました。
- 広報（まなびましょう）等で情報発信し、学習の機会を広げてきました。

現状と課題

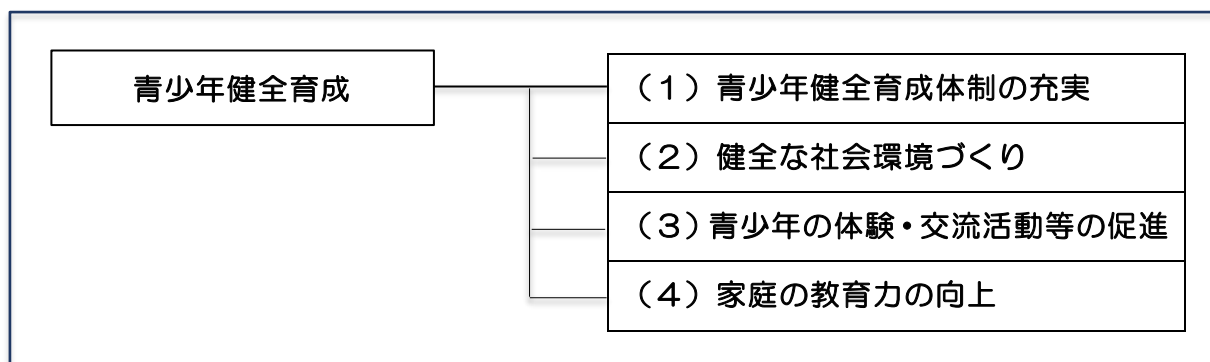
少子化や核家族化の進行、情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しつつあります。

次代を担う青少年が心豊かなたくましい人材として成長していくためには、様々な体験活動や交流活動等を通じて、豊かな感性や人間性、困難を自分で乗り越える力や仲間と助け合う力を身につけていくことが重要であり、そのための環境づくりが求められています。

村では、青少年育成連絡協議会の設置のもと、PTA等が非行の防止など健全な社会環境づくりに向けた活動を行っているほか、公民館を中心に青少年の体験・交流の場や社会参画機会の提供等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、青少年を取り巻く環境は年々複雑化しており、今後もその傾向はさらに強まることが予想されることから、これまでの取組を充実・発展させながら、関係機関の連携を強化し、村一体となった健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	青少年健全育成体制の充実	青少年健全育成活動を総合的、効果的に推進するため、青少年育成連絡協議会の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、企業、関係団体、行政等の連携強化に努めます。
2	健全な社会環境づくり	P T A等を中心とした有害環境の浄化や非行の防止等に関する活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。
3	青少年の体験・交流活動等の促進	「なんでも体験わくわく隊」等の各種事業や講座・教室等を通じ、青少年の体験・交流活動やボランティア活動、文化・スポーツ活動等の機会の充実を図り、活動の活発化を促進します。
4	家庭の教育力の向上	青少年の健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育力の向上に向け、家庭教育に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行います。

村民の目標

○家庭における基本的な生活習慣、しつけを身につけさせ、非行の防止等に努めるなど、青少年の健全育成に取り組みます。

第6章 連携と協働で築く自立のむらづくり

1. 協働のむらづくり

前期計画期間における取組と評価

- 村政懇談会等を開催することによって、住民・行政ともに意識改革や協働の取組への雰囲気づくりに努めました。
- 2010（平成 22）年度より本格的に北欧地域への視察研修を実施し、外国における行政制度及び財政運営等を学び、職員の視野を広め資質向上を行いました。
- 広報紙の内容の充実に努め、また、随時ホームページやケーブルテレビによるわかりやすい情報提供に努めました。
- 村政懇談会を毎年実施し、住民の広聴活動に努めました。
- 各種計画や事業遂行状況等について、村政懇談会等での説明やホームページ等による情報公開を行いました。
- 各種計画策定等の公募や住民アンケートを実施するなど、住民参画・協働を促進しました。
- 施設の管理運営等を住民や民間企業、任意団体等の参画により行いました。
- イベント開催等を行う際に支援を行うなど、協働のむらづくりの担い手の育成を図りました。

現状と課題

ますます複雑化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいむらづくりを進めていくためには、住民と行政とが知恵と力を合わせ、協働のむらづくりを進めていくことが必要不可欠です。そのためには、住民と行政が情報・意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

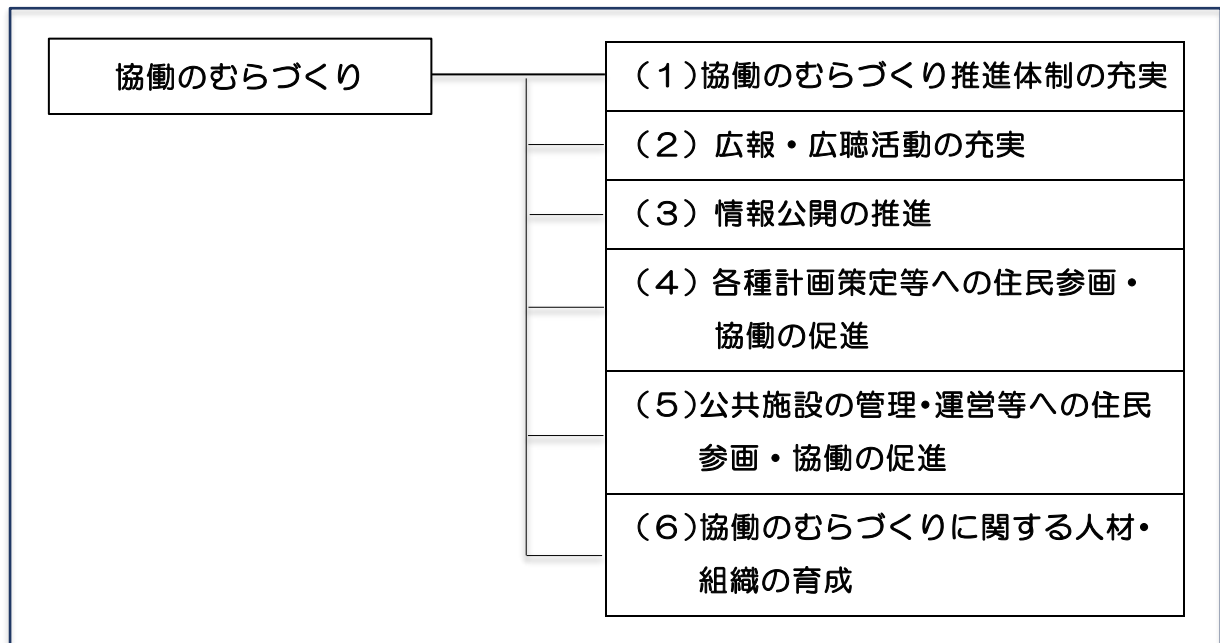
村では、広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて行政情報や地域情報を発信するとともに、村政懇談会の開催や地域担当職員制度の導入により、住民の意見・要望の反映に努めています。

また、情報公開及び個人情報保護に関する条例の制定のもと、情報公開を推進しているほか、審議会・委員会や住民アンケート調査等を通じ、各種計画策定への住民参画の促進に努めています。

しかし、村政懇談会の参加者の固定化や減少といった傾向もみられ、幅広い層の住民が主体的にむらづくりに参画・協働するための環境整備はまだ十分とはいえません。

このため、今後は、住民・行政ともに意識改革を行いながら、住民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	協働のむらづくり推進体制の充実	① 広報・啓発活動の推進や学習機会の提供により、協働のむらづくりに関する住民の意識改革と雰囲気づくりを進めます。 ② 先進自治体の視察研修の実施や講習会の開催等により、協働のむらづくりに関する村職員の意識改革と能力向上を図ります。
2	広報・広聴活動の充実	① 広報紙の内容充実をはじめ、ホームページやケーブルテレビなどによる情報提供の一層の充実に努めます。 ② 地域担当職員制度により、地域が抱える身近な問題解決に向け、地域密着型の行政を推進します。
3	情報公開の推進	住民への説明責任を果たし、開かれた村政を推進するため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、情報の公開を推進します。

項目		内容
4	各種計画策定等への住民参画・協働の促進	審議会等の一般公募や住民アンケート調査の実施、パブリックコメント等により、村の各種計画の策定や行政評価などへの住民参画・協働を促進します。
5	公共施設の管理・運営等への住民参画・協働の促進	公共施設の管理・運営や公共サービスの提供等への住民や民間企業等の参画・協働を促進します。
6	協働のむらづくりに関する人材・組織の育成	新たな時代の協働のむらづくりの担い手として、中心となる人材やボランティア団体、NPO等の育成に努めます。

村民の目標

- 公募される審議会等に参加し、協働のむらづくりに取り組みます。
- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等より発信される行政情報に関心を持ちます。

2. 地域コミュニティ

前期計画期間における取組と評価

- すべてを行政が担うのではなく、自助公助の役割をはっきりさせ、必要な情報を提供し、コミュニティの意識を高めました。
- 住民の集いの場である分館や集会所への維持管理の支援を行い、活動しやすい環境づくりに努めました。
- 既存のコミュニティ活動に対する支援を行政として可能な限り行いました。また、各地域の活動や組織の機能の維持と地域が抱える問題の解決に向けて地域担当職員制度を導入しました。

現状と課題

高齢者の孤独死や所在不明問題、限界集落の増加が社会問題になるなど、全国的に地域コミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

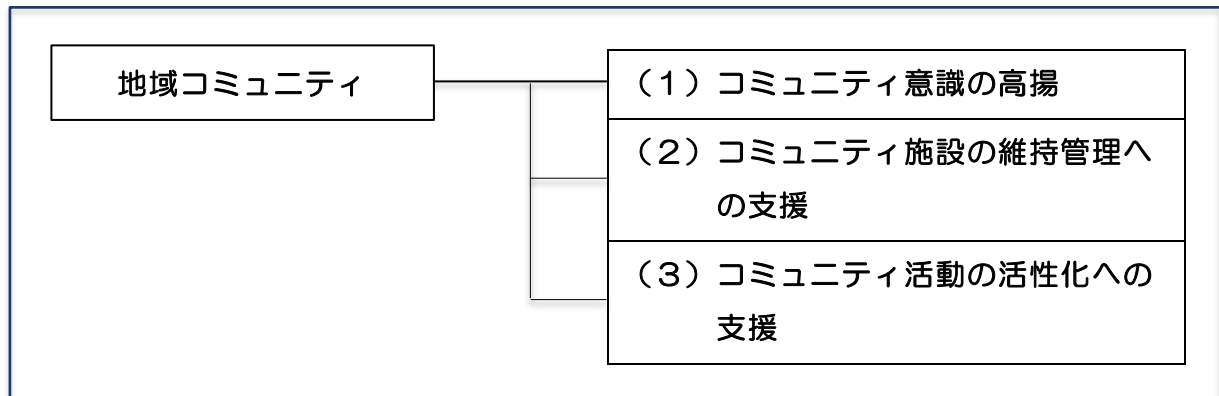
一方、2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年に発生した熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、郡内においても 2014（平成 26 年）に南木曽町土石流災害や御嶽山の噴火、村でも 2018（平成 30）年に豪雨災害が起こるなど、日本各地で発生する大規模な自然災害により、地域における自主的な防災活動や避難支援活動などの支え合い、助け合いの重要性が一層注目され、地域コミュニティの活性化が強く求められています。また、国では地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会の実現」が叫ばれています。

村には、古くから培われてきた人情や地域連帯感が残っており、行政区（親睦会・区・組など）があるほか、分館等の単位でも地域コミュニティが形成され、地域に密着した様々な活動が行われています。

村では、各地域における集会施設の維持管理の支援をはじめ、様々な形でコミュニティ活動を支援してきましたが、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあり、活動は全体的に停滞傾向にあります。

このため、今後は、将来にわたって地域住民の自主的な活動が持続的に行われ、支え合い、助け合いながら地域の課題を自ら解決していく自立した地域づくりが行われるよう、地域コミュニティの活性化に向けた有効な支援を総合的に進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	コミュニティ意識の高揚	コミュニティの役割やその重要性等に関する広報・啓発活動、情報提供を行い、“自分たちの地域は自分たちでつくる”という意識の高揚に努めます。
2	コミュニティ施設の維持管理への支援	地域住民のふれあい、集会、学習の場となる分館や集会所の維持管理に対する支援を引き続き行い、活動しやすい環境づくりに努めます。
3	コミュニティ活動の活性化への支援	既存のコミュニティ活動に対する支援をはじめ、特色ある活動や個性ある地域づくり、緊急時に対応できる地域の体制強化に対する支援など、新たな時代の地域コミュニティの形成に向けた仕組みづくりを検討していきます。

村民の目標

- 地域における自主的な防災活動や避難支援活動などに積極的に参加し、地域コミュニティの活性化に努めます。
- コミュニティの役割や重要性を理解し“自分たちの地域は自分たちでつくる”という意識の高揚に努めます。

3. 交流

前期計画期間における取組と評価

- 北名古屋市との交流では、継続して小学 6 年生による子ども交流セミナーを実施しています。また、2016（平成 28）年度から新たに村でそばづくり体験を実施するなど、交流を図ることができました。
- 南知多町日間賀島の海の家利用補助については、さらなる交流の促進を図るため、補助金額を増額しました。川上村・根羽村とも相互の植樹祭等に参加するなど交流を深めることができ、交流活動の方法・内容等の見直しと充実を図ることができました。
- 木曽広域連合と連携し、植樹・育樹作業や下流域でイベントを開催するなど、木曽川上下流の交流活動を推進しました。
- 姉妹都市のアメリカシェルビービル市との交流は、両市村民との交流とホームステイにより見聞を広げるなど、人材育成を図る事業となっています。

現状と課題

国内における地域間の交流や国際交流は、自らの地域に対する理解を深め、住民の郷土への愛着を一層高めるとともに、地域の活性化や人材育成に大きな影響を及ぼすものであり、地域づくりにとって大きな役割を果たしています。

1982（昭和 57）年に愛知県師勝町（現北名古屋市）が本村を「緑の休暇村」に指定して以来、市民の余暇活動のための訪問をはじめ、子どもたちの交流から高齢者の交流まで幅広い交流活動が続き、2008（平成 20）年には友好提携を結びました。

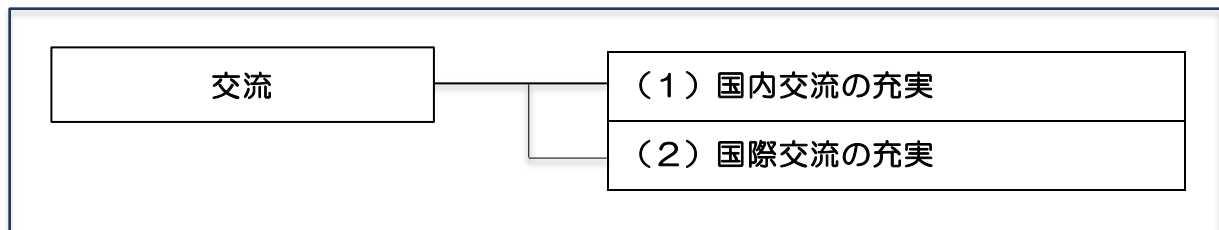
また、1997（平成 9）年に愛知県南知多町日間賀島観光協会と海の家調印が行われ、住民が海の家を利用することで海辺に住む人と交流し、さらに日間賀島観光協会が村のイベントに参加することで交流が深まっています。

さらに、2007（平成 19）年には南佐久郡川上村、2008（平成 20）年には下伊那郡根羽村と「村有林交換盟約書」を締結し、川上村のカラマツ、根羽村のスギ、大桑村のヒノキの生産地トライアングルとして交流活動が進められています。

国際交流については、1997（平成 9）年にアメリカ合衆国シェルビービル市と姉妹都市提携を行い、主に高校生のホームステイによる相互理解や親睦を深めるとともに、国際感覚あふれる人材の育成を進めています。

しかし、こうした交流活動については、限られた住民によるものとなっていることから、今後は、より多くの住民が参加できるよう、また、行政主導ではなく住民主導の交流となるよう、それぞれの交流の方法や内容等について見直しを行い、さらに充実させていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	国内交流の充実	① 愛知県の北名古屋市や南知多町日間賀島観光協会、南佐久郡川上村、下伊那郡根羽村との交流活動について、その方法・内容等の見直し・充実を図り、より多くの住民の参加と住民主導の交流活動の展開を促進します。 ② 木曽川流域の自治体との交流事業や各種団体の主催する交流事業への積極的な参加と支援をさらに進めます。
2	国際交流の充実	姉妹都市であるアメリカ合衆国シェルビービル市との交流活動について、情報提供やPR活動を推進し、相互理解と親睦を図ります。

村民の目標

○自主的に国際交流活動・地域間交流活動に参加し、他地域や自らの地域に対する理解を深めます。

4. 人権・男女共同参画

前期計画期間における取組と評価

- 「なんでも相談」の開催日に合わせ、人権擁護委員や保護司、民生委員、行政書士等による相談体制を整備しました。
- 人権理解を深めるための講演会等を開催しています。
- 2016（平成 28）年度より特定事業主行動計画を作成し、男女平等への意識改革、女性が活躍できる職場づくりの推進、男女共同参画の推進を行いました。
- 2017（平成 29）年度に虐待防止ネットワーク会議要綱の見直しを行い、あらゆる暴力の相談・支援体制の明確化を図りました。

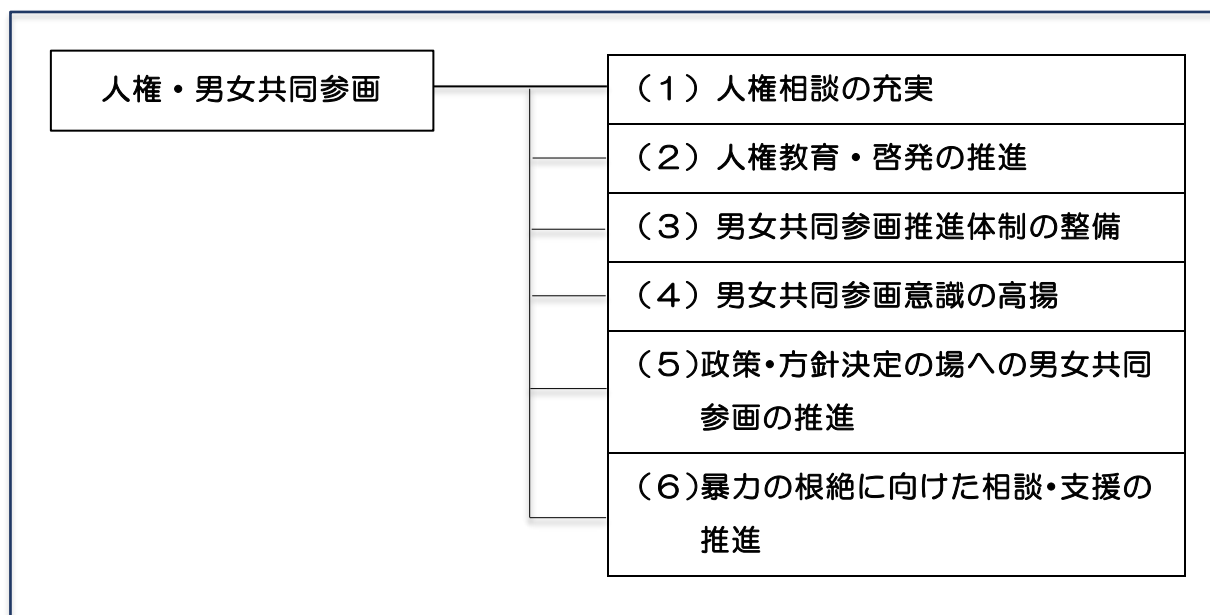
現状と課題

わが国では、人権教育・啓発に関する理念や、国・自治体・国民の責務を明らかにした法律や計画が策定され、人権尊重を基調とした社会づくりの基盤が整えられており、すべての人が人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことが求められています。

村では、人権に関する広報・啓発活動を行っているほか、人権相談員による人権相談や、学校教育における人権教育を推進しています。近年の課題として、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど様々なハラスメントの起きない環境づくりに向けて積極的に取り組む必要があります。また、性的マイノリティについては、正しく理解し、差別のない環境・社会づくりを進めることが重要です。そのため、幼児期から成人に至るそれぞれの発達段階に応じた、命の大切さや相手を思いやることを学ぶ教育が必要です。さらに、困った時などに対応できる相談支援員の充実が望まれています。

男女共同参画社会の形成について、村では、広報・啓発活動のほか、審議会・委員会等への女性の登用、女性団体の活動支援等を行っています。少しずつ意識の変化がみられ、性別による不公平感が解消されてきています。

今後は、男女共同参画を総合的に進める体制の整備のもと、性別による固定観念的な役割分担意識のさらなる解消に向けた意識改革の推進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取組を進めていく必要があります。



主要施策

項目		内容
1	人権相談の充実	関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。
2	人権教育・啓発の推進	これまでの成果や新たな課題を踏まえて内容・方法を工夫・改善しながら、学校はもとより、家庭、地域、職場、そのほか様々な場を通じ、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。
3	男女共同参画推進体制の整備	村の実情に即した男女共同参画の取組を総合的、計画的に進めるため、関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、男女共同参画に関する指針の策定について検討・推進します。
4	男女共同参画意識の高揚	広報・啓発活動や学校教育、生涯学習等を通じ、性別による固定観念的な役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透、ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた意識改革を推進します。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和

項目		内容
5	政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	① 多様な分野における政策・方針決定の場への男女共同参画を進めるため、村の審議会・委員会等への女性の積極的な登用、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行います。 ② 学習機会の提供や女性団体の活動支援を行い、女性の能力向上を支援します。
6	暴力の根絶に向けた相談・支援の推進	DV※やセクシャルハラスメントなどのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実と周知に努めます。

村民の目標

- 人権尊重の意識を高め、だれに対しても思いやりを持つことに努めます。
- 地域、職場、学校、家庭等で男女平等への意識を高め、男女共同参画社会の推進に努めます。

※DV：ドメスティック・バイオレンス。親しい関係にある男女間の暴力

5. 行財政運営

前期計画期間における取組と評価

- 行政評価の事務評価の見直し及び効率化を図りました。
- 新庁舎の建設に向けた準備のため、新たに庁舎建設準備室を設置しました。
- 新庁舎の建設に向けた取組については、庁舎建設基本構想、基本計画をもとに、基本設計を策定しました。また、新庁舎建設資材について村有林調査を実施し、木材搬出用の作業道を整備しました。
- 2016（平成28）年度より人事評価制度を取込み、職員の育成を行いました。
- 税の納付については、現年分・滞繰分ともに、督促・臨戸・相談を実施し、収納率向上に努めました。また、コンビニ収納について実施に向けた検討を行いました。
- 家屋全棟調査を実施し、公平・適正な課税に取り組んでいます。
- 当初予算編成方針会議において施設を管理する担当課へ、使用料・手数料等の見直しを要請し、一部施設では見直しにより料金が改定されました。
- 国・県等の補助金や交付税措置の有利な起債を有効活用したことにより、自主財源となる財政調整基金の積立額を増やすことができました。
- 毎年度更新する実施計画の策定時に、大型建設事業を厳選し実施年度を調整しました。また、今後の大型事業費用として庁舎建設基金の積立額を増やすことができました。
- 木曽広域連合との共同事業については、必要に応じて見直し、有効な事業の検討をしつつ、効率的な行財政運営に努めました。

現状と課題

地方分権の進展により、自治体には、自らの責任と判断のもと、地域の実情に応じた施策を立案・執行し、その結果についても責任を負う自立した行財政運営が求められています。

村ではこれまで、厳しい財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げるため、行政改革大綱や集中改革プランに基づき、行財政改革を積極的に推進してきました。その一環として、行政評価制度を導入し、村で実施している事務事業の検証・評価・改善を行い、着実に成果を上げてきました。

景気は緩やかな回復基調を続けているとされていますが、財政面では自主財源である村税が減少傾向にあり、依存財源[※]である地方交付税などに関する先行きの不透明さ等も加わり、引き続き厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

2015（平成27）年には国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。その中には「住み続けられるまちづくりを」等の目標が掲げられ、目標の達成のためには自治体行政の貢献が重要となっており、村行政に求められる役割は一層増大・多様化していくことが見込まれます。

[※]依存財源：地方交付税や国庫支出金・県支出金など、国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられる財源

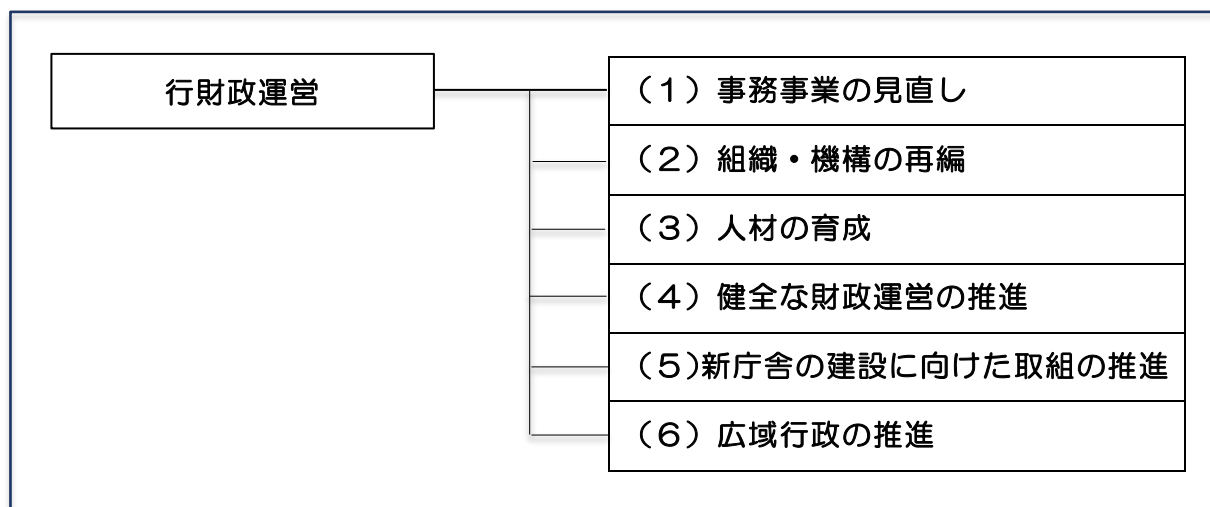
このような中、限られた資源を有効に活用しながら、自立性の高い自治体を創造・経営していくためには、行財政全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの取組の成果と課題を十分に踏まえながら、事務事業の見直しや組織・機構の再編をはじめとする行財政改革を継続的に推進していくとともに、住民サービスの向上に向け、木曽広域連合による広域行政の効果的な推進に努める必要があります。

また、1960（昭和 35）年に建設されて以来 58 年が経過している現庁舎は、全体的な老朽化はもとより、現行の耐震基準を満たしていないことや、周辺が土砂災害警戒区域であることから、防災拠点としての機能が懸念されています。

さらに、庁舎が分庁化し行政の事務機能が分散していることから、住民サービスや行政効率の低下を招く要因となっており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも、新庁舎の建設に向けた取組を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

項目		内容
1	事務事業の見直し	行政評価制度の内容充実と有効活用を図り、事務事業のさらなる改善及び整理・合理化、民間委託等を推進します。
2	組織・機構の再編	社会・経済情勢の変化や住民ニーズの動向に応じ、機能的な組織・機構への再編を適宜行います。
3	人材の育成	職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の導入等により、地方分権時代の担い手にふさわしい村職員の育成を図ります。
4	健全な財政運営の推進	① 事務事業の見直しを通じた経費節減の徹底はもとより、村税の納付方法の改善や固定資産税の公平・適正な課税など収納率の向上に向けた取組、サービスを受けた人がその対価を支払う受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等により、自主財源の確保と、国・県の各種制度の有効活用を図ります。 ② 財政状況の分析・公表を行い、大型事業や既存施設の維持管理を見極めながら、必要性、緊急性、費用対効果等を十分に勘案して事業の厳選と財源の重点配分を図り、効果的、効率的な財政運営を推進します。
5	新庁舎の建設に向けた取組の推進	老朽化への対応はもとより、防災拠点の整備や、保健センター、中央公民館、図書館等のコミュニティ機能を備えた複合施設として、基本設計をもとに細部について検討を行い、具体的な取組を進めていきます。
6	広域行政の推進	木曽広域連合による共同事業について、必要に応じてその都度見直しを進めるとともに、これらに加えて広域的対応が有効な事業がないかを調査し、効率的な行財政運営に努めます。

村民の目標

〇村の行財政運営へ関心を持ち、自助・共助による自立のむらづくりの推進に努めます。

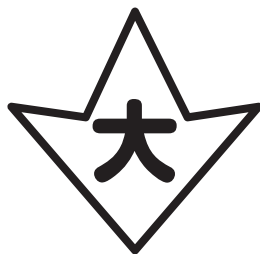
資料編

◇第5次大桑村総合計画後期基本計画策定経過

時 期	内 容
平成 29 年度	
7 月 18 日	委託業務契約締結
8 月 8 日～ 8 月 25 日	アンケート調査票内容確認
9 月 7 日～ 9 月 29 日	小学校 5・6 年生、中学生アンケート依頼 及び回収（小中学校へ依頼）
9 月 22 日～10 月 10 日	住民アンケート配付及び回収 （統計調査員へ依頼）対象 1,650 人
10 月 25 日～11 月 17 日	前期基本計画達成状況調査（庁内）
平成 30 年度	
4 月 5 日～ 5 月 1 日	審議会委員推薦依頼及び募集
6 月 14 日	委託業務契約締結
7 月 26 日	第 1 回審議会開催
8 月 31 日～10 月 26 日	後期基本計画原案検討（庁内）
11 月 27 日	第 2 回審議会開催
12 月 17 日	第 3 回審議会開催
12 月 25 日～ 1 月 23 日	計画案についてパブリックコメント実施
2 月 5 日	第 4 回審議会開催（計画原案承認）
3 月 4 日	村議会全員協議会にて後期基本計画説明

◇大桑村総合計画後期基本計画審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
岩佐 孝和	大桑村議会	
大前 信雄	大桑村公民館 野尻分館	
白木 正	大桑村教育委員会	会長職務代理
木戸口 茂	大桑村農業委員会	
宮坂 寛	大桑中学校	
藤升 寛	大桑小学校	
池口 哲	大桑中学校 P T A	
松谷 学	大桑小学校 P T A	
中村 之彦	大桑保育園保護者会	
寺嶋 英治	大桑村消防団	
佐藤 卓祥	大桑村社会福祉協議会	審議会長
棚秋 修一	大桑村交通安全協会	
櫻井 秀夫	大桑村商工会	
上田 律子	大桑村観光協会	
水野 徹	大桑村文化協会	
井出 誓治	大桑村体育協会	
田尻 英昭	大桑村達人の会	
麦島 時彦	J A 木曽大桑支所	
藤懸 博	木曽南部森林組合	
下野 久美子	大桑村保健補導員会	
平中 美幸	N P O 法人 あがらんしょ	
林 ちかゑ	阿寺農産物加工販売組合	
細田 秀行	大桑村建設事業協力会	
奥野 孝	大桑村木造住宅推進協議会	
太田 喜隆	一般応募	
勝野 誠吾	一般応募	
志波 英利	一般応募	



第5次大桑村総合計画
後期基本計画

平成31年3月

編集・発行／大桑村総務課

〒399-5503 長野県木曽郡大桑村大字長野2778
TEL.0264-55-3080 FAX.0264-55-4134